

令和7年度

# 福島町議会

## 定例会3月会議会議録

令和8年3月10日 開会

令和8年3月12日 休会

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意  
しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校より  
できなく、誤字、脱字がありますことを深くお詫び  
申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読い  
ただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

# 目 次

令和8年3月10日（火曜日）第1号

○議 事 日 程 .....	1 頁
○会議に付した事件 .....	2 頁
○出 席 議 員 .....	3 頁
○欠 席 議 員 .....	3 頁
○出 席 説 明 員 .....	3 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	3 頁
○開会・開議宣告 .....	5 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	5 頁
○日程第2 諸般の報告 .....	5 頁
○日程第3 行政報告 .....	9 頁
1 第2青函トンネル構想の実現に向けた活動について	
教育行政報告 .....	10 頁
1 学校教育について	
(1) 町立学校の今後の在り方について	
(2) 高等学校について	
2 社会教育、青少年の育成について	
(1) スポーツ・文化賞の表彰について	
○日程第4 令和8年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について .....	11 頁
○日程第5 報告第5号 福島町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について .....	23 頁
○日程第6 議案第55号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	24 頁
○日程第7 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	25 頁
○日程第8 議案第58号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	26 頁
○日程第9 議案第59号 福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	28 頁
○日程第10 議案第60号 横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	29 頁
○日程第11 議案第61号 福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	30 頁
○日程第12 議案第62号 福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	31 頁
○日程第13 議案第63号 福島町林業振興協議会条例を廃止する条例 (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	32 頁
○日程第14 議案第74号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第12号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	33 頁
○日程第15 議案第75号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	49 頁
○日程第16 議案第76号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	50 頁
○日程第17 議案第77号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） (提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決) .....	52 頁

○日程第 18	議案第 78 号 令和 7 年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 3 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	53頁
○日程第 19	議案第 79 号 令和 7 年度福島町水道事業会計補正予算（第 1 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	54頁
○日程第 20	議案第 80 号 令和 7 年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第 3 号） （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	56頁
○日程第 21	発委第 12 号 福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例 （提案説明・質疑・意見交換・討議・討論・起立採決）	58頁
○日程の順序変更		59頁
○諸般の報告		61頁
○日程第 22	一般質問	61頁
	1 番 藤 山 大	62頁
	（1）防災インフラの重要性と回復力の強化について	
	7 番 熊 野 茂 夫	65頁
	（1）津波避難計画について	
	6 番 木 村 隆	68頁
	（1）旧吉岡温泉の解体における防災広場の整備について	
	5 番 平 沼 昌 平	71頁
	（1）第 2 青函トンネル構想の実現で未来につなぐ町づくりについて	
○延会の議決		77頁
○休会の議決		77頁
○延会宣告		77頁

# 目 次

## 令和8年3月12日（木曜日）第2号

○議 事 日 程 .....	79 頁
○会議に付した事件 .....	79 頁
○出 席 議 員 .....	80 頁
○欠 席 議 員 .....	80 頁
○出 席 説 明 員 .....	80 頁
○職務のため議場に出席した議会事務局職員 .....	80 頁
○開会・開議宣告 .....	81 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名 .....	81 頁
○日程第2 議案第54号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例	
議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	
発委第13号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	
議案第64号 第6次福島町総合計画の変更について	
議案第65号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	
議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「横綱の里ふくしま」）	
議案第73号 福島町財産調整基金の積立金の処分について	
議案第66号 令和8年度福島町一般会計予算	
議案第67号 令和8年度福島町国民健康保険特別会計予算	
議案第68号 令和8年度福島町介護保険特別会計予算	
議案第69号 令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第70号 令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	
議案第71号 令和8年度福島町水道事業会計予算	
議案第72号 令和8年度福島町浄化槽事業会計予算 .....	81頁
	(予算審査特別委員会報告)
○日程第3 同意第3号 監査委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	82頁
○日程第4 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について (提案説明・質疑・討論・起立採決) .....	83頁
○日程第5 令和8年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について .....	84頁
○休 会 の 議 決 .....	84頁
○休 会 宣 告 .....	85頁

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
報告 5	福島町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について	3月10日	報告済
5 5	特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3月10日	原案可決
5 7	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月10日	原案可決
5 8	福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	3月10日	原案可決
5 9	福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例	3月10日	原案可決
6 0	横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例	3月10日	原案可決
6 1	福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例	3月10日	原案可決
6 2	福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例	3月10日	原案可決
6 3	福島町林業振興協議会条例を廃止する条例	3月10日	原案可決
7 4	令和7年度福島町一般会計補正予算（第12号）	3月10日	原案可決
7 5	令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	3月10日	原案可決
7 6	令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）	3月10日	原案可決
7 7	令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	3月10日	原案可決
7 8	令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）	3月10日	原案可決
7 9	令和7年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）	3月10日	原案可決
8 0	令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第3号）	3月10日	原案可決
発委 1 2	福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例	3月10日	原案可決

## 提出案件及び議決結果表

議案番号	件名	議決月日	議決結果
54	福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
56	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
発委 13	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
64	第6次福島町総合計画の変更について	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
65	福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
81	公の施設の指定管理者の指定について (道の駅「横綱の里ふくしま」)	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
73	福島町財政調整基金の積立金の処分について	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
66	令和8年度福島町一般会計予算	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
67	令和8年度福島町国民健康保険特別会計予算	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
68	令和8年度福島町介護保険特別会計予算	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
69	令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計予算	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
70	令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
71	令和8年度福島町水道事業会計予算	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
72	令和8年度福島町浄化槽事業会計予算	3月10日	予算審査特別委員会付託
		3月12日	原案可決
同意 3	監査委員の選任について	3月12日	原案同意
同意 4	固定資産評価審査委員会委員の選任について	3月12日	原案同意

## 令和7年度

# 福島町議会定例会3月会議

令和8年3月10日（火曜日）第1号

### ◎議事日程

- |       |                                              |
|-------|----------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                   |
| 日程第2  | 諸般の報告                                        |
| 日程第3  | 行政報告                                         |
| 日程第4  | 令和8年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について                 |
| 日程第5  | 報告第5号 福島町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について             |
| 日程第6  | 議案第55号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第7  | 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 日程第8  | 議案第58号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例                |
| 日程第9  | 議案第59号 福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例               |
| 日程第10 | 議案第60号 横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例           |
| 日程第11 | 議案第61号 福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例              |
| 日程第12 | 議案第62号 福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例             |
| 日程第13 | 議案第63号 福島町林業振興協議会条例を廃止する条例                   |
| 日程第14 | 議案第74号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第12号）                |
| 日程第15 | 議案第75号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）           |
| 日程第16 | 議案第76号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）             |
| 日程第17 | 議案第77号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）          |
| 日程第18 | 議案第78号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）        |
| 日程第19 | 議案第79号 令和7年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）               |
| 日程第20 | 議案第80号 令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第3号）              |
| 日程第21 | 発委第12号 福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例             |
| 日程第22 | 一般質問                                         |
| 日程第23 | 議案第54号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例              |
| 日程第24 | 議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例             |
| 日程第25 | 発委第13号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例           |
| 日程第26 | 議案第64号 第6次福島町総合計画の変更について                     |
| 日程第27 | 議案第65号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について              |
| 日程第28 | 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「横綱の里ふくしま」）      |
| 日程第29 | 議案第73号 福島町財政調整基金の積立金の処分について                  |
| 日程第30 | 議案第66号 令和8年度福島町一般会計予算                        |
| 日程第31 | 議案第67号 令和8年度福島町国民健康保険特別会計予算                  |
| 日程第32 | 議案第68号 令和8年度福島町介護保険特別会計予算                    |
| 日程第33 | 議案第69号 令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計予算                 |
| 日程第34 | 議案第70号 令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算               |
| 日程第35 | 議案第71号 令和8年度福島町水道事業会計予算                      |
| 日程第36 | 議案第72号 令和8年度福島町浄化槽事業会計予算                     |
| 日程第37 | 同意第3号 監査委員の選任について                            |

- 日程第38 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第39 令和8年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について
- 

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 諸般の報告  
日程第3 行政報告  
日程第4 令和8年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について  
日程第5 報告第5号 福島町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について  
日程第6 議案第55号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
日程第7 議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第8 議案第58号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例  
日程第9 議案第59号 福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例  
日程第10 議案第60号 横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例  
日程第11 議案第61号 福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例  
日程第12 議案第62号 福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例  
日程第13 議案第63号 福島町林業振興協議会条例を廃止する条例  
日程第14 議案第74号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第12号）  
日程第15 議案第75号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第16 議案第76号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）  
日程第17 議案第77号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）  
日程第18 議案第78号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）  
日程第19 議案第79号 令和7年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）  
日程第20 議案第80号 令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第3号）  
日程第21 発委第12号 福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例  
日程第23 議案第54号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例  
日程第24 議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
日程第25 発委第13号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例  
日程第26 議案第64号 第6次福島町総合計画の変更について  
日程第27 議案第65号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について  
日程第28 議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「横綱の里ふくしま」）  
日程第29 議案第73号 福島町財政調整基金の積立金の処分について  
日程第30 議案第66号 令和8年度福島町一般会計予算  
日程第31 議案第67号 令和8年度福島町国民健康保険特別会計予算  
日程第32 議案第68号 令和8年度福島町介護保険特別会計予算  
日程第33 議案第69号 令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計予算  
日程第34 議案第70号 令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算  
日程第35 議案第71号 令和8年度福島町水道事業会計予算  
日程第36 議案第72号 令和8年度福島町浄化槽事業会計予算  
日程第22 一般質問
-

---

◎出席議員（8名）

議長	10番	溝部幸基			
	1番	藤山 大	2番	杉村志朗	
	3番	佐藤孝男	4番	小鹿昭義	
	5番	平沼昌平	6番	木村 隆	
	7番	熊野茂夫	8番	(欠員)	

---

◎欠席議員（1名）

副議長	9番	平野隆雄			
-----	----	------	--	--	--

---

◎出席説明員

町長	鳴海清春	副町長	小鹿一彦
総務課長	小鹿浩二	企画課長	村田洋臣
産業課長	福原貴之	<small>町民課長兼古岡支所長兼認定こども園福島保育所園長</small>	深山肇
町民課参事兼会計管理者	古一直喜	福祉課長	佐藤和利
建設課長	紙谷 一	福祉センター次長	(石川秀二)
教育長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター長	石川秀二
監査委員	本庄屋 誠	監査委員	高田重美
監査委員補助職員	(鍋谷浩行)		

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷浩行	議会事務局議事係長	山下貴義
議会事務局議事係	角谷里紗		

---



(開会 9時58分)

---

## ◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

定例会3月会議の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

今年度の「町民と議員との懇談会」は、町民の皆様のご協力を頂き、例年通り17会場で実施、無事終えることが出来ました。意見を聞くことへ重点を置いた懇談会において、津波避難等の防災問題、熊対策、除排雪対策等多岐にわたる意見を頂きましたが、今年は特に、議会改革特別委員会で検討し、諮問会議で答申を頂いております「議員定数」「議員のなり手不足」「議会改革の見直し」等について多くのご意見を伺うことが出来ました。

先般、町側へ実施報告書を手交しておりますが、課題等につきましても、議会として更に調査をすることとなりますし、議会改革については、特別委員会の報告書を受けて、事務的に整理調整をし、規定の改正に向けて準備を進めて参りたいと思っております。

町民の皆様との懇談会を通じて、議会活動への理解が従前よりは浸透していると感じておりますが、依然として、「議会の役割」「議会と行政の仕組み」が理解されずよく分からないとの意見も多く、情報をさらに周知・発信して欲しいとの意見もありましたので、引き続き気軽に交流できる機会を積極的に提供していきたいと思っております。

今、3月会議は、町政執行方針に示された重要案件に係る各会計の新年度予算を審議する重要な議会であり、活発な議論が展開されます事を願っております。

政策については、行政評価に繋がる事を自覚し、計画精度を高める努力が必要であり、人口減少、高齢化が進行する中で、予測される厳しい財政状況に充分配慮、予算の目的・算定根拠を明確にし、理解を得て共通の認識を持つよう努めることも大事ですし、議会・行政ともに政策の過程をさらにわかりやすく町民の皆様を示していくことも大切です。

町づくり、議会両基本条例に基づき、町民との協働のまちづくりを目指す、行政・議会は公正・公平を肝に銘じ、町民の模範となるよう規律を遵守、情報を適確に発信し、共有することもあらためて心掛けなければなりません。

議会としても、町民の負託に応えるため一層研鑽に励み、課題に向かって着実・果敢に活動を続けていかなければならないと思っております。

風も緩み春の兆しが見え始め、桜前線が話題となる時節となりました。

出席者各位には、健康に留意され、お体ご自愛の上、本定例会の議事運営にご協力いただきますよう、お願いを申し上げます開会の挨拶といたします。

ただいまから、令和7年度定例会3月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

## ◎会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

7番熊野茂夫議員、1番藤山大議員を指名いたします。

---

## ◎諸 般 の 報 告

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第2 諸般の報告を行います。

議会運営委員会の報告を行います。

5番平沼昌平議会運営委員長。

### ○5番（平沼昌平）

令和7年度定例会3月会議の開会に際し、去る3月3日に開催いたしました議会運営委員会の協議結果について報告いたします。

議事日程につきましては、お手元に配布のとおりでございます。

審議日数については、本日から3月18日までの7日間といたしました。

議案につきましては、条例の一部改正・廃止が12件、計画の変更2件、指定管理者の指定1件、積立金の処分1件、令和7年度一般会計ほか6会計の補正予算、令和8年度一般会計ほか6会計の予算、人事案件2件、報告1件の計33件となりますが、令和8年度予算関連の議案につきましては、議長を除く全議員で構成する予算審査特別委員会を設置のうえ、休会中に審査することといたしました。

以上のとおり、本3月会議は審議も長期に亘ることから、議員の皆様には議事運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員会の報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

議会運営委員会の報告を終わります。

本定例会3月会議の議事は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたように進めてまいります。

諸般の報告も既に皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

常任委員会の所管事務調査結果の報告を行います。

3番佐藤孝男経済福祉常任委員長。

#### ○3番（佐藤孝男）

諸般の報告の6ページをお開きください。

それでは、2月12日に開催しました委員会の結果を報告いたします。

説明は、主な内容としますのご理解ください。

はじめに、調査事件12 国民健康保険事業の運営について。

町より示された国民健康保険事業の運営状況と、令和8年度に向けた税率改正の内容については一定の理解をしましたが、次の事項について検討されたい。

##### 1、令和8年度に向けた保険税率改正について。

令和8年度の税率改正から新たに創設・課税される「子ども・子育て支援納付金分」については、具体的内容が町民には理解されていないと懸念されるので、広報等を活用し、町民に分かりやすい内容で周知されるよう検討されたい。

##### 2、国民健康保険事業基金について。

国保基金残高は1億7千万円を超えている。従来、基金は国保事業の運営において突発的な資金不足等に対応するために必要であったが、国保事業が広域化したことで、何らかの方法で基金を活用することを検討する必要があると思慮します。

全道統一の保険料率とするため毎年保険税が上がっていることから負担軽減のため活用することや、健康増進事業等の一部を国保事業で行う等の方法も有効ではないかと思慮するので検討されたい。

##### 3、その他。

事前に送付された委員会資料の当日修正が多いことから、資料作成にあたっては慎重を期し、修正・校正については随時適切に対応されたい。

続いて、調査事件13 町内介護事業の現状について。

今回の所管事務調査を行うにあたって、当委員会では事前に町内3事業所と個別に懇談を行い課題等について意見交換しており、町から示された介護事業の現状については一定の理解をしたが、次の事項について留意・検討されたい。

##### 1、町内介護事業者の現状について。

町内介護事業所の現状等については、これまでも当委員会において調査を行ってきたが、町が依然として介護事業者の置かれている状況を理解していないのではないかと憂慮します。

町内の介護事業の実態として、サービス利用者の減少や介護人材の確保問題など、経営のひっ迫と厳しい将来推計の不安という深刻な状況にあることは、先日の懇談からも明らかであるが、町側からは、現場実態の危機感が感じられず、介護事業者との連携不足な点を指摘します。

町には強い危機感をもって早急に課題等について共有することを望みます。

##### 2、介護事業の対策について。

町内介護事業の現状から、町として適切な対策を打たず、介護事業所任せでは町内介護事業を維持していくことは困難になると思慮します。

以前から委員会意見として提言していますが、町が主導して介護事業所の代表と課題を共有する場を設け、対策を検討し、町内介護環境を維持することが必要と思慮するので検討されたい。

介護の問題は、当町だけではなく渡島西部四町の共通課題であり、福島町が主導して、広域的な協力体制、各町の役割分担等について連携して取り組むことも将来的には必要になると思慮するので検討されたい。

続いて、調査事件14 町立診療所の経営について。

町より示された町立診療所の経営状況と、経営安定化に向けた取り組みについては一定の理解をしたが、次の事項について検討されたい。

#### 1、町立診療所の経営安定化に向けた取り組みについて。

町立診療所の開業から7年が経過しているが、決算状況も実質単年度収支は赤字額の高騰が続く状況になっており、安定した経営には至っていない点については、経営改善に取り組むうえで重要となる利用患者の実態把握、特に訪問診療の実態について詳細に分析し、在宅診療の推進等、町内利用者の比率を高める方策を検討されたい。

経営の合理化に向けた取り組みとして、人件費の比率が大きなウエイトを占めていることから、看護師・事務担当の兼任、医薬分業等について改めて検討すべきと思慮します。

利用患者数停滞の要因として、医師の町民認知度が低いことがあると推察されるので、医師には可能な範囲で町内の式典・行事等への出席を促すなど、町民との接点を積極的に設けるよう検討されたい。

#### 2、医師公宅の適正管理について。

医師公宅については、新設してそれほど年数が経過していないにも関わらず、高価な暖房ボイラーの取替が必要になった状況は、使用者の基本的な日常管理不足が要因と推察されるので、使用者責任も含め、医師と協議し住宅の適正管理に努められたい。

以上で、経済福祉常任委員会の報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

1番藤山大広報・広聴常任委員会副委員長。

#### ○1番（藤山大）

それでは、諸般の報告の11ページをお開きください。

令和7年度「町民と議員との懇談会」の結果を報告します。

説明は、主な内容としますのでご了解ください。

今年度の懇談会は2月3日から2月10日まで、延べ6日間開催しました。

参加状況につきましては、16会場で76人の出席、1会場の最大は12人、最小はゼロ人、平均4.8人という参加状況となりました。

今回の懇談会では、「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革」について、特別委員会で確認した方向性について町民から直接意見を伺うことを主な目的とし、多くの意見を頂いております。

また、各会場では「除排雪」「熊対策」「防災対策」など多岐にわたる質問や意見も寄せられ、詳しく記載しておりますのでご参照ください。

以上で、報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

議会改革調査特別委員会の報告を行います。

1番藤山大議会改革調査特別委員会副委員長。

#### ○1番（藤山大）

それでは、諸般の報告の24ページをお開きください。

議会改革調査特別委員会の調査結果について報告いたします。

説明は、主な内容としますのでご理解ください。

26ページです。

調査事件 議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革についてです。

議会として、議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について集中的に検討するため、本

特別委員会を設置したものであり、調査・審議した結果を以下のとおり報告する。

調査の論点と意見としては、次期改選期（令和9年8月）において再度定数割れ無投票とならないため、「議員定数」「議員歳費」「議員のなり手対策」「議会改革の見直し」の4項目について、それぞれ方策を具体的に調査・審議し確認した。

（1）議員定数について。

議員定数については、特別委員会の方向性として現在の定数10名から1名減じ9名とすることで町民から意見を聴取した結果、9名とすることで最終確認とした。

（2）議員歳費について。

議員歳費については、特別委員会の方向性として現行の「福島町方式」を維持することで町民から意見を聴取した結果、「福島町方式」を継続することで最終確認とした。

（3）議員のなり手対策について。

議員のなり手対策については、「研修塾の開催を検討」「住民と議会の距離を縮める方策を検討」「ハラスメント条例の制定を検討」の3点について調査をおこなった。

「研修塾の開催を検討」と「住民と議会の距離を縮める方策を検討」については、近隣町でも実績のある議会モニター制の導入を決定・対応済みなことや、「ハラスメント条例の制定を検討」では、女性のなり手対策としてハラスメント条項を議員政治倫理条例に盛り込む決定を町民との懇談会で説明、議会でも実施している方向性で最終確認とした。

（4）議会改革の見直しについて。

議会改革の見直しについては、「常任委員会の在り方」と「議会議員政治倫理条例の改正」の2点について調査をおこなった。

「常任委員会の在り方」については、現在の常任委員会の状況や議員定数の方向性から、1常任委員会とすることで最終確認とした。

「議会議員政治倫理条例の改正」については、議員のなり手対策の「ハラスメント条例の制定」との関連もあり、単独で制定せず、議員政治倫理条例に関係条項を対応すべきとの方向性が確認され、町民との懇談会では特に異論もなく、議員政治倫理条例を改正することで最終確認とした。

### 3、総括。

本特別委員会に付託された「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」で調査項目とした4項目については、特別委員会の調査と並行して議会基本条例諮問会議へ諮問し、令和7年度の町民との懇談会において意見を聴取した結果を基に、最終的な方向性について確認したことから、本委員会として「議会体制の在り方・議員のなり手確保対策等議会改革について」の調査は当初の目的を達成したと判断するが、人口減少、少子高齢化が進行する当町において今回確認した方向性で進んだとしても次期改選期に議員のなり手として立候補されるかについては予断を許さない状況であり、議会として今後も継続して取り組んでいかなければならない課題であると思慮する。

以上、本特別委員会の調査報告とする。

#### ○議長（溝部幸基）

渡島西部広域事務組合議会の報告を行います。

3番佐藤孝男議員。

#### ○3番（佐藤孝男）

諸般の報告第1号、30ページをお開きください。

2月27日開催の令和8年第1回定例会の主な内容を報告いたします。

行政報告の内容は、消防関係で3件の報告がありました。

（1）職員の懲戒処分について。

1月20日（火）に福島消防署職員が、傷害事件により松前警察署に逮捕される事案が発生しました。

（2）火災の発生状況について。

12月13日（土）に木古内町木古内地区において、建物を全焼する火災が発生し、4名が救急搬送されましたが、命に別状はありませんでした。

（3）水難事故について。

2月2日（月）知内町小谷石地区のイカリカイ公園で、海上に人が浮いているとの通報があり、水難救

助隊員2名が救助に向かい、要救助者を救助し救急搬送いたしました。搬送先の病院で死亡が確認されております。改めて、ご冥福を心よりお祈りいたします。

審議した議案は、議案第1号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

議案第2号 渡島西部広域事務組合火災予防条例の一部を改正する条例。

議案第3号 令和7年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算（第4号）。

議案第4号 令和8年度渡島西部広域事務組合一般会計予算の4件については、原案のとおり可決されております。

詳細内容については、記載のとおりであります。

議案等関係資料については、事務局に保管されております。

以上で、渡島西部広域事務組合第1回定例会の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

渡島廃棄物処理広域連合議会の報告を行います。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

諸般の報告の32ページをお開きください。

主な内容を説明しますので、ご了承ください。

2月26日に開催された令和8年度第1回定例会の結果について報告します。

1、定例会の議案については、令和8年度予算と令和7年度補正予算の計2件でした。

2、行政報告では令和7年度発生した地震の被害、ごみの排出・処理量、設備点検等について報告がありました。

クリーンおしまにおいて、去る12月8日に発生した青森県東方沖地震により、焼却施設の高温集じん器に使用しているフィルタが折損し、2基の焼却炉が緊急停止しました。

本件への対応については、当日開催の全員協議会で報告がありました。

結論として処理能力の低下が見られたことから、定期点検整備において高温集じん器フィルタの交換が必要のため、株式会社タクマに対し、交換及び予備品の補充並びに費用負担を含めた対応を求めて協議をしております。

(1) として4月から1月までのゴミ排出・処理量等について。

(2) として今年度の整備点検等について。

(3) として地震及び点検整備以外の休炉については無かったなどそれぞれ報告がありました。

次のページをお開きください。

3、審議した議案の内容については、表に記載のとおりです。

議案第1号 令和8年度一般会計予算については、当初予算を15億3,619万4千円と決めました。

議案第2号 令和7年度一般会計補正予算については、前年度繰越金6,926万6千円で施設維持運営基金に積み立て等により、予算総額を15億6,483万3千円としました。

なお、議案・関係資料については議会事務局に保管してありますので、ご参照ください。

以上で、報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

諸般の報告を終わります。

お諮りいたします。

本日は、午後6時から夜間議事を予定しておりますので、夜間議会が終了するまで、予め会議時間を延長いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日の会議時間は夜間議会が終了するまで延長することに決定いたしました。

---

◎行 政 報 告

---

○議長（溝部幸基）

日程第3 申し出がありますので、行政報告を行います。

鳴海清春町長。

#### ○町長（鳴海清春）

改めまして、おはようございます。

令和7年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会2月会議以降の行政報告を申し上げます。

1点となります。

##### 1、第2青函トンネル構想の実現に向けた活動について。

2月10日、札幌市内において北海道土木技術会トンネル研究委員会が主催する「2026トンネル技術研究発表会」が開催され、当町の「第2青函トンネル構想を実現する会」にもご案内いただき、私と副会長の石岡商工会長の2名で出席してまいりました。

研究発表会では竜飛鉄道建設所副所長を務められ、その後、札幌工事事務所所長として長らく青函トンネルの工事及び維持管理に携われた吉岡大三氏による特別講演が行われ、出席された会員の皆様に、第2青函トンネルの重要性、必要性を認識していただく良い機会となりました。

また、3月6日には、衆議院第2議員会館において、昨年12月9日に設立した「第2青函トンネル建設プロジェクト推進議員連盟」の勉強会が開催され、私と実現する会副会長の溝部議長、石岡商工会長の3名で出席してまいりました。

勉強会は幹事長の津島淳衆議院議員の開会挨拶に始まり、顧問の江渡聡徳衆議院議員の挨拶、事務局長の向山じゅん衆議院議員の進行により進められ、私から当町のこれまでの活動状況を報告させていただき、その後、意見交換を行ってまいりました。

なお、本勉強会には国土交通省からも鉄道局施設課及び道路局企画課道路経済調査室の担当者2名が出席されております。

引き続き、議員連盟や青森県今別町など、関係機関と連携しながら第2青函トンネル構想の実現に向けた活動を展開してまいります。

町の主な主催事業及び行事等については、別に記載してございますので、参照していただきたいと思います。

以上、簡単ですが行政報告を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

教育行政報告を行います。

小野寺則之教育長。

#### ○教育長（小野寺則之）

令和7年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、定例会2月会議以降の教育行政報告を申し上げます。

##### 1、学校教育について。

###### (1) 町立学校の今後の在り方について。

町立学校の在り方について、2月19日に吉岡小学校の保護者と懇談会を行い、2年後の令和10年4月を目標に、義務教育学校の新設についてご理解をいただきました。

本件について、2月25日の教育委員会議で報告し、3月4日には町長と教育委員による総合教育会議で了承されたところです。

今後は、福島小中学校の保護者や、吉岡地区の皆さまに説明会を開催する予定としており、義務教育学校の開設に向け準備を加速させてまいります。

###### (2) 高等学校について。

令和7年度公立高校入学に係る変更後の出願状況が2月12日に公表され、福島操業高等学校は15名となりました。

新潮学舎については、14名の入居が予定されており、概ね計画どおりとなっております。

令和8年度においても、全国の中学生に対し、インターネットでのオンライン説明会をはじめ、札幌市・東京都での学校説明会に参加し、充実した学校生活や新潮学舎での快適な生活などをPRすることにしてまいります。

2、社会教育、青少年の育成について。

(1) スポーツ・文化賞の表彰について。

2月13日に福祉センターにおいて、令和7年度福島町スポーツ・文化賞の表彰式を開催いたしました。今年度は、スポーツ活動関係で個人16名と3団体、文化活動関係で個人7名の計26件が受賞されました。

受賞された皆様には、今後の更なるご活躍に期待しているところであります。

以上で、教育行政の報告を終わります。

○議長（溝部幸基）

行政報告を終わります。

---

## ◎令和8年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明について

---

○議長（溝部幸基）

日程第4 令和8年度町政執行方針・教育行政執行方針の説明を行います。

町政執行方針の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

町民の皆さま、町議会の皆さま、令和7年度福島町議会定例会3月会議の開催にあたり、令和8年度の町政執行に対する基本姿勢と施策の方針を申し述べますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和8年3月10日、福島町長。

令和8年度町政執行方針。

I はじめに。

昨年は合併70周年の節目の年を、先人の歩みに感謝し、町民の皆様方と共にお祝いすることができました。

先人たちが脈々と築き上げてきた歴史、歩みに思いをいたし、新たな年のスタートに当たり、責任と覚悟をもって、未来の子どもたちのための“まちづくり”を進め、明るい未来を構築してまいります。

町民の皆様と共に歩み、町民の皆様と共に新たな歴史を全力で歩んでまいります。

国は、日本列島を強く、豊かにするための予算として、122兆3千億円の過去最大規模の令和8年度予算を閣議決定しております。

概算予算の重点事項に、経済・物価動向等の反映、こども・子育て加速化プランの推進などが盛り込まれております。また、地方財源対策として、地方交付税などの地方一般財源が67兆5千億円と8年連続で増額されております。

国の動向に注視し、スピード感をもって町政の推進に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

常々、私は、政（まつりごと）は、町民との信頼関係が大切であり、善き政は町民との信頼から始まり、町民と行政の信頼関係で成り立っていると感じております。

私は、町長に就任以来、町民との信頼を基本とし、一貫して町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念である「町民との協働によるまちづくり」と「思いやりのある行政」を政治姿勢とし、基幹産業である水産業や子育て支援を重点に町政を推進しております。

町においては、第6次福島町総合計画を“まちづくり”の基本に据え、町民の思いに寄り添った町政を推進してまいります。

当計画の重点事項として、引き続き、若者の移住定住対策・子育て支援並びに基幹産業の安定的な資源確保に重点的に予算配分をするとともに、地球環境の変化が引き起こす自然災害に対応した、防災計画、津波避難対策計画等に基づき、町民の生命財産を守る事業を着実に進めてまいります。

私たちは、人口減少並びに高齢化という厳しい荒波の中で、町が持っている潜在的な地域資源を生かし、今、できる最大の努力を惜しまず、そして勇気をもって果敢に未来にチャレンジする。

そのことが地域の魅力を高め、地域経済を循環させ、“まち”の発展へと繋がっていくものと確信しております。

困難を乗り越えた先に明るい未来があると信じ、町民が共に力を合わせ、知恵を出し合い、お互いに助け合い、絆を深め、町民一人ひとりがそれぞれ小さなまちづくりを探求・実践する。

そのことが新たな71年目の「まちづくり」に繋がり、新たな道につながるものと信じております。

私は、今の時代を生かされるものの一人として、また、町民からまちづくりを託されたトップとしての責任において、この厳しい時代にあっても、困難から逃げることなく、果敢に挑戦し、常に謙虚な姿勢で町政と向き合い、まちづくりの主役である町民の思いに寄り添い、思いやりのある行政を職員とともに全力で取り組んでまいります。

## II 町政の基本方針。

はじめに、町政運営に対する基本姿勢について申し上げます。

町の政策の柱である「第6次福島町総合計画」で掲げたテーマの「自然と人が織りなす“幸せ実感コンパクトな町”～持続可能なまち「ふくしま」を共に創る～」の実現に向けて、全力で政策の実現に取り組んでまいります。

町政に臨む基本姿勢につきましては、第6次福島町総合計画の基本計画及び実施計画を基本とし、引き続き、産業振興など町の生産の基盤を成す予算を中心に、子育て支援、高齢者が安心して住み暮らせる政策予算を積極的に措置しております。

高齢化と人口減少が続く中で、各分野において人手不足が顕著となっており、若い人たちがまちづくりに参画する体制の構築が急がれており、次の時代を担う人材育成が喫緊の課題となっております。

そのような中において、福島商業高校に全国から福島町で学びたいと多くの子どもたちが入学しております。今、この子どもたちがまちの新たな活力となり、新たな人財の芽となり大きく育つことが期待されております。

町では、青少年交流センターを人材育成の拠点と位置づけ、若い世代が大いに語り、交流することで、人材の育成はもとより、卒業後の町内での就労、関係人口・交流人口の増加を目指してまいります。

また、まちの活力となる若者の定住促進を図るため、引き続き子育て支援に重点を置きながら若者の定住促進に向けた住宅整備を促進してまいります。

近年、地球温暖化による海水温などの気候変動がもたらす災害が全国的に多発しており、当町においても日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震による津波が想定され、国の特別強化地域に指定されていることから、町民の生命財産を守ることを第一優先に、災害時における津波一時避難場所の整備や避難先の備蓄庫などの設置を進めてまいります。

また、人口減少が続く中で、限られた予算を有効活用し、真に必要な事業を優先的に選択するとともに、常に改革、改善を探求し、事務効率を高めながら今できる最善の行政サービスの維持に努めてまいります。

## III 主な施策の推進。

次に、令和8年度におけるまちづくりについて、「第6次福島町総合計画」の「5つのまちづくりの目標」の実現に向け、次の重点施策に沿って申し上げます。

1点目、産業を活性化し、地域資源を活かすまちづくり。

エネルギー・食料品価格の物価高騰に加え、長引く水産物の国内需要の低迷や、スルメイカ資源が回復傾向にある中、漁獲可能量の制限を受け、依然としてするめ加工原料の不足が続いており、水産加工業を取り巻く環境は大変厳しい状況にあります。

町の基幹産業である漁業においては、当町の浜の主力である養殖昆布漁業は安定した生産を維持しており、道内の天然昆布の不漁が続く中、水揚金額が9億7千万円に達して対前年比で約15%の増、ウニも2億1千万円に達して対前年比で約28%の増となり、いずれも一昨年に引き続いて、高い生産額となっております。

また、令和6年度から稼働した水産種苗生産等施設が採卵から種苗出荷まで順調に終えておりますが、海水温の影響により母藻の確保が年々厳しさを増している状況にあることから、関係機関と連携を図り、成熟誘導による種苗生産の確立などの試験を進め、養殖昆布等による持続可能な前浜資源の確保を引き続き支援してまいります。

なお、養殖昆布のさらなる品質向上を図るため、昆布等共同利用施設の整備に向けて、漁業協同組合や関係機関と連携して進めてまいります。

漁業生産の基盤である漁港整備については、第3種福島漁港では、引き続き天蓋施設の整備促進を図ります。また、第2種吉岡漁港については、機能保全事業による岸壁改良工事等の整備を図り、漁港の生産機能の向上に努めてまいります。

蝦夷アワビの陸上養殖については、種苗購入先である北海道栽培漁業振興公社において、アワビ種苗生産施設に紫外線殺菌装置が導入されたことから、令和8年度においては希望数の種苗が確保されることとなっております。

また、岩手県の北日本水産株式会社と連携し、令和7年度から実施している生産等調査事業を継続して実施し、新たな陸上養殖アワビの生産体制の確立に努めるとともに、安定的な出荷体制の再構築に向けた取り組みを推進してまいります。

農業については、営農者の減少・高齢化が著しく、後継者不足も相まって、当町における農業の維持・持続が大変厳しい状況にあります。町では、農業生産の将来を見据え、都市在住の方々と連携を図りながら、農業経営の新たな法人化を進めており、農業生産が継続できるよう「千軒そば」を核とした農業生産体制の再構築を進め、令和8年度に農業法人設立に対する支援を行い、農業生産基盤の確立が図られるよう取り組んでまいります。

林業については、森林の持つ公益的・多面的機能を積極的に活用し、将来にわたり持続的に享受できるよう、「福島町森林整備計画」に基づき地域資源の有効活用を目指すとともに、地域循環を推進する施策を進めてまいります。

また、ナラ枯れ対策については、北海道が策定している基本方針及び「ナラ枯れ被害木処理マニュアル」に基づき、被害木を適切に処理し、二次災害の可能性のある森林の被害木は、官民を問わずに町が実施主体となり対応してまいります。

有害鳥獣対策については、昨年、市街地でヒグマによる人身事故が発生しており、市街地へのヒグマ出没の抑制対策として緩衝帯の設置が有効であり、人里との境界線に電気柵の設置や草刈りを行ってまいります。

また、市街地へのヒグマの出没を想定した訓練を年1回以上行い、町、ハンター及び関係機関と連携を図りながら有害駆除の体制を強化してまいります。

有害鳥獣減容化処理施設については、渡島西部三町のハンターの負担軽減及び巡視活動時間の確保が図られるなど、ヒグマ・エゾシカの円滑な駆除につながっております。

特に令和7年度は、各地でヒグマの捕獲が増加したことにより、当該施設での処理も増え、処理装置への投入待機となる個体が発生するなど、将来的には処理装置の増台を含め、渡島西部四町での共同処理及び管理の検討を進めてまいります。

当町の地域資源を活用した「青の洞窟」をめぐる「岩部クルーズ」は、本格運航開始後7年が経過し、年間平均4千人を超える予約者数を維持しており、乗船客からは高い評価をいただいております。

しかし、出航は天候に大きく左右されるため、乗船者の安全確保を第一優先に安全運航に努め、岩部地区の魅力の発信と交流人口の拡大を図ってまいります。

なお、国土交通省において、安全管理に関する法改正が進められており、今後、さらなる法改正が見込まれておりますので、引き続き、法令順守を徹底してまいります。

道の駅の管理については、令和6年度から一般社団法人福島町まちづくり工房に管理委託先を変更し、道の駅の一部リニューアルや商品の品ぞろえを充実したことなどによる効果が徐々に表れ、売上や来場者数の増加に繋がるなど、観光情報の発信及び特産品販売等の充実が図られております。

なお、令和8年度からの道の駅の管理については、さらなるステップアップを目指し、指定管理者制度へ移行することとし、地場商品の販売に加え、指定管理受託者の商品開発による新たな特産品等の販売を支援してまいります。

町内の商工業については、長引く物価高騰の影響などにより、町内事業者を取り巻く環境は大変厳しい状況が続いております。

このようなことから、町内経済の循環を目的としたプレミアム商品券の発行については、多くの町内消費者が購入できるよう発行数を増やし、町民への物価高対策並びに町内事業者の経営安定を図るとともに、地域振興事業に対し、商工会と連携しながら支援してまいります。

また、社会情勢の影響による金利の上昇に対応するため、福島町中小企業融資制度による中小企業の

借入に係る利子補給等について、経済的地位の向上と事業経営の基礎となるよう支援してまいります。

令和7年度の大阪・関西万博において「SUMO EXPO 2025」が開催され、「横綱の里」として福島町も参加しております。当催事を一過性の盛り上がりとせず、「地域振興」等の持続可能な活動へ転換させるため、「世界をつなぐSUMO推進協議会」が組織され、当町も加盟していることから、関係自治体と連携を図り、「横綱の里ふくしま」として偉大な二人の横綱や女だけの相撲大会など当町の魅力をPRしてまいります。

2点目、次世代を育成し、つながり、学び合うまちづくり。

日本の人口は平成20年をピークに、平成23年以降14年連続で減少しており、生産年齢人口が減少することにより経済や社会にひずみが生じてくる恐れが懸念されております。

当町は青函トンネル工事という特殊事情を受けて、工事終了後の急激な人口減少により厳しい状況下にあります。明るい兆しとして、多くの若者が全国各地から福島商業高校で学びたいと当町に集っております。

これまでの長い歴史の中で先人が知恵を出し合いながら努力し築き上げてきた今日の福島町を、私たちは将来の子どもたちに引き継いでいく責務があります。

このため、将来のまちづくりを担う人材の育成について、産業をはじめ教育や行政分野等、あらゆる分野が連携し、引き続き町の成長・発展に貢献できる人材の育成に努めてまいります。

持続可能なまちづくりを進めていくためには、若者の人口減少及び少子化対策は最重要課題として取り組む事項と認識しております。

町では、これまで各種の施策を実施してまいりましたが、人口減少に歯止めがかからない状況が続いていることから、引き続き「ふるさと暮らし応援条例」をはじめとする子育て支援策を中心に、切れ目のない対策を講じてまいります。

認定こども園については、子どもたちが快適かつ安心して保育所生活を送ることができるよう、引き続き、保護者が安心して子どもを預けられる保育環境の充実に努めながら、保護者のニーズに柔軟に対応した保育・教育サービスの提供に努めてまいります。

子育て支援センターについては、子育ての拠点施設の役割を担っており、子育てに対する不安や悩みの解決を手助けする育児相談や子どもの遊びを通じて、保護者同士の情報共有に努めるとともに、子育て支援体制の充実を図ってまいります。

学童保育については、小学生の放課後の生活を継続的に保障することにより、保護者が仕事と子育てを両立できるよう支援するとともに、成長期にある子どもたちが安全で安心して学び遊べるような生活の場の確保に努めるとともに、利用者のニーズに寄り添った運営を行ってまいります。

全道・全国からの多様な若者を受け入れ、次代を担う人材の交流・育成拠点となる「青少年交流センター・新潮学舎」については、若者の定住人口の拡大、ワーケーションの受入等による交流人口・関係人口の拡大を図り、持続可能なまちづくりに貢献できる人材を育成してまいります。

3点目、福祉・医療が充実し、互いを認め合えるまちづくり。

近年、少子高齢化や核家族化、ひとり暮らしの増加やライフスタイルの多様化などにより、一人ひとりが抱える生活問題が多くなってきているとともに、地域や家庭での人と人のつながりが希薄化するなど、地域を取り巻く環境が大きく変化してきております。

地域における多様な課題や支援のニーズに的確に対応していくためには、高齢、障害といった分野を超えて、地域住民が主体的に地域の課題などを「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて繋がることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいを大切に、地域を共に創っていく共生社会を目指すことが必要であります。

私たちは、こうした「地域共生社会」の実現に向けて、「第4期福島町地域福祉計画」の理念である一人ひとりの笑顔でつくる「健康福祉」、地域の支え合いでつくる「協働福祉」、思いやりの心でつくる「安心福祉」の三つの基本方針を掲げ、住民相互の助け合い・支え合い活動で“きづな”を深め、まちを“元気”にする福祉のまちづくりを目指してまいります。

地域において、町民が社会福祉活動を推進するには、社会福祉協議会が大切な役割を担っており、地域に欠くことができない組織となっております。

町は、福祉のまちづくりにおける福祉サービスや相談活動など、様々な場面で地域福祉の一翼を担っ

ている社会福祉協議会の継続的な維持が重要と考えており、引き続き安定的な財政運営が図られるよう支援してまいります。

温泉健康保養センターについては、新築オープン以来、多くの方々に入館していただいております。引き続き、利用者の方々には快適な癒しを提供できるよう、質の高いサービスの提供を目指してまいります。

介護保険事業については、団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる「2025年問題」や人材不足による事業者の経営悪化など深刻な状況に直面しております。

町では、「福島町第9期介護保険事業計画」に基づき、高齢者が介護又は介護予防等の良質なサービスを確実に利用できるよう、保険者と介護サービス事業者の連携を強化し、計画の着実な実行を図ることで、介護を必要とする方々の生活の安定の確保に努めてまいります。

また、令和8年度が当該計画の最終年となることから、次期計画の策定に向けて準備を進めてまいります。

障がい者福祉については、「第1期福島町障がい福祉プラン」に基づき、障がいのある方が地域において必要な障がい福祉サービスや相談支援等が計画的に提供されるよう努めてまいります。

国民健康保険事業については、広域化に伴う令和12年度の保険料統一に向け北海道国民健康保険運営方針に基づき、北海道が示した標準税率により税率の改正を行っております。

引き続き、令和12年度の全道広域化の本実施に向け適正な運営に努めてまいります。

なお、令和8年度より子ども・子育て支援納付金の課税、徴収が新たに開始され、国民健康保険税として負担していただき、児童手当の拡充や妊婦のための支援給付などの子育て支援の取組に充てられることとなっております。

後期高齢者医療事業については、全ての高齢者の皆さまが安心して必要な医療が受けられるよう、北海道後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、円滑な制度の運用に努めてまいります。

生活習慣病は、今や健康寿命の最大の阻害要因となっているだけでなく、医療費の増加にも大きな影響を与えている状況にあります。これらの多くは、食事や運動をはじめとする生活習慣が深く関わっており、日常生活での適度な運動やバランスの取れた食事、禁煙を実践することによって予防することができるとされています。

これまで、当町においては、生活習慣病対策として早期発見・早期治療により重症化を防ぎ、生活習慣の改善による予防を中心に取り組みを進めてまいりました。

今後も引き続き、特定健診による予防医療をはじめ、食生活の見直し、適度な運動の実践などを推進し、生活習慣病の抑制に努めてまいります。

がんの発生は生活習慣と深い関りがあるといわれており、がん罹患するリスクを低減するためには現在の生活習慣を見直すことが重要となってきます。

「福島町がんなんかには負けない基本条例」を推進し、「喫煙」、「飲酒」、「食事」、「身体活動」、「体形」、「感染」の6項目についての予防策を実践する一方で、町立診療所及び町内医療機関並びに福島町三師会と連携を図りながら、健康フェスティバルやガンに関する講演会などの啓発活動を積極的に展開してまいります。

がんの検診率の向上には自主的な受診意識の高揚が大切であり、個別勧奨や再勧奨などの普及啓発を積極的に取り組み、町民一人ひとりの健康寿命の延伸を目指してまいります。

これまでの研究から、喫煙することで肺がんをはじめとする様々ながんの原因となることが、科学的にも明らかになっております。また、たばこを吸わない方でも家族や周囲の方が吸うことで、受動喫煙による肺がんの原因となることが明らかになっております。

がんを予防するためには、たばこを吸わないことが最も効果的であることから、引き続き町内会館等も含めた公共施設の敷地内禁煙に取り組み、啓発活動を中心に町全体で受動喫煙防止活動の強化に努めてまいります。

町立診療所「やまゆりクリニック」については、町民の一次医療を担う医療機関として、安心して医療を受けられるような体制を図るとともに、経営の安定及び健全化を目指してまいります。

また、町内の関係機関と連携を図りながら、高齢者の地域ケアの推進に取り組みとともに、各種がん検診に加え、特定健診の個別受診などの積極的な勧奨に努め、町民の健康増進に取り組んでまいります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 10時57分)

(再開 11時08分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き会議を再開します。

町政執行方針を続けます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

4点目、生活基盤が安定し、安心安全に暮らせるまちづくり。

町営住宅及び町有住宅については、入居者が安心して暮らせるよう、長寿命化の推進と、計画的な維持・管理に努め、引き続き快適な住環境を提供してまいります。

水道事業については、将来のインフラリスクの低減を図るため、老朽配水管等の設備更新を計画的に進めてまいります。

また、将来の人口減少に伴い給水収益の縮小が予想されることから、効率的で健全な企業経営に努め、安心・安全な水道水を供給してまいります。

浄化槽整備事業については、水洗化の普及による快適な居住環境の創出と大切な自然環境を守るとともに、公共水域の水質汚濁防止を図るため、引き続き補助制度を活用した事業の推進に取り組んでまいります。

道路は、自動車や歩行者等の通行・交通機能をはじめ、町や地域をつくり、防災、環境といった空間機能を有しており、日常生活に密着な関係にあります。

これらの基盤となる国道及び道道については、適切な維持管理や道路改良の早期実施に向けて、引き続き関係機関に要請してまいります。

なお、白神防災道路の早期実現に向け、松前町と連携しながら国や道などの関係機関へ要請活動を行ってまいります。

町道の改良及び橋梁などについては、強靱化や長寿命化を図るため、関連する計画に基づき緊急性や優先度を勘案し整備を進め、安全・安心な社会資本整備を引き続き計画的に実施してまいります。

また、冬期間の除雪については、町民の皆さまの協力を得ながら、冬道の通行の安全確保に努めてまいります。

防災関連では、阪神・淡路大震災から31年、東日本大震災から15年が経過し、直近では令和6年1月の能登半島地震及び昨年12月には青森県東方沖を震源とする大きな地震が発生するなど、毎年のように大きな地震が頻発しております。

町では、このような状況を踏まえ、令和7年度末までに策定する津波避難対策計画に基づき、防災拠点である役場庁舎の非常用電源の浸水対策や旧吉岡温泉施設跡地に一時避難場所として防災広場を整備するなどの準備を進めてまいります。

また、防災資機材については、国の令和7年度補正予算として新たに新設された「地域未来交付金（地域防災緊急整備型）」を活用し、指定緊急避難所の生活環境向上を図るための移動式エアコンの導入や津波一時避難場所2カ所に備蓄品コンテナを整備してまいります。

今後においても引き続き町内会や地域の皆様方と協力しながら、防災訓練や町広報による啓発を通じ地域防災力の向上に努めてまいります。

ゼロカーボンの実現に向けては、普及活動を実施することで機運の醸成を図るとともに、脱炭素に向けた取り組みが全町的な広がりを見せるような施策を展開してまいります。

なお、白符地区の山林で計画されている陸上風力発電については、ゼロカーボンに大きく寄与する事業と考えられるため、関係機関との情報共有に努めるとともに、山林所有者と連携を図り、実現に向けて必要な支援を行ってまいります。

家庭ごみの減量化については、渡島西部四町による連携が重要なため、先駆的な自治体を参考に具体的な対策の検討を継続して進めてまいります。

なお、ごみの減量化については、家庭から出る燃えるごみの約4割を占める生ごみを減らすことが効果的な方策とされており、引き続き町内会や各団体に協力をお願いしながら、電動生ごみ処理機の普及や缶・びん・ペットボトルなど資源ごみの分別の徹底を図ってまいります。

また、不法投棄を未然に防止するため、監視カメラの設置や、監視パトロールの実施といった取り組みを継続して行ってまいります。

テレビ放送は日常生活で情報を得るため必要不可欠なものであり、テレビを視聴できない住民が生じることは、近年頻発する異常災害時の緊急事態における情報収集の手段が遮断され、地域住民の生命財産等に大きな影響を及ぼす恐れがあります。

当町では、地上デジタル放送の開始から14年が経過しており、安定的なテレビ視聴が可能となるよう、機器の更新を順次進めてまいります。

町内の空家対策については、「空家等の適正管理に関する条例」に基づき、多くの町民の方々に空家等除却補助金の制度を利用し、自主的な解体をいただいておりますが、近年の著しい物価上昇等により解体費も高騰しているため、補助金の上限額を現行の60万円から100万円に見直し、空家の適正管理及び不良空家の除却を更に推進し、地域住民の不安の解消に努めてまいります。

5点目、一人ひとりが協働し、持続可能なまちづくり。

町民が安心して快適に暮らす住環境の向上と定住人口の確保を目的に実施している住宅リフォーム補助金については、近年の物件費及び燃料費などの物価高騰の影響により工事費用も上昇しているため、補助率を現行の10パーセントから20パーセントに見直すとともに、補助金の上限額を現行の30万円から100万円とし、定住人口の確保及び町内経済の活性化を図ってまいります。あわせて、定住促進住宅奨励金についても、町内事業者による住宅取得に限り、取得額2千万円以上の場合、新たに助成額200万円の区分を追加し、町内事業者による住宅取得の場合の支援の充実を図ってまいります。

持続可能な地域社会を実現するため、SDGsを意識したまちづくりを推進するとともに、町民の理解を深めるため、広報等による周知に努めます。

ふるさと納税制度については、地元事業者と連携を図り、魅力ある返礼品の充実とふるさと納税の増収に努めるとともに、企業版ふるさと納税とともに、さらなる増収を目指してまいります。なお、ふるさと応援基金については、寄附者の町に対する思いを具現化するため寄附金を有効活用してまいります。

6点目、第2青函トンネル構想の実現で未来につなぐまちづくり。

第2青函トンネル構想の実現は、北海道全体の振興に欠かすことのできない要素となっております。

昨年の12月9日に自民党道連および青森県連所属の国会議員を中心に「第2青函トンネル建設プロジェクト推進議員連盟」が設立され、構想の実現に向け大きく一步前進しております。

また、渡島総合開発期成会の要望事項としても「国家プロジェクトによる第2青函トンネルの建設促進」が位置づけられており、北海道の将来にとって大変重要な投資であるとの認識の下、北海道が一丸となって実現に向けて取り組んでいけるよう理解と意識の醸成を図るとともに、青森県今別町などとも連携しながら北海道や青森県、衆・参国會議員等に対する要請活動を積極的に展開してまいります。

#### IV 令和8年度予算概要。

令和8年度の地方財政計画では、物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに、社会保障関係費や人件費、いわゆる教育無償化に係る地方負担の増等が歳出に計上され、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスが安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額について、令和7年度を上回る額が確保されました。

その内、地方交付税については、前年度比6.5%、1兆2千274億円増の20兆1千848億円が計上されております。

令和8年度予算編成については、これまでと同様、第6次福島町総合計画の着実な事業推進を図るとともに、様々な町政課題に的確に対応する予算計上に努めております。

燃料費及び物価高騰等により経常経費が増加傾向にある中、各会計において歳出予算の抑制については大変厳しい状況にありますが、限られた財源のもと財政健全化を念頭に置きながら、第6次福島町総合計画のまちづくりの目標実現に向けた施策や事業を計上したところであります。

歳入の町税においては、個人町民税及び固定資産税の増により4.2%増の5億1千345万5千円を計上しております。

また、主要な財源である普通交付税については、地方財政計画や前年度実績等を考慮し、当初予算では9.9%増の21億5千6百万円を計上しております。

歳出については、定住促進、子育て支援及び脱炭素社会の実現に向けた2棟目となる若者・子育て向けの定住住宅整備のほか、防災機能の強化につながる役場庁舎設備改修及び吉岡地区防災広場整備に係る実施設計業務などの実施、町の基盤整備として各地区における町道等を整備してまいります。

各会計の歳入歳出予算額は、一般会計45億5,468万8千円、国民健康保険特別会計6億9,117万7千円、介護保険特別会計9億3,010万9千円。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

(休憩 11時20分)

(再開 11時20分)

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き会議を再開します。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

大変申し訳ありません。

介護保険特別会計5億3,010万9千円、うち保険事業勘定5億2,847万円、サービス事業勘定163万9千円、後期高齢者医療特別会計1億460万8千円、町立診療所特別会計1億2,714万8千円、水道事業会計1億8,885万3千円、浄化槽事業会計8,027万9千円、計62億7,686万2千円となります。

V むすび。

以上、令和8年度の町政執行に臨むにあたり、私の所信を申し上げます。

今年度は、合併70周年の節目の年を終え、新たな1年がスタートとなり、次の時代につなぐ大切な年でもあります。

町を取り巻く環境は依然として厳しいものがありますが、このような困難な時代だからこそ、私たちが本来持っている、自分でできること、お互いに助け合うことなど、自助・共助・公助が重要となります。

今、この時代だからこそ、皆で、そして地域全体が助け合い支えあいながら“まち”を共に創る「共生社会の実現」が求められております。

私は町長就任以来、常に心に刻んでいる思い、そして町政に向き合う姿勢として、町民の思いに寄り添い、真摯で思いやりのある行政を目指してきたところであります。

私は、町の最高規範である「まちづくり基本条例」の基本理念を尊重し、まちづくりの主体である町民の声に耳を傾け、町民からまちづくりの仕事を託された議会と行政がしっかり議論し、「協働によるまちづくり」の実現に努めてまいります。

私は、町民と行政の相互の信頼関係が、政を進めていくうえでの基本と捉えており、引き続き、福島町で暮らす町民一人ひとりが笑顔で過ごせるよう、他人を思いやる心をもって、新たな一年を町民の皆さまと共に、本方針に掲げた政策の実現を目指してまいります。

これまで、町民並びに町議会議員の皆さまから様々な機会を通じて、いただいた多くの意見や提言に、真摯に耳を傾け、町民の皆さまの思いに誠実に向き合い、町民の思いに寄り添った政策の実現に向けて、職員一丸となってさらなる町政の推進に邁進する所存であります。

最後に、町民の皆さまの深いご理解とご協力並びに町議会議員の皆さまのご指導とご支援を引き続き賜りますようお願い申し上げます、町政執行方針とさせていただきます。

どうか、よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

教育行政執行方針の説明を求めます。

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

## 1 はじめに。

令和7年度福島町議会定例会3月会議の開会にあたり、町民の皆さまをはじめ町議会議員の皆さまに、教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会において、次期学習指導要領の議論がなされておりますが、基盤となる考え方が昨年9月に公表されました。

「生涯にわたって主体的に学び続け、多様な他者と協働しながら、自らの人生を舵取りすることができる、民主的で持続可能な社会の創り手を、みんなで育む」という目標が示されたところです。

近年の大変不安定な国際社会の情勢や、物価高騰、地球温暖化、生成AIをはじめとした情報技術の進展など、刻々と変化する社会にあつて、新しい時代に必要となる資質・能力の育成が求められています。

福島町の児童生徒や町民が、ふるさとに誇りと愛着を持ち、困難な時代に立ち向かい、将来への希望をもって成長できるような教育行政に取り組んでまいります。

以下、教育委員会として令和8年度に重点的に取り組む施策について申し述べます。

## 2 福島商業高校の魅力化。

3月1日に福島商業高校の卒業式が行われ、全国募集1期生が旅立ちの日を迎えました。卒業生9名のうち6名が大学へ進学する予定で、中でも公立はこだて未来大学、北海学園法学部など、大きな成果がありました。

また、就職については町内企業1名、その他生徒も福島町の近隣で就労する見込みとなっており、地域を支える人材になってほしいと願っているところです。

福島商業高校の令和8年度入学に係る出願状況は、15名となっており、町内1名、渡島・檜山管内5名、その他道内7名、道外から2名と、多様な地域の生徒から出願がありました。

全国募集が4年目を迎え、在校生自身がその魅力を発信し続け、福島商業高校の教育内容や特色など魅力についての認知度が全国的に高まってきたためと考えております。

引き続きホームページでの情報発信、インターネットでの学校説明会、札幌市及び東京都で行われる対面形式での説明会、オープンキャンパス等で福島商業高校の魅力を発信してまいります。

令和8年度、福島商業高校では文部科学省のDXハイスクール事業に応募し、道内大手小売り民間事業者に協力いただき、店舗運営を体験する商業科ならではの学習に取り組む予定となっています。町としても人材育成のため、この取り組みを全面的に支援してまいります。

また、ドローン操縦を体験する講習会や、各種資格取得、進学・就職対策、給食の無償提供などとともにノートパソコンの購入補助などの支援を継続して行ってまいります。

## 3 青少年交流センター。

令和5年4月にオープンした福島町青少年交流センターは、令和6年度増築後、合計51室で運営しております。

令和8年度は1年生14名、2年生13名、3年生18名の計45名が入居する見込みとなっております。

本施設は、町外から来ている福島商業高校生徒にとって、大きな魅力のある施設となっていることから、今後とも生徒が安心して暮らせるよう、引き続きハウスマスター2名を配置し、生活支援の充実に努めてまいります。

また、高校生がコンビニエンスストアやコンブ養殖など町内産業の担い手として、また、福島大神宮例大祭をはじめとした各種イベントへの参加など、活気ある町づくりの一助となるよう取り組みを進めてまいります。

## 4 学校教育。

### (1) 今後の学校の在り方。

急激な少子化の進行と学校施設の老朽化から、10年後、20年後の教育環境を考えると、今こそ将来の学校の在り方を検討しなければならない時期であると考えております。

文部科学省が推奨している小学校専科への対応や、福島町に合った柔軟な教育課程の編成が可能となることから、現段階では義務教育学校の設置が最適であると考えているところです。

新年度に保護者や地域の方、教職員等による準備組織を設置し、福島町の児童生徒にとってより良い教育環境となる学校の形を協議してまいります。

## (2) 学力の向上。

次期学習指導要領の方向性として、「主体的・対話的で深い学び」の実装が挙げられています。

学ぶことに興味関心を持ち、見通しをもって粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」、子ども同士の協働、地域の人との対話など通じ、自分の考えを広げ深める「対話的な学び」、情報を精査し、課題を見出して解決策を検討し、自分の考えたことを基に創造へつなげる「深い学び」の3点の視点が示されています。

福島町の教育の特徴として、それぞれの発達段階で地域課題探求学習に取り組んでおり、小・中・高校を見通した体系的な学習内容を構築することで、「主体的・対話的で深い学び」の実践に取り組んでいます。

与えられた知識を覚えるだけではなく、なぜそうなるのかを考え、話し合い、自分の言葉で表現する活動を、多くの教科で実践されるよう、授業改善を推進してまいります。

## (3) ICT教育の推進。

福島町が国のGIGAスクール構想に先駆け、平成30年度に導入した「1人1台端末」が更新時期を迎え、令和7年度に整備いたしました。

これまで小学校1年生から中学校3年生まで全員にiPadを整備しておりましたが、今回の更新では小学校低学年に直感的な操作がしやすいiPadを、小学校3年生以上にはクロームブックを整備し、「個別最適な学び」を意識しながら授業等で活用してまいります。

また、全学年、主要5教科を網羅するAIドリルを整備し、授業や家庭学習に活用してまいります。

情報モラルやネットリテラシーなど、今後の社会において必要不可欠な能力となりますので、引き続きICT支援員を配置し、各学校のICT教育の推進を図ってまいります。

## (4) 教職員の資質向上と働き方改革。

児童生徒により良い教育を行うためには、教職員の資質能力の向上が欠かせません。

学習用端末とAIドリルの活用研修会や、特別支援教育講演会など、町独自の研修会を開催し、資質能力の向上に努めてまいります。

令和5年度に設立した「福島アカデミー」は、町内小・中・高校の横断的な組織として教職員研修、児童生徒交流などを積極的におこなってきました。小・中・高校の連携がより図られ、福島町教育の諸課題に総合的に取り組む組織となるよう支援・助言してまいります。

また、福島町では月40時間以上超過勤務している教職員は比較的少ないものの、町全体で勤務時間の縮減に努力していかなければなりません。

令和8年度においては、学年始め休業を2日延長し、入学式を4月8日といたします。これは新しい年度を迎えるにあたって、準備のための期間を平日5日間確保するためのものであり、新学期当初から質の高い教育活動の展開と教職員の負担軽減を図ることを目的としております。

引き続き授業時数の適正な設定や、長期休業期間等について精査し、余裕のある学校運営となるよう検討してまいります。

## (5) 部活動の地域展開。

令和7年度は渡島西部4町において、地域展開推進協議会を設立し、単町で活動が難しい団体種目を中心に、拠点校方式による大会出場など、生徒の活動の場を確保するよう取り組んでまいります。

一方、休日の指導者の確保や、通常練習の保護者送迎が課題となっており、令和8年度においても、引き続き課題解決に向けた協議を行うとともに、休日の地域展開に向けた勉強会を行うなど、引き続き取り組みを進めてまいります。

また福島町単独で、「福島町部活動地域移行体制整備連絡協議会」を令和5年7月に設置し継続的に検討してきたところですが、名称を「福島町部活動地域展開推進協議会」として、児童生徒にどのようなスポーツ・文化活動の場を提供できるか協議してまいります。

## (6) 教育施設の維持管理。

教育施設の維持管理について、福島小学校南側校舎をはじめ、施設の老朽化が進行しております。

今後進める新しい学校の在り方を検討する中で、現有施設の有効活用も含め、将来を見据えた施設整備について検討を進めてまいります。

また、令和6年に各学校に冷房設備の導入を進めてきたところですが、令和8年度も引き続き児童生

徒が良好な環境で学習できるよう、適切な運用に努めてまいります。

#### (7) 学校給食。

学校給食は、児童生徒の栄養バランスのとれた食事を提供することにより、心身の健全な発達を促す大切な教育活動です。令和8年度においても、児童生徒が安心しておいしく食べられる給食の提供を進めてまいります。

福島町産米の使用については、令和3年度から70%超の使用率となっておりますが、近年は米価の価格上昇等により、仕入れが難しい状況となっており、令和8年度についても道内他地域の米を使用する見込みとなっております。引き続き、農業協同組合、生産者とも協議を重ねながら、町産米の使用に取り組んでまいります。

今後とも安全・安心で豊かな学校給食の提供に努めるとともに、望ましい食習慣を身に付ける食育の推進を図ってまいります。

### 5 生涯学習。

#### (1) 青少年教育。

豊かな心とたくましく生きる力を推進していくためには、様々な学習機会の提供や体験を通じて、道徳心や責任感、他者への思いやりなどを育てていくことが重要であります。

情操教育の一環として開催している、児童生徒向けの芸術鑑賞事業は、渡島西部4町と連携し、「科学実験とイリュージョンで考える力を育む」ことをテーマとして9月上旬に福島小学校で実施する予定となっております。

令和8年度の友好市町の中学生徒交流事業は、夏季に長崎県松浦市への派遣及び長野県木曾町からの受入を行い、友好の絆を深めてまいります。

また、令和7年度から始めた青森県中泊町との小学生交流事業は、今年度は福島町を会場として、両町の産業や伝統文化を体験し郷土愛を育むとともに、チャレンジ精神や共同生活による協調性を身に付けてもらうよう進めてまいります。

#### (2) 成年教育。

潤いのある生活と活力ある地域づくりのためには、町民が芸術文化に接する機会の充実や活動を通じて、豊かな感性や創造性を高めていく環境づくりが必要です。

町民文化祭では、小中高校から各文化団体を中心として展示・舞台を通して幅広く芸術文化に親しむ機会として開催しており、引き続き多くの町民に参加いただくよう関係者と連携を図ってまいります。

生活講座については、町民の皆さまの要望に沿う内容を中心に、事業の実施に取り組んでまいります。

二十歳（はたち）を祝う会については、大人への節目を共にお祝いし、励まし合う行事として、今年度も、引き続き8月13日に開催してまいります。

#### (3) 高齢者教育。

生涯にわたって豊かで潤いのある生活を送っていただくため、高齢者学級を開催してまいります。

令和8年度については、実行委員とともに学習プログラムの企画を立案し、参加者相互の交流に努めてまいります。

#### (4) 読書活動の推進。

読書は、知識や読解力が高まるだけでなく、視野が広がり創造力が磨かれるなどの効果が期待されます。

第3次福島町子ども読書活動推進計画により、移動図書や乳幼児へのブックスタート事業、また令和7年度から実施している「私の推し本コンクール」などの取り組みを通じ、読書活動を推進してまいります。

また、令和3年度に整備した図書システムは、貸出・返却、蔵書検索など利便性が高まっており、システムへのアクセス数は毎年度5千件程度と、町民の皆さんがシステムを有効に活用しているものと認識しています。

今後とも明るい雰囲気づくりを行い、町民の皆さんが利用しやすい図書室運営となるよう努めてまいります。

### 6 スポーツ。

#### (1) 青少年教育。

青少年期は身体機能がピークに達し、運動することで身体機能の発達や精神的な健康に寄与します。関係機関と連携を図りながら、青少年スポーツの活動を支援してまいります。

道内外の小・中学生が参加する「千代の富士杯争奪相撲大会」は、福島町相撲協会と実行委員会を組織し、伝統ある大会が成功するよう取り組んでまいります。

また、函館青年会議所主催の「わんぱく相撲大会」への協力や、小学校での「相撲に親しむ教室」を開催し、「横綱の里」として相撲に親しむ環境づくりに努めます。

子どもたちの体力向上を図るため、学校及びスポーツ団体との連携により、縄跳び大会などを実施してまいります。

さらに、地域の宝である子どもたちが取り組むスポーツ少年団の活動が円滑に進むよう、今年度についても大会出場費等、活動に対する支援や意見交換の場を設け、青少年が活動しやすい環境づくりに努めてまいります。

#### (2) 成年教育。

心身ともに健康な生活を営むために、体力や年代に応じてスポーツや運動に親しむことが大切であり、各種大会やスポーツなどに参加できる環境づくりを推進してまいります。

吉岡小学校運動会については、近年福島商業高校生徒も参加し、地域住民との交流も図られているところであり、令和8年度についても大会運営への支援を行ってまいります。

このほか、水泳教室やパークゴルフ大会、ソフトバレーボール大会などの行事や大会について、各関係団体と連携協力しながら、円滑な運営となるよう支援してまいります。

#### (3) 南北海道駅伝競走大会。

福島町における最大のスポーツ行事である「南北海道駅伝競走大会」は、令和8年度で第43回を迎えます。

令和7年度は、直前でヒグマ注意報が発令され、大会を中止せざるを得ない状況となりました。

令和8年度は、選手が安心して出場できるよう関係者とともに大会運営に取り組んでまいります。

また、これまでも多くの企業等から協賛を賜り、ちゃんこ鍋等の無料提供が参加者から好評を得ており、令和8年度においても継続して提供できるよう努力してまいります。

#### (4) 体育施設。

各体育施設については、利用団体及び学校との連携を図り、各施設の利用者維持・増加に向けた取り組みを進めるとともに、良好な施設環境の維持に努めてまいります。

令和7年度に続き、ファミリースポーツ公園パークゴルフ場のグリーン芝張替や電気柵の設置、総合体育館遊戯室への冷房設備設置などを予定し、より利用しやすい環境づくりに努めてまいります。

### 7 文化財等。

#### (1) 歴史文化の保存伝承。

文化財は、郷土福島を知る上で欠かすことのできないものであり、その保存・伝承は私たちに課せられた重要な責務であります。

福島町松前神楽保存会をはじめ、無形民俗文化財を保持する各保存会との連携を強め、伝統文化存続のためのきめ細かな支援をしてまいります。

令和7年11月28日に全国各地に伝承される「神楽」が、文化庁の文化審議会において、ユネスコ無形文化遺産への提案候補として選定されました。当町保存会もその一員として、審査に向けた手続き等を進めてまいります。

令和6年度から取り組んでいる児童生徒への郷土芸能体験は、令和7年度に行われた町村合併70周年記念式典において、福島中学校の生徒が白符荒馬踊を披露するなど、その取り組みの成果が評価されているところです。令和8年度についても同様に、各学校と連携し取り組んでまいります。

また、町民が福島町の歴史を学ぶ機会として、年1回程度歴史文化講演会を開催してまいります。

#### (2) 埋蔵文化財。

町で所有する豊浜・館崎両遺跡土器等をはじめとした埋蔵文化財資料について、旧美山教員住宅及び吉岡小学校の空き教室で保管しております。

今後、展示方法について検討するなど、適正な保存管理に努めてまいります。

### 8 むすび。

以上、令和8年度における主な施策の概要を申し上げましたが、目まぐるしく変化する社会にあって、福島町の子どもたちが健やかに成長することを願って、教育行政を進めることが何よりも重要であると考えております。

本年は将来に向けて福島町の教育環境がどうあるべきか、多くの皆様からご意見を伺い、検討する重要な一年となります。

予測不能な社会にあって、自らの力でたくましく生きる人材の育成を、「人づくりは学びから、学びは人づくりの礎」との理念の下、福島町に誇りと愛着を持ち、将来に希望が持てる取り組みを推進してまいります。

町民並びに町議会の皆さまのご理解とご協力を心からお願い申し上げまして、令和8年度教育行政執行方針といたします。

よろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

町政執行方針・教育行政執行方針の説明を終わります。

---

◎報告第5号 福島町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

---

○議長（溝部幸基）

日程第5 報告第5号 新型インフルエンザ等対策行動計画の改定を議題といたします。

内容の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案1の143ページをお開きください。

報告第5号 福島町新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条第6項の規定により、「福島町新型インフルエンザ等対策行動計画」を別冊のとおり改定したので報告する。

令和8年3月10日提出、福島町長。

内容につきまして、別冊7の議案説明資料で説明いたしますので、109ページをお開きください。

1、計画改定の趣旨。

平成24年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定され、国、都道府県、市町村等に「行動計画」の策定が義務付けられ、本町においても平成27年6月に「福島町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ等にかかる対策を実施してきました。

こうした中、新型コロナウイルス感染症への経験を踏まえて、令和6年7月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画、令和7年3月には北海道新型インフルエンザ等対策行動計画がそれぞれ全面的に改定されたことから、本町においても、国、道の計画改定を踏まえ、実際の感染症危機対応で把握された課題を活かし、新たな感染症による危機に対応できる体制を整備することを目的として、町行動計画の改定を行うものです。

2、計画の対象となる感染症。

（1）新型インフルエンザ等感染症、（2）指定感染症、（3）新感染症、3つの感染症でございます。

3、計画の位置づけ。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、本町における新型インフルエンザ等対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すものです。

また、政府行動計画及び道行動計画の見直しが行われた場合は、必要に応じて町行動計画の見直しを行います。

政府行動計画・道行動計画との関連性のイメージ図でございます。

特措法第6条では国の政府行動計画が定められており、特措法第7条では都道府県北海道行動計画、特措法第8条では市町村福島町行動計画を作成するものとされております。

110ページをお願いいたします。

4、主な改定内容。

(1) 対策の基本的な考え方。

行動計画の主たる目的となる「感染拡大の抑制、町民の生命及び健康の保護」、「町民生活及び地域経済活動に及ぼす影響の抑制」のために、国や道の役割を踏まえ、町が行うべき対策項目を整理しています。

また、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、予防や準備等の事前準備期間「準備基」と、発生後の対応のための期間「初動期」及び「対応期」の大きく3つに分けた構成としています。

下の表をご覧ください。

対策項目の見直しといたしましては、改定前は1の実施体制から6の町民生活・地域経済の安定確保までの6項目としておりましたが、2の情報共有と3の情報提供・共有を統合し、改定後は2の情報提供・共有、リスクコミュニケーションを統合いたしました。また、4の予防・まん延防止を改定後は、3のまん延防止と4のワクチンに分離いたしました。5の医療等を改定後は5の保険と6の物資に分離しまして、1の実施体制から7の町民生活及び地域経済の安定確保までの7項目となっております。

次に、時期区分の再設定といたしましては、改定前は、未発生期から小康期までの5期としておりましたが、改定後は準備期から対応期までの3期としてございます。

なお、別冊6に福島町新型コロナウイルス等対策行動計画書を掲載しております。

以上、報告第5号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

内容の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

日程第5、報告第5号を終わります。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時52分）

（再開 12時57分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き会議を再開します。

---

## ◎議案第55号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第6 議案第55号 特別職職員で非常勤の者の報酬・費用弁償条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議案の7ページをお願いします。

議案第55号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出、福島町長。

内容を説明いたしますので、議案説明資料の6ページをお願いします。

1、改正の理由。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例に係る日額報酬の支給について、福島町地域農政総合対策推進協議会条例及び福島町林業振興協議会条例を廃止することから、条例の一部を改正す

るものです。

2、改正の内容。

(1) 日額報酬の改正。

日額支給委員の報酬を定めている別表第1中の「地域農政総合対策推進協議会委員」及び「林業振興協議会委員」の職名欄を削除します。

3、施行年月日。

令和8年3月31日から施行します。

以上で、議案第55号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第55号は可決いたしました。

---

## ◎議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第7 議案第57号 職員給与条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、議案の11ページをお開きください。

議案第57号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出、福島町長。

それでは、改正の理由について説明いたしますので、別冊7説明資料の9ページをお願いいたします。

1、改正の理由。

令和7年度の人事院勧告による給与制度の見直しにより、自動車等使用の通勤における通勤手当の距離

区分が新たに設定されました。

当町における給与改定については、人事院勧告に準じていることから関係条例を改正するものです。

2、改正の内容。

(1) 通勤手当に係る第10条の2関係で、自動車等を使用して通勤をする職員の通勤手当について、60キロ以上の距離区分を新たに設けます。

追加する区分は、表のとおり9区分を追加いたします。また、自動車等を使用して通勤する職員に対し、1ヵ月当たり5千円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を支給します。なお、いずれも現在該当する職員はおりません。

3、施行年月日。

令和8年4月1日からとなります。

議案の11ページから14ページに条例の新旧対照表を掲載しておりますので、確認をお願いいたします。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第57号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第57号は可決いたしました。

---

## ◎議案第58号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第8 議案第58号 国民健康保険税条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案の15ページをお開きください。

議案第58号 福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

福島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出、福島町長。

改正の理由につきましてご説明いたしますので、別冊7説明資料の10ページをお開きください。

### 1、改正の理由。

町では、北海道国民健康保険運営方針に基づき、令和12年度の全道統一保険料の導入を見据えた改正を実施しており、この度、北海道より令和8年度の標準保険料率が示されたことから、税率改正いたします。

国民健康保険法施行令に関する政令の一部を改正する政令が公布され、令和8年度より国民健康保険税に「子ども・子育て支援納付金」が新たに創設されることとなりました。

また、課税限度額の引き上げ及び保険税の負担軽減を図るため5割軽減と2割軽減の判定に適用する判定所得を引き上げる改正が行われております。

当町においては、これまでも国に準じた額に改正しておりますので、当条例の一部を改正するものであります。

### 2、改正の内容。

#### (1) の国民健康保険税率の改正と子ども・子育て支援納付金の新設。

現行税率との比較は表のとおりとなっております。

区分の改正案は、2月13日開催の経済福祉常任委員会でお示した税率でございます。

基礎課税分につきましては、所得割が0.15パーセント増の8.48パーセント、均等割が1,600円増の29,300円、平等割が1,400円増の28,800円でございます。

後期高齢者支援金等分につきましては、所得割が0.15パーセント減の2.38パーセント、均等割が100円減の8,700円、平等割が200円減の8,600円でございます。

介護納付金分につきましては、所得割が0.01パーセント減の1.95パーセント、均等割が増減なしの8,900円、平等割が100円減の6,900円となります。

新設の子ども・子育て支援納付金分につきましては、所得割が0.29パーセント、均等割が1,000円、18歳以上均等割が100円、平等割が1,000円でございます。

次のページをお願いいたします。

子ども・子育て支援納付金につきましては、18歳未満の被保険者均等割が10割軽減の措置が講じられております。

18歳以上の被保険者均等割は1,100円、均等割1,000円に18歳以上均等割100円が加算されて1,100円となります。

#### (2) 課税限度額の改正。

基礎課税分に係る限度額が1万円引き上げられ、新設される子ども・子育て支援納付金分に係る限度額が3万円となり、合わせて4万円の増となります。

改正する限度額は表のとおりとなっており、総額では現行の109万円から113万円となります。

#### (3) 軽減判定所得の改正でございます。

保険税の軽減判定所得を見直し、5割軽減と2割軽減判定に使われる額を引き上げることにより負担の軽減を図ります。

改正する所得割額は表のとおりとなっており、5割軽減は5千円を増額し31万円、2割軽減は1万円を増額し57万円とするものでございます。

### 3、施行年月日等。

#### (1) 施行期日は、令和8年4月1日から施行します。

#### (2) 適用区分。

この条例による改正後の福島町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものといたします。

また、この税率改正案につきましては、2月2日開催の福島町国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を得ていることを併せてご報告いたします。

なお、議案の15ページから25ページに条例の新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第58号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第58号は可決いたしました。

---

◎議案第59号 福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第9 議案第59号 墓地設置・管理条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、議案の27ページをお開きください。

議案第59号 福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例。

福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出、福島町長。

改正の理由について説明いたしますので、別冊7説明資料の12ページをお願いいたします。

1、改正の理由。

専称寺解体による墓地の寄付があり、町有墓地に追加が生じたため関係規定の一部を改正するものでございます。

2、改正の内容。

第2条に規定する別表に「松前郡福島町字吉岡131番地6」及び「松前郡福島町字吉岡132番地9」を追加するものです。

3、施行年月日。

公布の日から施行するものでございます。

なお、議案の27ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第59号 福島町墓地設置及び管理条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第59号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第59号は可決いたしました。

---

### ◎議案第60号 横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例

---

○議長(溝部幸基)

日程第10 議案第60号 横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

○産業課長(福原貴之)

議案の29ページをお願いします。

議案第60号 横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例。

横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出、福島町長。

内容を説明いたしますので、議案説明資料の13ページをお願いします。

1、改正の理由。

横綱千代の山・千代の富士記念館の入館料については、平成9年の開館当初から見直しをせず、現在に至っておりますが、現在、近年の観光プロモーションの成果が表れ始め、団体ツアーの増加が見込まれるほか、ツアー商品を取り扱う企業からも入館料の適正な価格帯の設定が必要であるとの意見をいただいております。

また、昨今の物価高騰による燃料費・光熱水費の増加に加え、人件費の高騰などの影響を受け、ランニングコストが上昇しております。

このことを踏まえ、観光施設である当記念館の個人及び団体の入館料を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

2、改正の内容。

(1) 入館料。

①個人及び団体の入館料をそれぞれ100円増額いたします。

②青函トンネル記念館と併せた個人及び団体の共通入館料をそれぞれ200円増額いたします。

### 3、施行年月日。

令和8年4月1日から施行いたします。

なお、議案の29ページに新旧対照表を掲載しております。

以上で、議案第60号 横綱千代の山・千代の富士記念館条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第60号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

#### ○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第60号は可決いたしました。

---

### ◎議案第61号 福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第11 議案第61号 青函トンネル記念館条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

#### ○産業課長（福原貴之）

議案の31ページをお願いいたします。

議案第61号 福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例。

福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出、福島町長。

内容を説明いたしますので、議案説明資料の14ページをお願いします。

#### 1、改正の理由。

福島町青函トンネル記念館の入館料については、平成17年の開館当初から入館料の見直しをせず、現在に至っておりますが、現在、近年の観光プロモーションの成果が表れ始め、団体ツアーの増加が見込まれるほか、ツアー商品を取り扱う企業からも、入館料の適正な価格帯の設定が必要であるとの意見をいただいております。

また、昨今の物価高騰による燃料費・光熱水費の増加に加え、人件費の高騰などの影響を受け、ランニ

ングコストが上昇しております。

このことを踏まえ、観光施設である当記念館の個人及び団体の入館料を見直すため、条例の一部を改正するものであります。

## 2、改正の内容。

### (1) 入館料。

①個人及び団体の入館料をそれぞれ100円増額する。

②横綱千代の山・千代の富士記念館と併せた個人及び団体の共通入館料をそれぞれ200円増額する。

## 3、施行年月日。

令和8年4月1日から施行いたします。

なお、議案の31ページに新旧対照表を掲載してございます。

以上で、議案第61号 福島町青函トンネル記念館条例の一部を改正する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第61号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

### ○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第61号は可決いたしました。

---

## ◎議案第62号 福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第12 議案第62号 地域農政総合対策推進協議会条例の廃止を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

### ○産業課長（福原貴之）

議案の33ページをお願いします。

議案第62号 福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例。

福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出、福島町長。

内容を説明いたしますので、議案説明資料の15ページをお願いいたします。

## 1、廃止の理由。

当条例は、昭和52年度に地域農業の振興を図るため、地域農政の総合的な推進方策を策定し、水田営農活性化対策による転換水田の有効利用を促進するとともに、農業生産の担い手の育成・確保、農用地区域の拡大を促進することを目的に制定しております。

しかし、当条例に基づく所管事項については、現在、福島町農業委員会及び福島町農業協同組合においてそれぞれ協議が行われているほか、国の制度により平成23年度に福島町地域農業再生協議会が組織され、同協議会においても地域農業の振興に関する協議が行われるようになりました。

このことから、福島町地域農政総合対策推進協議会は、当初の目的に対する役割を終えているため、当条例を廃止するものです。

なお、農業委員会、農業協同組合及び地域農業再生協議会以外に意見交換等が必要な場合に対応するため、「(仮)福島町農林業推進協議会設置要綱」を制定し、必要な事項を協議する体制を構築します。

## 2、施行年月日。

令和8年3月31日から施行します。

以上で、議案第62号 福島町地域農政総合対策推進協議会条例を廃止する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

### ○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

### ○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第62号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

### ○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第62号は可決いたしました。

---

## ◎議案第63号 福島町林業振興協議会条例を廃止する条例

---

### ○議長（溝部幸基）

日程第13 議案第63号 林業振興協議会条例の廃止を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

福原貴之産業課長。

### ○産業課長（福原貴之）

議案の35ページをお願いいたします。

議案第63号 福島町林業振興協議会条例を廃止する条例。

福島町林業振興協議会条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出、福島町長。

内容を説明いたしますので、議案説明資料の16ページをお願いいたします。

#### 1、廃止の理由。

当条例は、林業構造改善事業推進協議会条例の廃止に伴い、昭和61年度に林業振興に関する計画策定や重要事項を調査・審議を行うために制定しております。

福島町における林業振興のために必要な森林整備計画は、これまで当協議会への諮問により協議が行われ、計画決定に向けた議論が進められてきましたが、現在は、渡島西部4町で組織する「渡島西部4町森林整備計画実行管理推進チーム」において同計画に関する調査・審議が行われております。

また、当協議会の構成員である林業者や集落組織の代表者の多くは、福島町森林組合の組合員でもあり、同組合からの意見聴取も行われております。

このことから、福島町林業振興協議会は、当初の目的に対する役割を終えていることから、当条例を廃止するものです。

なお、森林組合及び渡島西部4町森林整備計画実行管理推進チーム以外に意見交換等が必要な場合に対応するため、「(仮)福島町農林業推進協議会設置要綱」を制定し、必要な事項を協議する体制を構築します。

#### 2、施行年月日。

令和8年3月31日から施行します。

以上で、議案第63号 福島町林業振興協議会条例を廃止する条例の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第63号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

#### ○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第63号は可決いたしました。

---

### ◎議案第74号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第12号）

---

#### ○議長（溝部幸基）

日程第14 議案第74号 令和7年度一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

それでは、別冊5の5ページをお願いいたします。

議案第74号 令和7年度福島町一般会計補正予算（第12号）。

令和7年度福島町の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億8,379万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億200万3千円とする。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年3月10日提出、福島町長。

はじめに、「第2表債務負担行為補正」について説明いたしますので、11ページをお開きください。

吉岡総合センター総合管理業務委託に関する債務負担行為を令和8年度までとするもので、限度額は439万6千円となっております。

次の、漁業近代化資金の融資に伴う利子補給に関する債務負担行為は令和17年度までとするもので、限度額は183万8千円となっております。

次に、第3表地方債補正について説明いたしますので、12ページをお願いいたします。

地方債の補正の変更でございますが、上段の出産祝金交付事業債から、13ページの総合体育館屋内消火栓整備事業債まで全部で16件となっております。今回の変更は、事業費確定による増減などが主なものとなっております。

内容につきましては、別冊7の説明資料で説明いたしますので、説明資料の41ページをお願いいたします。

41ページから42ページにかけての16事業のうち、41ページの下から2段目、普通河川河道整備事業債が緊急自然災害防止対策事業債、42ページの3段目、教育用コンピュータ等整備事業債がデジタル活用推進事業債、最後の、総合体育館屋内消火栓整備事業債が緊急防災・減災事業債で、その他の13事業につきましては全て過疎対策事業債となっております。充当率、交付税算入率、算入方法については記載のとおりとなっております。摘要欄にありますとおり、実績による増減などとなっております。

次に、補正予算の歳出から説明いたしますので、57ページをお開きください。

今回の補正につきましては、主に各事務事業の事業完了による執行残、入札減、支出の実績見込による不用額等でございます。説明につきましては、減額の主なものや新たに追加になったものを中心に説明いたしますので、予めご了承をお願いいたします。

はじめに、3段目の2款総務費、1項1目一般管理費、事務事業予算名も同様で、161万8千円の減額は、新採用に係る赴任旅費の追加と実績見込による減額となっております。

58ページをお願いいたします。

3段目、事務事業予算名、庁舎管理費、100万円の追加は、庁舎の燃料費の実績見込によるものとなっております。

59ページをお願いいたします。

5目財産管理費、事務事業予算名、車輛管理費、141万8千円の減額は、燃料費の実績見込による減が主なものとなっております。

60ページをお願いいたします。

6目企画費、事務事業予算名、ふるさと応援基金運営費で、1,217万1千円の減額は、寄付金額の実績見込によるふるさと納税運用業務委託料をはじめとする関係経費の減額となっております。

63ページをお願いいたします。

一番下の、15目電子自治体推進費、事務事業予算名、行政デジタル化推進事業費、320万円の減額は、クラウド通信料の実績見込による減額となっております。

64ページをお願いいたします。

16目地域公共交通維持費、事務事業予算名、地域間幹線系統木古内松前線支援事業費、753万円の追加は、先ほど政策調書で説明して……。休憩を。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

（休憩 13時33分）

（再開 13時33分）

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

もう一度64ページの説明いたします。

16目地域公共交通維持費、事務事業予算名、地域間幹線系統木古内松前線支援事業費、753万円の追加は渡島西部4町で公共交通事業者（函バス）を支援することによる追加となっております。

次の段の、17目ふるさと暮らし応援事業費、事務事業予算名、定住促進住宅等奨励事業費、300万6千円の減額は、実績見込による補助金の限度となっております。

65ページをお願いいたします。

3段目の、19目定住・移住促進事業費、事務事業予算名、UIJターン新規就業者支援事業費で、100万円の減額は、実績がなかったので支援金の減額となっております。

66ページをお願いいたします。

下段の、3項1目戸籍住民基本台帳費、事務事業予算名、社会保障・税番号制度システム整備費、45万7千6百円の追加は、住民基本台帳システム及び戸籍附票システムの整備業務委託料の追加でございます。

67ページをお願いいたします。

4項2目参議院議員選挙費、事務事業予算名も同様で、499万9千円の減額、次の段の、3目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費、事務事業予算名も同様で、364万6千円の減額は、いずれも事業完了、実績見込による減額となっております。

68ページをお願いいたします。

一番下です。7項1目財政調整基金費、事務事業予算名も同様で、210万4千円の追加は、預金利息分を基金へ積み立てるための追加でございます。

70ページをお願いいたします。

5目ふるさと応援基金費、事務事業予算名も同様で、2,485万円の減額は、寄付金額の実績見込による基金積立金の減額となっております。

71ページをお願いいたします。

2段目、9目森林環境譲与税基金費、事務事業予算名も同様で、299万9千円の減額は、実績見込による基金積立金の減額となっております。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費、事務事業予算名、障害者福祉事業費で、1,849万円の減額は、障がい者介護給付費の実績見込による減額となっております。

75ページをお願いいたします。

4目老人福祉費、事務事業予算名、老人福祉施設整備事業費、653万8千円の減額は、事業の延期及び事業完了による補助金の減額でございます。

76ページをお願いいたします。

2段目、9目給付金・定額減税一体化支援枠事業費、事務事業予算名、定額減税補足給付事業費、681万7千円の減額は、事業完了による減額となっております。

77ページをお願いいたします。

中段の、2項2目児童措置費、事務事業予算名も同様で、187万5千円及び、次の段の3目保育所費、事務事業予算名も同様で、157万8千円の減額は、実績見込による減額となっております。

78ページをお願いいたします。

2段目の、事務事業予算名、施設維持管理費、381万円の減額は、事業完了による工事請負費などの減額でございます。

79ページをお願いいたします。

3段目の、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費、事務事業予算名、妊婦のための支援給付交付金給付金事業費154万円の減額、次の段の2目予防費、事務事業予算名も同様で、963万6千円、次の段のガン検診推進事業費211万9千円の減額は、いずれも実績見込による減額となっております。

80ページをお願いいたします。

3目環境衛生費、事務事業予算名も同様で、119万7千円の減額は、不法投棄廃棄物処理手数料の実績見込による減額となっております。

81ページをお願いいたします。

7目心身障害者医療対策費、事務事業予算名も同様で、242万8千円の減額は、医療扶助費等の実績見込による減額です。

9目温泉健康保養センター管理運営費、事務事業予算名も同様で、135万円の追加は、臨時休館に伴う温泉使用料の減収補てんのための指定管理料の追加となっております。

82ページをお願いいたします。

2項1目塵芥処理費、事務事業予算名も同様で、120万円の減額及び、次の段の2目広域事務組合費、事務事業予算名も同様で、445万5千円の減額は、実績見込による減額となっております。

84ページをお願いいたします。

6款農林水産業費、1項3目農業振興費、事務事業予算名、農林業担い手養成事業費、291万円の減額は、申請がなかったことによる減額でございます。

85ページをお願いいたします。

2目林業振興費、事務事業予算名も同様で、188万5千円の減額は、ナラ枯れ被害木処理業務委託料の減額となっております。

4目熊等による被害対策費、事務事業予算名も同様で、活動報償費などの実績見込による減額となっております。

87ページをお願いいたします。

2段目の、3項2目水産振興費、事務事業予算名、新たな陸上養殖技術の開発による「蝦夷アワビ」ブランド化事業費、227万6千円の減額は、アワビ稚仔購入費などの実績見込による減額となっております。

88ページをお願いいたします。

3目漁港管理費、事務事業予算名、船揚場維持管理費、128万3千円の減額は、船揚場維持管理費委託料の実績見込による減額となっております。

89ページをお願いいたします。

7款商工費、1項2目商工振興費、事務事業予算名も同様で、113万2千円の追加は、主に利子補給件数増による追加でございます。

次の、事務事業予算名、地域経済緊急支援事業費、115万9千円の減額は、主に商品券発送経費の実績見込による減額となっております。

次の、事務事業予算名、商工事業者緊急支援事業費、380万円の減額は、商工事業者持続支援金の実績見込による減額となっております。

90ページをお願いいたします。

3目観光費、事務事業予算名、観光振興費、255万4千円の減額は、花火大会及び夏まつりの中止による観光協会補助金等の減額となっております。

92ページをお願いいたします。

2段目の、8款土木費、2項2目道路維持費、事務事業予算名も同様で、2,999万9千円の追加は、除排雪業務委託料の追加となっております。

93ページをお願いいたします。

一番下の、4目道路新設改良費、事務事業予算名、町道整備事業費、215万円の減額は、町道汐見町2号線整備工事費の事業完了による減額となっております。

94ページをお願いいたします。

2段目の、3項1目河川総務費、事務事業予算名、普通河川整備事業費、195万円の減額は、普通河

川福島川護岸整備工事の事業完了による減額となっております。

95ページをお願いいたします。

4項2目公園費、事務事業予算名、新緑公園外維持管理事業費、100万5千円の減額は、植生及び樹木管理委託料の事業完了による減額となっております。

96ページをお願いいたします。

5項1目住宅管理費、事務事業予算名、町営住宅長寿命化等事業費、217万円の減額は、主に丸山団地内装改修工事実施設計業務委託の事業完了による減額となっております。

一番下の、3目住宅建設費、事務事業予算名、定住向け町有住宅整備事業費、896万7千円の減額は、事業完了による工事請負費の減額となっております。

97ページをお願いいたします。

中段の、9款消防費、1項2目広域事務組合費、事務事業予算名も同様で、1,264万9千円の減額は、消防部門の負担金の実績見込による減額となっております。

98ページをお願いいたします。

2段目の、10款教育費、1項1目教育委員会費、事務事業予算名、高校魅力化推進事業費、404万8千円の減額は、小規模市町ネットワーク負担金や各種助成金などの実績見込による減額となっております。

100ページをお願いいたします。

上段の、3目教育振興費、事務事業予算名、教育用コンピュータ等整備事業費、103万1千円の減額は、電子機器購入費や委託料の事業完了による減額となっております。

103ページをお願いいたします。

上段の、5項保健体育費、1目保健体育総務費、事務事業予算名も同様で、123万3千円の減額は、各種大会の報償費の実績見込による減額となっております。

106ページをお願いいたします。

12款諸支出金、2項1目操出金、事務事業予算名も同様で、910万8千円の減額は、このあとご審議いただく各特別会計補正予算に関連した操出金の減額となっております。

次の段の、13款職員給与費、1項1目職員給与費、事務事業予算名も同様で、1,426万6千円の減額は、給料で968万9千円、職員手当等493万5千円がそれぞれ減額、道派遣職員に係る負担金56万円の追加となっております。

最後に、2目会計年度任用職員給与費、1,185万円の減額も実績による報酬、給料、職員手当等の減額となっております。

なお、今回の補正に関連した委員報酬及び給与費等の増減につきましては、別冊5の88ページと89ページに給与費明細書を掲載しておりますので、後ほど確認をお願いいたします。

次に、歳入を説明いたしますので、43ページをお開きください。

歳入につきましても、歳出と同様に主なものと新規に追加になったものなどを中心に説明いたしますので、ご了承のほどよろしく申し上げます。

それでは、上段の、1款町税、1項1目個人の2,400万円の増額、及び次の段の、2目法人の400万1千円の減額、その次の段の2項1目固定資産税2,500万円の増額は、いずれも賦課及び収納実績見込によるものでございます。

45ページをお願いいたします。

一番下の段、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金、988万2千円の減額は、2節の障害者介護給付費等国庫負担金、845万円の減額などが主なもので、いずれも実績見込によるものでございます。

49ページをお願いいたします。

下段の、14款道支出金、3項1目総務費委託金、1,010万9千円の減額は、50ページの選挙費委託費の減額が主なものでございます。

51ページをお願いいたします。

一番下の段です。16款寄付金、1項2目総務寄付金、2,070万円の減額は、ふるさと応援基金の実績見込によるものでございます。

52ページをお願いいたします。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金、1億3,178万5千円の減額でございます。今回の補正予算に係る財源調整による減額で、これにより今年度の財政調整基金からの繰入額は1億9,524万7千円となるものでございます。

以下の繰入金につきましては、それぞれ実績により減額してございます。

最後に、55ページからの町債につきましては、先ほど第3表の地方債補正で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、議案第74号 一般会計補正予算（第12号）の提案内容についての説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

59ページに書いております企画費について。この事業目的で重要施策の企画という風な文言で書いておりますけど、この重要施策というのは何にあたるのか教えていただければなと。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

企画の業務は各種計画の策定、進捗管理、その他諸々ございますので、そういった町の最上位計画である総合計画、過疎計画等々、そういった重要な計画を扱っておりますので、そういった重要施策の企画調整というところでございます。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

この中には第2青函等のものもそういう会議費みたいなものも入っているのですか。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

第2青函に関しては事務局は企画課で所管しておりますが、第2青函に係る経費に関しては町から実現する会に助成金というものを支給してしまして、その団体の会計の中で運用しております。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

次に、70ページになるんですけども、ふるさと応援基金費についてお尋ねいたします。

この補正額でふるさと応援基金費が当初より2,485万円減額されているわけなんですけれども、町としてこの減額としての要因というのは、どう捉えているのかお聞かせ願いたいと思います。

例えば、寄付金額の推移とか返礼品のコストとか制度が変わって、そういうものが基金の積立に影響しているのか。基本的な考え方を教えてください。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

ふるさと応援寄付金なんですけれども、7千万の目標を立てて予算の方を設定しております。ただ、今年度の2月末時点の一般の寄付金なんですけれども、3,840万ぐらいということで昨年の同時期と比べて約360万少なくなっている状況になります。

昨年度の一年間の寄付金、一般のふるさと応援寄付金こちらの実績が4,450万強ということで、今年度に関してはそこまで行けるかどうかという状況にはなるんですけども、今年度のふるさと納税のランキングといいますか人気になっているものが昨年を引き続き米ですね。それに加えてトイレットペーパー

一だとか日用品が物価高騰の影響で人気集中している状況にあります。

いずれにしても、福島町には取り扱いのない商品が全国的に人気になっているということで、なかなか町の現在有している返礼品の中で伸びしろというのはなかなか厳しいかなという風には考えております。

それにしても町内の事業者の協力を得ながら新しい返礼品の開発といえますか協力の方は随時させていただいておりますので、引き続き、福島町の返礼品魅力をPRしていきたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

次に、84ページについてお聞きしたいと思います。

金額は大したことないんですけども、有害駆除有害鳥獣処理施設の管理運営費についてお聞かせ願いたいと思います。

歳出では1,578万4千円という風になっております。一方、歳入では140万と4千円という数字が出ておりますけども、この歳入と歳出これをまずどう評価しているかということについてお聞きしたいなと思うんです。

公共インフラとして現行の負担構造というのは、このまま維持していくのか。それか、それともそれを付け加えて使用料の見直しを考えていくのか、また、他町・近隣町を入れて広域的な連携を深めて効率化をしていくのか。今の状態ではちょっとインフラ整備とは言いながらも、ちょっとバランスが悪いのかなと思うので、そこら辺の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議員おっしゃるとおり歳入歳出のバランスはちょっと保たれていませんが、まずはこの施設というものはご承知のとおり福島町の有害駆除で扱ったものを処理する施設ということで、福島町の部分については当然ながら無料扱い、有害駆除の部分は無料。歳入であります100万程度の収入という部分につきましては、近隣町及び道の管理者の方からいただいた使用料となっているもので、バランスという評価ということになります。私達は福島町の施設というあることから収入を得るための施設じゃないという部分で認識しておりますので、そこはご理解していただければと思います。

あと、近隣町の使用料につきましても、現在1頭当たり40円、上限が1頭3千円の上限という部分でこの2年間対応させてもらったんですけど、やっぱり年々捕獲数が増加しているという状況、それと装置のチップ、菌に対する負荷が相当掛かるということもありながら、やっぱりランニングコストも掛かっていくとそういう部分も踏まえながら新年度に向けては若干の使用料の改正を見込んで進めていこうという部分で考えております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

68ページの財政調整基金についてお伺いいたします。

今回210万4千円の積立ということですが、この時点での財調の金額を教えてくださいと思います。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

今回補正もありまして、最終的な令和7年度の基金の残高の予定でございますが、11億7,792万ということで今のところそういう形の予想をさせていただきます。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

6年度の計算で10億なんぼって出て知っているんだけど、町長は以前から10億くだらない基金を積みまなきゃだめだということで、10億ってなった時点で私もこれはちょっとすれば10億切るのではないかなと……………。

○議長（溝部幸基）

佐藤議員、質疑ですから。

あとで意見交換。

そのほか質疑ございませんか。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

68ページのナマコ稚仔放流事業についてお伺いします。

このナマコ放流については以前からやっておりますが、現時点での組合との売上というかナマコの生産高と売上はどのぐらいあるのか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

ナマコの試験事業につきましては、漁業者が漁獲したという部分の実績になりますけど、令和7年1年間の中で水揚が226万7千円となっております。それで、若干説明させていただきますと、ナマコの試験事業につきましては、漁港内の静穏域で放流するという部分で、そこから静穏域から出ていったものは漁業者の漁獲になるんですけど、あくまでも漁港内ということで漁協の自主事業として取る部分も多くなっているものです。多くというか、その静穏域に撒いているという状況なので、この今のナマコの放流事業とイコールになるかというとならないで、それが外海に出て行ったものを漁獲していただくといったものが私がさっき言った226万7千円という数字になっております。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

72ページの戦没者追悼式事業費の部分で、減額とはなっているのですが今後の対応なり考え方その辺をお伺いしておきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

深山町民課長。

○町民課長（深山肇）

戦没者追悼式に関しましては、将来的には平和の記念行事のような形に持っていきたいと考えているんですけど、今も少数ですけども毎年3名から4名の遺族の方が来られていますので、その方々の気持ちも大事にしながら対応していきたいと考えております。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

その次に98ページの青少年交流センター施設管理事業費の部分で補正額に関しては何もありませんが、現在ハウスマスターというか新しく来られた方女性の方だと思うのですが来られたと思うのですが、現在、移住定住の観点から息子さんも来られていると思うんですけども、その辺の今後の福島町に対してどういう風な形で馴染んでいくのか。それとも、仕事もしくは自分の今持っているスキル、例えばですけど海外行っているのであれば語学力その辺が活用できるものなのか、その辺も踏まえて今後の対応なりその辺って分かる範囲で教えていただければと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺教育長。

○教育長（小野寺則之）

息子さんについては、青少年交流センター高校生だけじゃなくて一般の方も住めるということにしておりまして、その第一号という形になるんですけども、スキルとしては写真家なんですよ。某新聞社から写真撮ってくれないかと支局が2人から1人になったのという風なお話もあったんですけど、本人ちょっ

と車と免許がないものですから、ちょっと今のところ活動の範囲が凄く狭まっているというかなかなか活動できていないというところがあります。

日本語は日常会話話せて英語は話せる。もちろんポーランド語話せるという状況なんですけども、今後、性格的にちょっと内向的な性格でございまして、しばらく半年くらい様子見て、何かいい仕事あったら福島町のために働いてもらえるようなことを考えていきたいなという風には思っています。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

大変失礼しました。先ほど佐藤議員の方からの質問ナマコの部分についてですが、ちょっと段ずれで説明してしまいましたので訂正させていただきます。

ナマコの令和7年中の漁獲高は17,180円となっております。訂正してください。お願いします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 14時04分）

（再開 14時05分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

失礼しました。ナマコの漁獲につきましては、数量で4,171.7キロ。漁獲金額では1,718万円余りとなっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございますか。

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

72ページの屋根の雪下ろしと高齢者の除雪の関係、今年の状態・状況がどうだったか教えていただけますか。

○議長（溝部幸基）

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

家屋周辺の除排雪ですけども、今年は今のところ52件やっております。それで、屋根の雪下ろしに関してはここ2年程なかったんですけども、今年は10件ほど申請来ております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

4番小鹿昭義議員。

○4番（小鹿昭義）

90ページの観光施設維持管理費でもって議員と町民の懇談会において、トンネルメモリアルパークのトイレが以前より壊れていると聞いています。災害時のことを考えると不便だと思いますが、今後の対応はどうでしょうか。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 14時07分）

（再開 14時07分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

メモリアルパークのトイレにつきましては、町内会の方に委託して清掃していただいている状況です。それで、期間を区切って清掃していただいている、11月末までトイレを開放しているという状況になっているんですけど、実はトイレが再三にわたっていたずらをされるという事案が発生して、もしくは修繕が必要なだけ破損もあるとそういう部分も多発したものですから、令和7年度については11月末を待たずに閉めたという経緯があります。

そこはしっかり利用者にも周知するために張り紙もしっかり貼らせてもらって、今後、いたずらが多発するようであれば早めに閉めさせてもらいますよという話を踏まえながら、今年度については早めの11月中旬をもって閉めたという状況になっております。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

90ページの観光施設維持管理費について。この説明欄に千軒岳の登山トイレの中止ということですが、入山者というか、これは捉えておりますか。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

答えから申し上げますと捉えてございません。

令和7年度につきましては、令和5年からの熊の被害がある登山であるということもあり、令和6年度についても熊に遭遇したという例がありましたので、令和7年度当初から千軒岳の登山のゲートは解放しないという部分で私達役場、警察、松山森林管理署と3者でもって決めておりますので、そのなかでゲートを開けないということは登山者登山していただかないという方向で私達考えていますので、入山者カード等の設置もしてございません。

○議長（溝部幸基）

そのほか質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 14時10分）

（再開 14時21分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

意見交換を行います。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

先程の72ページの戦没者追悼式事業費の部分で、先ほど課長の説明ではまだ遺族の方が3名から4名おるといような説明は受けたんですが、今後の対応、要は縮小、確かに戦没者の関係でやっぱり心痛いところもあります。ありますけども、どのタイミングで縮小なりそれ以上のことは口ではあまり廃止といようなあんまり言いたくはないですけど、その辺のタイミングの問題どうされるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

戦没者については私職員時代から関わりがございまして、戦没者の方々の思いを深く受け止めておりまして、就任して戦没者の方々の遺族も少なくなっていて、どうしましょかねという話を1回膝を交えてしたことがあります。ただやはり、戦没者の方々の想いというのはやはり亡くなった方々に対しての想いが強いものがありまして、町長さん「できれば我々が生きている間はやってほしいです」というお言葉をいただいて、私少ないなかでも今やらせていただいている状況であります。

ただ、昨今見ますと、その方々も参加できなくなってきたような状況も散見してございますので、我々としては今少しタイミングを図っているような状況であります。

長らく少ないなかでやるのがどうなのかなということもありますし、我々としては出来ればしっかり若い人達にもそういった特に子供世代にその戦争をなくすということの想いも、そういったものを通じてやる必要があるんだと思っていますので、これはちょっとまた時期を見て我々としてもある程度判断をしていきたいと思っていますし、まだ若干多少2、3名おりますので、ご承知のこととは思いますが、こだわっている方もおりますのでその辺の想いが強いのがありますから、そういった人の想いを無視して我々が勝手に強制もできませんので、そういった人達ともう少しタイミングを見て判断をしていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

わかりました。

その次に、先ほどの98ページの青少年交流センターの部分で、あまり個人のことなのであんまりどうこうというのちょっとあれなんですけど、せつかく移住定住で来られたというよりもお母さんの都合で来られて、その辺の事情はさておき、せつかく持っているスキル写真どうこう、あと語学もある程度堪能であればその辺を活かすようなサポートなりその辺って教育長的には今後福島のために役に立つようなサポート体制なり例えばですけど仕事なりサポートその辺の考え方お伺いしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

小野寺則之教育長。

○教育長（小野寺則之）

これ以上は個人情報になるものですから答弁は控えさせていただきたいんですけども、藤山議員おっしゃるように、福島町にとっても本人にとっても良い関係になれるように支援・配慮はして参りたいという風に思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

先程聞きました有害鳥獣処理施設管理運営についてですけども、確かに使用の適正化については今後改正する余地があるような答弁をいただきましたけれども、やはり、勘違いしないように私もいつも自分に言い聞かせているんですけど、歳入で歳出を賄うようなものでもない。これは絶対そういうものではないというのを頭の中に入れておきながらも、やはりちょっとこの金額の歳入はおいおいという感じがしております。それでですね、この予算の中でもきっちりこれにはいくら、これにはいくらって書いていますけども、その費用の構造の見直し方というか、それからやっぱり何て言っても広域化にならないのかという感じですよ。それか単価を思いっきり課長おっしゃるように改正するか。

ちょっとこれは皆さん福島町に甘えているんじゃないですかって他の町に言いたい、言っていますけどね。言いたいところだと思うんですけども、そこら辺広域化も併せて価格の改正についてやっぱりきちっとした考えを近隣町に示すべきだと思うんですけども、そこら辺は町長でも課長でも結構ですのお考えを伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

先程言いましたとおり2年が経ちましたという部分になるんですけど、状況が年々捕獲頭数もシカに加

えて熊も増えていっているという状況のなかでどんどん処理が多くなっていて、以前も説明させていただきましたんですけど、施設の中で装置に入れる前の段階が渋滞しているという状況。これは新たにもう1基機器を投入するのかそういう議論までになるのかもしれない。

まずはそういう議論もあるんですけど、あくまでも福島町で建てたものという部分で福島の中で1基で頑張っていこうと。はしりは余力があれば他の町も受け入れるという部分を大前提としてやっていて、まずは私達は今の既存の施設でもってこのまま進めていきたいというのがまず思い。それと、当初から言っていますとおり4町で広域化という部分は私もまだ諦めているわけでもないですけど、報道の中にもあるとおり木古内町でもジビエの施設も出来たという部分で、木古内町はなかなか福島の有害減容化処理施設には持って来られないだろうなという思いもありながら、それと、知内町につきましても福島の減容化施設もある。木古内に行けば食肉もあるという部分で、今後、施設の令和8年度の運用状況がどうなっていくかというのもしっかり見極めながら考えていかなければならないのかなという部分もあるんですけど、まずは頭数増えているという事実、それと近隣町のシカの捕獲頭数も多くなっている事実もあるので、シカの部分についてはしっかりと値上げして料金を頂くという部分で考えているところです。

広域の広域事務につきましても継続的に私当時立ち上げました4町有害鳥獣の課長会議とかそういうのも開きながらしっかりと検討していきたいなと思っています。

#### ○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

#### ○町長（鳴海清春）

何か課長少し遠慮がちに喋っていますけども、広域の部分については私従来からたぶん議会の中でも説明させていただいているのは、あの場所になぜ建てたかということから説明していたと思うのですが、要は最終的には我々としては広域でやっていくのが目的ですよ。ただ、やはり広域をクリアするには色々な条件をちょっとクリアしていかなくちゃいけないので、そこに手続きを相当要するだろうということ、それを待っていてはなかなかハンターさんの軽減とか色々なことを考えた場合、ちょっと時間が掛かるねという話で福島町が先行して建てさせていただきました。

ただ、本当にあの施設を建てて良かったのと思うのは、去年の状況を見ますと、ここまで熊が増えたりシカの頭数が増えるという状況を想定はしていませんでしたけども、あの施設があつて福島町はもとより松前町も相当、知内もそうですけども相当やはり捕獲に専念できる時間が増えたという形でたぶん喜んでいてのではないのかなと。それで常々私は4町の首長には将来的には広域でやりますから協力してくださいという話はさせていただいております。

それで今先行して我々が建てて建物の償還分についても予算は見ていますけども、広域に移行した時は当然それを4町でプールする。ただ、先ほど課長申しましたとおり、木古内の方が若干ちょっと今我々とは少し異にしていますので、たぶん最終的には3町で先行してやる形になるのではないのかなという気がしていますので、そこについてはまたタイミング見ながらしっかりとやっていきたいと思っておりますし、また、今の状況を見ますとあの施設の中にもう1つ施設を増やせるスペースがございます。今の状況では先ほど言いましたとおり、ちょっと溢れた状況も去年見られますので、多分このままの勢いでいくと結構やはりもう一つ施設を増やす必要があるのではないのかなと思っていますので、そういった時のタイミングなり色々なタイミングを少し見計らいながら協議を進めていきたいと思っておりますので、いつまでも単町でやるつもりはありませんので、そこはしっかりと理解をしていただきたいと思いますので、また、広域の議会の中でまたお願いするタイミングはあるんだと思っておりますので、協力をしていただければ有難いと思っています。

#### ○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

#### ○5番（平沼昌平）

かなり飛躍した町長の考え方に聞こえましたけども、まずは我が4町には話かけたけども、うちの町としては公共インフラとかそういうものと今になっては住民の安全と、それから農業を守るための絶対必要だったと。あと、駆除する方の作業量の軽減ということでは絶対必要だったということで、それが余剰分を他町に回すという形が町長がおっしゃるように、今後は量が多いから広域も兼ねてまた1つ作りたいたいという考えと今までの考えはちょっと違うような気がするのですが、それはその時になれば、また広域の方々きちっと保証をもらってもう1つ作ればいいのかなどは思います。私個人の考え方で。それはそれ

で時間の経過とともにまた考え方も変わってくるでしょうけども。

次にちょっとガラッと変わります、ふるさとの先ほど言いました70ページのふるさと応援基金費の方で、今回みたく2,485万ぐらい減額になるという考え方なんですけども、これは人気商品が米だトイレットペーパーで当町にはないものだからある程度当町もふるさと納税入れてもらう方が少なかったという話もあるんですけども、いずれにしても福島町もこの町も返礼品については、何て言うんでしょう行き詰っているような感じが私するんですよね。今回総務省のあれで地場産の物とか何とかというパーセンテージがなっていますけれども、いずれ進んでいく道は返礼品で行き詰ってくる。本当に真新しいものがだんだん無くなっていくような気がするんです。

特に今回の縛りが出てくると限られたものになってくると思うんです。その中で、この納付金額が少なくなってくるという納税してくれる方が少なくなってくるなかで、いかに福島町として納税者とコンタクトを持つか。結局結びつきをその返礼品というパーツを使って、いかにその他町と納税してくださる方とコミュニケーションを取るか繋がりを持つか、点から面に交流を持つかという施策を返礼品というパーツを使って福島町これからやっていくことは必要じゃないのかなと思うんです。

それが結局、人口の移住者対策にもつながるし、さまざまなもので私は繋がってくると思うんですね。だからその返礼品だけにこだわらない、それから新しい物を開発しても先ほど言ったようにいずれは行き詰ってくる。それよりも人と町との繋がりを今後強めて行くというような考え方はないですかね。どうですか。

○議長（溝部幸基）

村田洋臣企画課長。

○企画課長（村田洋臣）

福島町の返礼品の中で人気あるのはスルメ製品なんです。スルメに関してはリピーターがものすごく多いということで、同じ年度内に何度も納税していただける方もいるくらい福島のスルメに関しては好評いただいているということで、そういったサイトによるんですけど応援のメッセージとかもコメント入れてくれる納税者もあります。

なかなかその納税いただいた方に対して町から直接何かというのは今のところございませんけれども、逆にそういったコメントなりリピーターということで福島町のこと本当に応援していただいているという実感は実際に感じているところであります。

また、各ふるさと会、東京近郊の北海道福島会、札幌福島会、こちらの会員さんもやはり地元に対して思いありますので、総会の際に顔出した時とか併せて納税の方をしていただいているということで、そういうふるさと会の場面では直接お会いしてお礼とか福島の近況というのは多くできるんですけども、ほかのなかなか一般の納税者に関しては直接的に何かという考えは今のところ持ち合わせていないというのが現状であります。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

今の話を聞いて、大変これからのふるさと納税と納税してくれる方と行政との繋がりというのが、すごい今福島町はそういうテーブルの上に近づいているのかなという気がしているんですね。スルメが毎年リピーターが多くてやっているよと。その中で町からリピーターの方に、リピーターというのも固定客にしてしまわなきゃなんないというのは町の考え方だと思うんです。その先にあるのは福島町に魅力を持ってもらう。このスルメを生産している福島町に魅力を持ってもらう。そういう関係づけが本来のふるさと納税をしてくださる方を引き込むための行政としての1つの施策だと私は思うんですよ。

だから、ふるさと納税してもらってもそれがはっきりしていないと、その納税する方は次何か違うものがあつたら違う町の納税行きますよ。でも、その繋がりさえしっかりしていると、リピーターとは言わなくても福島町と関係を持つとか、そういうものをこのふるさと納税というものの道具を使ってやっぱり構築していくべきだと思うんですね。これだけ人口減少がなっているんですから、いかに移住者を増やすか、いかに人口を増やすか、どんな手を使ってもそういう対応はしていかなきゃなんないというのは常に我々も行政もみんな同じ考えだと思うんです。

そうであれば、本当に1粒の希望でもそこにやっぱり見出して対応していくべきだと私は思うんです。

それで、ふるさと会札幌・東京さまざまふるさと会ありますけども、その方々は全員がじゃあふるさと納税してくれるかというやはり同じだと思うんです。福島にいた時はいっぱい食べたから違う所のやつをやるとかそういうような感覚あるんです。でも、ふるさとを思う気持ちは変わりませんよ。その方々は動かないにしても、福島町以外の方々と交流人口を持つという考えを、この施策に結び付くこのふるさと納税に施策として結びつけていかないと、いずれは返礼品は先細りして飽きられてしまうということを経験感を持ちながら、私は是非これから予算編成もありますから、その中で色々出てくるんでしょうけども私はそういう考えをもって今回の補正に対して思うんですけども、そこら辺どうですか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

貴重な意見ありがとうございます。本当に福島の場合スルメがやっぱりリピーター多いと。特に大判、大きいスルメがなかなか市場に出回らないのもあるのか、そこが人気として多かったですけども、なかなか今そういった大判も取れない中で苦労しているのがあります。

ただ、私従来からふるさと納税には少し違和感がありまして、先ほど説明したように本当に当初はその町を応援するためにふるさと納税だったはずなのが、先ほど言ったとおりトイレットペーパーを買うためにふるさと納税かという話では私はないんだと思うんですよね。そこが少しびつになりすぎているというか、生活の一助として何かふるさと納税を活用している都会の人が多いと。

私の同級生は毎年有難いことにふるさと納税をしましたというメッセージをくれておりますので、先ほど言いましたとおり、やはりふるさと納税を通じながら関係人口の拡大というのは多分議員おっしゃるとおり図れるんだと思うんですよね。やっぱりそういったことを福島の良いものを知ってもらう1つのツールとしてふるさと納税を利用しながらやっていけばいいのではないのかなと思っています。

そして、今ふるさと納税も少し変わりは始めているのは、一時ポイントを付与したり色んな形で急増した時があるんですけども、ここに来て少しそれが終わったりして、ちょっと変化が見えているんですね。我々の同じ首長の中で話していますと、やはり他の某町なんかはやっぱり急激にグッとふるさと納税を伸ばして、ある程度そのふるさと納税を財源にして色んなことをやれるねと話をしていらしいんですけど、やはりそういったことをやると町の財政というのは危険なんですよ。当てにならないものは当てにして財源化するほど危ないものはないというか、それを余剰金として使う分にはいいんでしょうけども、そういった本当に苦労している町もあるやに聞いていますので、我々は少ないなかでも堅実にそれを上手くそのものを財源に充て込むのではなくて、そのものを例えば協力している業者さんだったり商品開発なり色んな形の中でまた踏襲をしながら返ってくるようなことをしていければなと思っていますので、なかなかやはり福島町でじゃあ本当にヒット商品を出せるのかとなると難しいところもありますけども、我々としては協力してくれている業者さんともしっかりと何がいいのかというものをお話をしながら、1つでも2つでも福島町を知ってもらうそのための返礼品を開発できるようなことを考えていきたいと思っておりますし、また、先ほど言いましたとおり、ふるさと納税だったり色んな場面で福島町をPRするチャンスがあるんだと思います。例えば女だけの相撲大会でも相当やはり色んな所から来る方がおりますので、そういった方々も大体ほぼほぼ帰りには道の駅に寄られて色んなものを買って帰られるというお話も聞いてございますので、そういったものの色んなツールを使いながら少しでもふるさと納税が増えるようなことをまた令和8年度しっかりやっていきたいという風に思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（溝部幸基）

そのほか。

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

先程の財政調整基金について、7年度末の残高を聞いて、まずホッとしたような感じがします。11億近くの財調ということで。

しかし、これから色々な学校の統合とかそういう問題を抱えるなかで、やっぱり財調だけはきっちりやっぱり積んで安全な財政を築いていただきたいと思いますが、町長はあくまでも10億以上という考えで今もいますか。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

私就任した時に多分色んな議会とのやり取りの中で基本的に安定的な財政を維持するためには財政調整基金、最低10億は維持していきたいという思いをたぶん伝えたと思います。

今日、本庄屋監査委員もおりますけども、私財政係の時に本庄屋係長方が相当苦勞して頭を捻らせて頭の中が数字を走るくらい財政が厳しかった時代を経験していますので、そういった思いを職員なり町民にさせたくないという思いがありますので、やはり安定運営するには最低10億というのは必要なのかなということで、多分今の状況からいくと令和7年度の財調だけで多く考えると、たぶん12億ぐらいの財調になると思います。

ただ、私就任してから色んな形で財調だけに拘らないで、目的基金も積ませていただいております。例えば公共施設の基金だったり減債基金だったり色んな形で分散型で今基金も積ませていただいておりますので、トータル的には17、8億とか19億ぐらいになっているんだと思いますし、また、備荒資金の方にも2億5千万程使えないものと使えるものと色々ありますけども、それでも2億5千万ぐらいありますので、トータルすると大体20億ぐらいの貯金という名のものがあるんだと思います。

ただ、その目的基金については勝手に使うわけにはいきませんので、財調がやはり一番柔軟に使える基金でありますので、そこのところはしっかり維持をしていきたいと思っておりますし、私は令和1年度の財調の基金が確か13億ぐらいで、ここ7、8年ほぼほぼ変わっていないんですね。なんだかんだどうしても当初予算組む時は歳入は固く歳出は少しオーバー目に組みますので、大体2億3億というのは一般的には財源不足になりますので、そこを財調で調整するというのが一般的であります。

それで、決算になると見て分かる通り、じゃあその3億が丸々3億残っているかといえば、ほぼほぼ残っていないんですね。大体ここ1、2年は1億残したりはしていますけど、それまでは大体消えていっている形になりますし、決算ではまた次の新年度に貯金という形で積み増しもさせていただいておりますので、今年についても今のところ少し1億ぐらいちょっと先ほどの補正予算絡めてまだありますけども、そこについてもこれから不用額だとか色んな形、決算まで行く間には少し消えていくのではないのかなという風に思っていますので、そういった形で基本的な考えは10億を維持するという考えについては今も持っていますので、そこのところをまずベースとして財政適正な財政運営に努めていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

どうもありがとうございます。それからナマコの売上というか先ほど聞いて1,788万ということでありましたが、7年以前から放流事業がやっておりました。そういうなかで、これがこの成果が徐々に表れてきているのかなとは私なりに思っているんだけど、そのために今回の新年度予算にもナマコ放流ということでありますので、是非ともこの事業だけは進めていただきたいと思います。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

このナマコの放流事業につきましては、令和8年度が2年目ということで3カ年でもって調査するということになっております。それで以前もお話したんですけど外敵にやられないような対応として箱にナマコ稚仔を入れて育てて、そこをある程度外敵にやられないようになってから放流すると。海の中でそのまま放流するという状況でやっていて、本当に生残率がほとんどいいということで90パーセント以上、95パーセント程度あるということ。それと2年から3年で出荷なるベースになるということになりますので、私達も大いに期待している事業でありまして、ゆくゆくは本当に1億円産業になればいいぐらいの思いでやっていますので、今後ともよろしくお願ひします。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

千軒岳のトイレの件について質問しました。そのなかで、登山者の入山というかそれを禁止していると

営林署というか森林事務所というかそのなかで協議して入山を禁止しているということでありますが、去年の利用を聞きますと何人かというかそういう登山をしている方がいるということも話を聞いております。

ただ、事故が起きた場合、いくら入山禁止ということでありまして、事故が起きた場合、やはり町の管轄というか国有林の方は最もだと思いますが、町の責任というか町も携わるわけですが、だからその入山に関してのどういう文書というかそれはおそらく掲載していると思うんだけど、今後厳しいそういう文書で対応していただければと思うんだけど、その点について。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

入山を禁止しているという意味合いではなくて、ゲートを開放しない林道のゲートを開放しないということで、議員おっしゃるとおりゲートの前に車を止めて登山する方がいるんだろうなという分は想像しているところなんですけど、あくまでもやっぱり危険ある以上はゲートを開けないという部分の中で、もし仮にこの登山者カードとかを置くと事実認めていることにもなるという部分もありますので、しっかり熊の安全対策が万全なることを確認したうえで三者、先ほど言いました松山森林管理署と警察、私達行政が三者となって、あとハンターもそうですね。

ハンターさんにもしっかり見回りしてもらいながらも状況が改善されているようであればゲートも開けて広く登山していただければいいでしょうし、その時には我々も役場として入山者カードの提出を求めるといった状況になろうかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（溝部幸基）

3番佐藤孝男議員。

○3番（佐藤孝男）

千軒岳は道立自然公園に指定されて、その中で道から委嘱されている自然保護員これが福島町で2名おるわけで、1名は岩部海岸とか神社の方とか色々見てもらっていると思います。

1人は千軒岳を中心に高山植物それから千軒で指定されているセンゲンオサムシというそういう虫の保護とかそういうのを中心にやっているわけで、大体私も前にそういうことに携わったことをやっております。

そういうなかで1ヵ月に何回見回りしてくださいということで、その千軒岳を中心に1人がやっているわけですので、一つそういう方の声も聞きながら今後対応していただければなと思っております。

○議長（溝部幸基）

福原貴之産業課長。

○産業課長（福原貴之）

おっしゃるとおり自然保護員と共にその情報も得ながら、また、ハンターの情報も得ながら対応していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（溝部幸基）

そのほか意見交換ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第74号を決することに賛成の方は起立を願ひます。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第74号は可決いたしました。

---

◎議案第75号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

---

○議長(溝部幸基)

日程第15 議案第75号 令和7年度国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

それでは、別冊5をご用意いたします。

91ページをお願いいたします。

議案第75号 令和7年度福島町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)。

令和7年度福島町の国民健康保険特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,898万9千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4,094万3千円とする。

令和8年3月10日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容につきましては、歳出から説明いたしますので105ページをお開きください。

上段の、1款総務費、1項1目一般管理費43万円の減額につきましては、実績見込みによるものでございます。

106ページをお願いいたします。

下段の、2款保険給付費、1項1目療養給付費5千万円、2目療養費20万円、3目審査支払手数料10万円の減額につきましても、いずれも実績見込みによるものでございます。

107ページをお願いいたします。

上段の、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費94万3千円の減額は、特定健診診断委託料の実績見込によるものでございます。

下段の、2項1目疾病予防費234万1千円の減額は、新型コロナワクチン接種委託料及び費用助成金の実績見込によるものでございます。

109ページをお願いいたします。

上段の、2項1目高額医療費300万円の減額につきましても、実績見込によるものでございます。

中段の、4項1目出産育児一時金100万円の減額につきましても、実績見込によるものでございます。

下段の、3款国民健康保険事業費納付金、1項1目国民健康保険事業費納付金198万8千円の増額につきましても、実績見込によるものでございます。

108ページをお願いいたします。

7款基金積立金、1項1目事業基金積立金1,046万4千円の減額は、基金積立金の実績見込によるものでございます。

次に、歳入を説明いたしますので101ページへお戻り願います。

3款道支出金、1項1目保険給付費等負担金5,554万3千円の減額は、主に保険給付費等普通交付金5,430万円の減額で、歳出の保険給付費の減額に伴うものであります。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金630万3千円の増額は、保険基盤安定繰入金及び一般会計繰入金の確定に伴うものでございます。

102ページをお願いいたします。

7款財産収入、1項1目利子及び配当金25万1千円の増額は、国保事業基金の残高に対する利率確定による増額に伴うものでございます。

以上で、議案第75号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

暫時休憩いたします。

---

（休憩 14時59分）

（再開 15時09分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、議案の107ページをお願いいたします。

上段の、2項1目高額療養費300万円の減額につきましても、実績見込によるものでございます。

中段の、4項1目出産育児一時金100万円の減額につきましても、実績見込によるものでございます。

下段の、3款国民健康保険事業費納付金、1項1目国民健康保険事業費納付金1,988万8千円の増額につきましても、実績見込によるものでございます。

続いて、108ページをお願いいたします。

上段の、5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費94万3千円の減額は、特定検診診断委託料の実績見込によるものでございます。

下段の、2項1目疾病予防費234万1千円の減額は、新型コロナワクチン接種委託料及び費用助成金の実績見込によるものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第75号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第75号は可決いたしました。

---

◎議案第76号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第16 議案第76号 令和7年度介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、同じく別冊5をご用意いたします。

111ページをお願いいたします。

議案第76号 令和7年度福島町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和7年度福島町の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,160万8千円を減額し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億3,819万3千円とする。

令和8年3月10日提出、福島町長。

それでは、補正の主な内容につきまして、歳出から説明いたしますので126ページをお開きください。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費500万円の減額は、実績見込によるものでございます。

次に、127ページをお願いいたします。

下段の、4款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金660万8千円の減額は、決算見込みにより積立金を減額するものでございます。

次に、歳入について説明いたしますので、121ページへお戻りください。

2款国庫支出金、2項2目地域支援事業交付金307万円の減額は、地域支援事業交付金の決算見込みによる減額でございます。

2段目の、3款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金434万6千円の減額及び2目地域支援事業支援交付金122万4千円の減額につきましても、介護給付費交付金及び地域支援事業交付金の決算見込みによる減額でございます。

4款道支出金、2項1目地域支援事業交付金150万9千円の減額につきましても、国庫支出金と同じく地域支援事業交付金の決算見込みによる減額でございます。

122ページをお願いいたします。

5款財産収入、1項1目利子及び配当金20万5千円の増額は、介護給付費準備基金の利息確定によるものでございます。

下段の、6款繰入金、1項2目地域支援事業繰入金150万9千円の減額につきましても、地域支援事業交付金の決算見込みによる減額でございます。

以上で、議案第76号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

討論を終わります。

採決を行います。

議案第76号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、議案第76号は可決いたしました。

---

◎議案第77号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

---

○議長(溝部幸基)

日程第17 議案第77号 令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長(佐藤和利)

それでは、別冊5の129ページをお願いいたします。

議案第77号 令和7年度福島町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)。

令和7年度福島町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ56万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,684万円とする。

令和8年3月10日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容につきまして、歳出から説明いたしますので143ページをお開きください。

下段の、2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目も同様に48万1千円の減額は、保険料負担金の追加、事務費負担金及び保険基盤安定負担金の精査に伴う減額でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、139ページをお願いいたします。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目も同様に187万2千円の追加は、保険料の現年及び滞納繰越分の実績見込みによるものでございます。

2款繰入金、1項1目事務費繰入金81万5千円の減額、2目保険基盤安定繰入金173万3千円の減額は、歳出の精査に伴うものでございます。

4款諸収入、1項1目延滞金8万7千円の追加は、保険料納付に伴う延滞金額の実績見込みによるものでございます。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長(溝部幸基)

説明が終わりました。

質疑を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(溝部幸基)

意見交換を終わります。

討議を行います。

(「なし」という声あり)

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第77号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第77号は可決いたしました。

---

◎議案第78号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第18 議案第78号 令和7年度国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

佐藤和利福祉課長。

○福祉課長（佐藤和利）

それでは、別冊5の145ページをお願いいたします。

議案第78号 令和7年度福島町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）。

令和7年度福島町の国民健康保険診療所特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,100万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,684万2千円とする。

令和8年3月10日提出、福島町長。

それでは、補正予算の主な内容について歳出から説明いたしますので、159ページをお開きください。

下段の、2款診療事業費、1項1目診療費1,100万円の減額は、医薬材料費の実績見込による減額でございます。

次に、歳入を説明いたしますので、155ページをお願いいたします。

1款診療事業収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入200万円の減額、2目社会保険診療報酬収入230万円の減額、3目後期高齢者医療診療報酬収入110万円の減額、4目一部負担金73万円の減額は実績見込によるものでございます。

2項1目使用料及び手数料210万円の追加は、予防接種手数料及び健康診断手数料等の実績見込による追加となっております。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金697万円の減額は、診療報酬の補正に伴い財源を調整するものでございます。

以上で、議案第78号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。  
討議を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。  
採決を行います。  
議案第78号を決することに賛成の方は起立を願います。  
（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第78号は可決いたしました。

---

◎議案第79号 令和7年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第19 議案第79号 令和7年度水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。  
提案理由の説明を求めます。  
紙谷一建設課長。

○建設課長（紙谷一）

別冊5の161ページをお開きください。  
議案第79号 令和7年度福島町水道事業会計補正予算（第1号）。  
第1条、令和7年度福島町水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。  
第2条、予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

- （4）主要な建設改良事業。  
（ア）配水管整備事業6, 280万円を4, 885万5千円とする。  
（イ）メーター改良事業537万5千円を416万9千円とする。  
（ウ）施設整備事業830万円を704万円とする。  
（エ）固定資産購入費500万円を461万5千円とする。

第3条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。  
収入。

第1款水道事業収益、補正予定額164万9千円の減、計1億458万8千円。

第1項営業収益、補正予定額241万5千円の減、計8, 687万4千円。

第2項営業外収益、補正予定額76万6千円の増、計1, 771万4千円。

支出。

第1款水道事業費用、補正予定額226万7千円の減、計1億661万2千円。

第1項営業費用、補正予定額269万6千円の減、計1億88万3千円。

第2項営業外費用、補正予定額42万9千円の増、計522万9千円。

第4条、予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2, 542万4千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額358万3千円、過年度分損益勘定留保資金2, 184万1千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2, 338万2千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額348万9千円、過年度分損益勘定留保資金1, 989万3千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

次ページ、162ページをお開きください。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額1, 528万円の減、計5, 733万2千円。

第1項企業債、補正予定額100万円の増、計3,100万円。

第3項道支出金、補正予定額1,528万9千円の減、計2,021万1千円。

第4項工事負担金、補正予定額99万1千円の減、計460万9千円。

支出。

第1款資本的支出、補正予定額1,732万2千円の減、計8,071万4千円。

第1項建設改良費、補正予定額1,732万2千円の減、計6,471万4千円。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

配水管移設事業、変更後限度額860万円。

老朽配水管更新事業、変更後限度額1,540万円。

浄水場施設設備更新事業、変更後限度額700万円。

令和8年3月10日提出、福島町長。

内容について説明いたしますので、169ページをお開きください。

令和7年度福島町水道事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

補正の主な増減のみ読み上げます。

収益的収入及び支出の収入。

1項1目給水収益、補正額215万円の減、計8,485万円で給水収益の実績に合わせて減額してございます。

2項2目他会計負担金、補正額76万6千円の増、計305万5千円は受託工事の実績に応じて増額してございます。

次ページをお開きください。

収益的収入及び支出の支出。

1項1目原水及び浄水費、補正額64万8千円の減、計1,263万5千円。水質検査手数料で当初予算では有事に備えて検査回数を多く見ておりますが、検査回数の実績に応じて減額してございます。

4目総係費、補正額76万9千円の減、計2,333万2千円は支出額の確定による減額でございます。

5目減価償却費、補正額100万円の減、計5,294万円についても支出額の確定による減額でございます。

次ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入でございます。

1項1目企業債、補正額100万円の増、計3,100万円で、白符地区国道横断配水管取替工事で切り替え箇所の既設管が老朽化しており、影響範囲の配水管の交換が追加になったための増でございます。

3項1目補償金、補正額1,528万9千円の減、計2,021万1千円で、予定されていた中塚橋配水管移設工事がなかったことと、塩釜地区配水管移設工事の補償金の額確定による減でございます。

4項1目工事負担金、補正額99万1千円の減、計460万9千円で、負担金工事の額の確定による減額でございます。

次ページをお開きください。

資本的収入及び支出の支出。

1項1目配水管整備費、補正額1,394万5千円の減、計4,885万5千円で、委託料が1,126万2千円の減、北海道の中塚橋の架け替え工事がなかったことによる配水管移設工事の設計委託業務の減でございます。

工事請負費が268万3千円の減で、白符地区国道横断配水管取替工事については先ほどの説明のとおり579万8千円の増となりますが、塩釜地区の配水管移設工事が額確定により749万円の減となるため、工事請負費全体で減となっております。

2目メーター改良費、補正額120万6千円の減、計416万9千円で、メーター台数の確定による減でございます。

3目メーター購入費が52万6千円の減、計3万5千円で、同様にメーター台数の確定による減でございます。

4目施設整備費、補正額126万円の減、計704万円で、工事請負費の美山浄水場配水流量計更新工事で額の確定による減額でございます。

以上、議案第79号 福島町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わります。  
ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第79号を決することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第79号は可決いたしました。

---

◎議案第80号 令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第3号）

---

○議長（溝部幸基）

日程第20 議案第80号 令和7年度浄化槽事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

深山肇町民課長。

○町民課長（深山肇）

それでは、別冊5の173ページをお願いします。

議案第80号 令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和7年度福島町浄化槽事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第2条の業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業。

（ア）浄化槽整備事業2、300万円を1、232万円とする。

第3条、予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。

第1款浄化槽事業収益、補正予定額1、315万3千円の減、計3、283万9千円。

第2項営業外収益、補正予定額1、315万3千円の減、計2、821万9千円。

支出。

第1款浄化槽事業費用、補正予定額427万6千円の増、計4、607万9千円。

第1項営業費用、補正予定額545万1千円の減、計3、467万9千円。

第4項特別損失、補正予定額972万7千円の増、計972万7千円。

第4条、予算第4条本文括弧中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1、262万7千円

は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額97万5千円、過年度分損益勘定留保資金742万7千円、当年度分損益勘定留保資金422万5千円で補てんするものとする。」を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額194万7千円の増、計2,494万7千円。

第1項企業債、補正予定額310万円の減、計1,060万円。

第2項他会計補助金、補正予定額834万9千円の増、計1,262万7千円。

第3項国庫補助金、補正予定額244万3千円の減、計118万3千円。

第4項工事分担金、補正予定額85万9千円の減、計53万7千円。

次のページをお願いします。

支出。

第1款資本的支出、補正予定額1,068万円の減、計2,494万7千円。

第1項建設改良費、補正予定額1,068万円の減、計1,232万円。

第5条、予算第5条に定めた起債の限度額、利率を次のとおり補正する。

浄化槽事業。

限度額、変更前1,370万円、変更後1,060万円、利率、変更前3.0パーセント以内、変更後5.0パーセント以内でございます。

令和8年3月10日提出、福島町長。

内容について説明しますので、181ページをお願いします。

令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算実施計画説明書でございます。

補正の主なものについてご説明いたします。

収益的収入及び支出の収入。

1款浄化槽事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金、補正額780万円の減、計1,295万7千円。これは一般会計からの繰入金の減額でございます。

5目資本費繰入収益、補正額1,262万7千円の減、計ゼロ円。資本費繰入収益につきましては、資本的支出のうち企業債償還金の元金支払の補てん分として一般会計より繰入されております。9月の決算審査特別委員会でもご説明しておりますが、この受け入れ方は間違いではございませんが、純利益とキャッシュフロー計算書の資金期末残高の間に大きな差異が生じ、経営状態の把握に誤解が生じるため同科目を収益的収入から資本的収入に変更する補正でございます。

戻りまして、その上段、3目長期前受金戻入、補正額727万4千円の増、計1,338万8千円。先ほどの変更に伴い生じたので、このたび補正するものでございます。

次のページをお願いします。

支出。

1款浄化槽事業費用、1項営業費用、1目浄化槽整備費、補正額371万円の減、計416万2千円、主な内訳は修繕費59万2千円の減と、各種補助及び交付金289万円の減で、水洗化改造工事費補助金が280万円の減外でございます。水洗化改造工事費補助金の減額につきましては、設置基数を10基予定しておりましたが、4基の設置にとどまり、その内1基が新築のため補助対象外であったことによるものでございます。

続きまして、2目総係費、補正額174万1千円の減、計1,614万円、主な内訳は浄化槽保守点検清掃委託料162万円の減でございます。減額の理由は設置基数の減少によるものでございます。

続きまして、4項特別損失、1目過年度損益修正損、補正額972万7千円の増、計972万7千円、これは収入の資本費繰入収益を収益的収入から資本的収入に変更することに伴い、過年度分損益に修正が生じることから補正するものでございます。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出の収入。

1款資本的収入、1項1目企業債、補正額310万円の減、計1,060万円、内訳は浄化槽整備事業債が150万円の減、過疎対策事業債が160万円の減でございます。減額理由はこちらの設置基数の減少によるものでございます。

続きまして、2項1目他会計補助金、補正額834万9千円の増、計1,262万7千円、内訳は浄化槽設置工事費繰入金が427万8千円の減、企業債償還金繰入金が1,262万7千円の増でございます。なお、企業債償還金繰入金については、先ほど説明しました収益的収入から資本的収入への変更に伴う増額分でございます。

続きまして、3項1目国庫補助金、補正額244万3千円の減、計118万3千円、減額理由は循環型社会形成推進交付金の減で、こちらも設置基数の減少によるものでございます。

続きまして、4項1目工事分担金、補正額85万9千円の減、計53万7千円、減額理由は浄化槽設置工事費分担金の減で、こちらも設置基数の減少によるものでございます。

次のページをお願いします。

支出。

1款資本的支出、1項建設改良費、1目浄化槽整備費、補正額1,068万円の減、計1,232万円、これは工事請負費の減で、こちらも設置基数の減少によるものでございます。

以上、議案第80号 令和7年度福島町浄化槽事業会計補正予算（第3号）の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

説明員との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

議案第80号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、議案第80号は可決いたしました。

---

## ◎発委第12号 福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例

---

○議長（溝部幸基）

日程第21 発委第12号 議会基本条例諮問会議条例の一部改正を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

5番平沼昌平議会運営委員長。

○5番（平沼昌平）

議会提出議案と議会提出議案説明資料をご用意ください。

まず、議会提出議案の3ページをお開きください。

発委第12号 福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例。

福島町議会基本条例諮問会議条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月10日提出、福島町議会運営委員長。

内容につきましては、説明資料で説明いたしますので、説明資料の3ページをお開きください。

#### 1、改正の理由。

議会では、平成21年4月1日施行の議会基本条例第20条の規定による附属機関として、「議会基本条例諮問会議」を設置し、基本条例の見直しや議員定数・歳費について諮問し、答申を受けてきたところであり、令和7年6月には、同会議委員の職務に「議会モニター」に関連した業務を追加、推薦以外の公募委員を増やすため委員数を「10人以内」から「13人以内」に拡大しております。

その後開催した諮問会議において、諮問委員から条例の改正内容について「議会モニター」に関連した業務の部分が分かりづらいとの意見が出されたことから、諮問会議の所掌事項・職務に「議会モニター」を明記し、諮問会議としての本来業務と分けることで分かりやすい条文となるよう、条例の一部を改正するものです。

#### 2、改正の内容。

(1) 諮問委員の職務を規定した第2条を見直し、議会モニターに関連した業務を明確にするため、諮問会議の所掌事項。職務を定める第2条第2項に「議会モニター」を明記、第1号を削除し、新たに「その他議長が必要と認めたこと。」を第3号として追加するものです。

(2) 報酬を定めた第8条及び(3) 費用弁償を定めた第9条について、委員に報酬・費用弁償を支給しない職務について、第2条第2項の見直しに合わせて包括的に整理するものです。

#### 3、施行期日について。

この条例は、令和8年4月1日から施行いたします。

以上、簡単ですが提案理由の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（溝部幸基）

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

提出者との意見交換を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

意見交換を終わります。

討議を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

討議を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

#### ○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

発委第12号を決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

#### ○議長（溝部幸基）

起立全員であり、発委第12号は可決いたしました。

---

### ◎日 程 の 順 序 変 更

---

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

日程第22「一般質問」については、午後6時からの夜間議会において行いますので、日程の順序を変更し、日程第23 議案第54号 ふるさと暮らし応援条例の一部改正以降を先に審議して進めてまいりたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、日程の順序を変更し、日程第23 議案第54号 ふるさと暮らし応援条例の一部改正以降を先に審議して進めることに決定いたしました。

- 
- ◎議案第54号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例
  - ◎議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - ◎発委第13号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例
  - ◎議案第64号 第6次福島町総合計画の変更について
  - ◎議案第65号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
  - ◎議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「横綱の里ふくしま」）
  - ◎議案第73号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
  - ◎議案第66号 令和8年度福島町一般会計予算
  - ◎議案第67号 令和8年度福島町国民健康保険特別会計予算
  - ◎議案第68号 令和8年度福島町介護保険特別会計予算
  - ◎議案第69号 令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
  - ◎議案第70号 令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
  - ◎議案第71号 令和8年度福島町水道事業会計予算
  - ◎議案第72号 令和8年度福島町浄化槽事業会計予算
- 

○議長（溝部幸基）

- 日程第23 議案第54号 ふるさと暮らし応援条例の一部改正。
- 日程第24 議案第56号 特別職職員給与条例の一部改正。
- 日程第25 発委第13号 議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正。
- 日程第26 議案第64号 第6次総合計画の変更。
- 日程第27 議案第65号 過疎地域持続的発展市町村計画の変更。
- 日程第28 議案第81号 道の駅「横綱の里ふくしま」の指定管理者の指定。
- 日程第29 議案第73号 財政調整基金積立金の処分。
- 日程第30 議案第66号 令和8年度一般会計予算。
- 日程第31 議案第67号 令和8年度国民健康保険特別会計予算。
- 日程第32 議案第68号 令和8年度介護保険特別会計予算。
- 日程第33 議案第69号 令和8年度後期高齢者医療特別会計予算。
- 日程第34 議案第70号 令和8年度国民健康保険診療所特別会計予算。
- 日程第35 議案第71号 令和8年度水道事業会計予算。
- 日程第36 議案第72号 令和8年度浄化槽事業会計予算。

以上、14件の案件を一括議題といたします。

14件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、議長を除く全員の議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、付託のうえ審査することにいたしたいと思いますが、賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、ただいま議題となっております14件の案件については、提案理由の説明・質疑を省略し、予算審査特別委員会を設置し、付託のうえ審査することに決定いたしました。

予算審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長(溝部幸基)

起立全員であり、予算審査特別委員会に対し、委任することに決定いたしました。  
暫時休憩いたします。

---

(休憩 15時54分)

(再開 15時56分)

---

○議長(溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎諸 般 の 報 告

---

○議長(溝部幸基)

諸般の報告をいたします。

休憩中に開催された予算審査特別委員会において、委員長に5番平沼昌平議員、副委員長に1番藤山大議員が互選された旨の報告がございました。

暫時休憩いたします。

---

(休憩 15時57分)

(再開 17時59分)

---

○議長(溝部幸基)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎一 般 質 問

---

○議長(溝部幸基)

改めまして、お晩でございます。

夜間議会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

参画者の皆様には、議会へお出でいただき心から歓迎し、感謝申し上げます。

ライブ配信をご覧の皆様にもお礼を申し上げます。

夜間議会の開催につきましては、仕事の都合などで昼間は参画することが難しい方などに機会をつくり、行政・議会の活動内容をご理解いただくことを願い、町政の執行方針が示され、新年度の予算などを決める3月会議に開催いたしております。

議会としては、「わかりやすく町民が参画する議会」、「しっかりと討議する議会」、「町民が実感できる政策を提言する議会」を三つの視点とし、町民と町政との距離を縮め、議会をよりわかりやすくし、気軽に話ができ、気持ちが伝わる、身近な存在にすることが「まちづくり」にとって非常に大切なことだと考えております。

そのためにも議会活動の透明性を図り、積極的に情報を発信し、町民の皆さんとできるだけ多く対話し共通認識を持てるような機会を提供していくこととしております。

また、町民の皆様からのご意見も歓迎しておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

一般質問に入りますが、質問者、答弁者をお願いを申し上げます。

質問時間・回数制限を撤廃しておりますが、限られた時間の中で、質問者、答弁者ともに、お互いに理解しやすく、簡潔明瞭に発言していただくようお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

日程第22 一般質問を行います。

一般質問は、4名の議員から提出されておりますので、通告順に進めてまいります。

1番藤山大議員。

○1番（藤山大）

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

「防災インフラの重要性和回復力の強化について」町長に伺います。

近年激甚化する自然災害に対し、人命を守るだけでなく災害後も迅速に自治体（市町村）機能を復元する回復力の強化が求められています。

また、老朽化が進む施設も多く維持管理や「国土強靱化」に向けた計画的な改修が喫緊の課題となっています。

地震・津波・洪水などの自然災害から人命や財産を守り、被害を最小限（減災）にするためのソフト面（仕組み・体制・避難計画の策定・情報伝達システム・避難訓練・ハザードマップ・地域住民による防災の呼びかけ等）とハード面（構造物・堤防・ダム・耐震性の高い道路・橋・トンネル・避難タワー・砂防設備等）の強化・整備改修が総合的に災害に強いまちを作る課題であると考えます。

昨年の地震においては、夜中にニュータウン、メモリアルパークと高い場所に避難する人（車等）が多く見られました。この度の町民と議員との懇談会においても多くの方から防災についての要望を受けました。

町民の命を守る防災インフラの重要性・回復力の強化について、町長の現状認識と将来展望を伺います。特に、具体的な要望がありましたニュータウンに向かう道路整備（福島月崎幹線橋から観音橋3号橋まで）や観音橋3号橋拡張について、町長の見解を伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

藤山議員のご質問にお答えいたします。

当町においても日本海溝・千島海溝沖地震の発生に伴い太平洋沿岸の津波が想定されております。

町では、こうした事態に対応すべく津波避難対策計画を策定し、避難方法や避難施設での生活環境の充実を図るための各種事業を進めていくこととしております。

ご質問の町民の命を守る防災インフラの重要性及び回復力の強化に関する現状認識と将来展望に関して、災害発生時においては、「自分の身は自分で守る」ことの習慣づけが大事であり、そのためには防災に対する意識の高揚を図るとともに、町内会などの地域と連携した避難訓練が重要です。

そのうえで、防災インフラ等の整備が重要なものと位置づけ、町では、災害に備えた海岸整備として、道道岩部渡島福島停車場線の改良工事、同様に治水対策として、2級河川福島川の護岸改修を北海道と協力しながら進めるとともに、町単独による防災対策事業を計画しております。

次に、月崎ニュータウンに通じる道路整備に関してですが、先般のカムチャッカ半島付近で発生した地震による津波警報、津波注意報発令時に車の渋滞が発生したことについては、すでに町内会と情報共有及び意見交換をしております。

なお、当日の渋滞の原因については、道路の形状も一因となっておりますが、大きな原因は各方面から避難車両が短時間に集中したことによるものと考えております。

この状況を踏まえ、この度の計画策定にあたり、月崎2においては月崎ニュータウン、月崎1・丸山団地の方々には、福祉センターや総合体育館などの三岳方面へ避難していただき、徒歩で避難される方は福島中学校への避難を推奨するなど、避難先を分散化することにより渋滞の緩和を図ることとしております。

なお、福島月崎幹線から観音橋3号橋までの道路整備や橋梁の拡張については、多額の事業費が想定されることから、現段階においては早期の対応は厳しいものと判断してございます。

また、災害時に公共施設等のインフラに被害が発生した場合の復旧については、地域の再生における最優先事項の一つでありますので、被災された方の支援とともに、取り組んでまいります。

○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

## ○1番（藤山大）

答弁ありがとうございます。

昨日でも津波の心配はないものの桧山地方で地震がありました。ここ数年でも高確率で大型地震があると推察されます。

町民の命を守る防災インフラの重要性及び回復力の強化に関する現状認識と将来展望に関しては答弁書にもあるように「自分の身は自分で守る」ことの習慣づけ、「防災に対する意識の高揚を図るとともに、町内会などの地域と連携した避難訓練が重要である」という部分で、ハード面に関してはある程度一定の理解はしました。

しかし、回復力の面で将来展望としてはソフト面のところでちょっと引っかかるところがあります。例えばですけど心のケア・メンタルケアの部分が少し抜けていると思います。

実際私の体験談にはなりますが、大阪に居る時に阪神淡路大震災を経験いたしました。「がんばろう神戸」という掛け声で皆で励まし合い、一人ひとりが鼓舞して大きな力で復興していく様を見て感じてきました。その時に縁あって同級生のプロ野球選手が音頭をとってもらい炊き出しやボランティアもさせていただきました。その時に感じたのが話を聞いてもらいたいとか声をかけてもらうのが重要だという部分で、勇気と希望を与えた。そのような声があって、それが被災に遭われた方の気持ちの心のケアここが一番私は大事だと思います。心のケア・メンタルケアについて町長の見解なりその辺を伺いたいと思います。

## ○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

## ○町長（鳴海清春）

災害については本当に何時どこで起こるか分からない状況でございます。新聞等にも載ってましたけども、一般的には自分のとこだけは災害が起こらないという形で7割の方は一般的に備えが出来ていないというのが色んなアンケート調査の中から分かります。

ただ、昨今は本当に大きな災害が起こっておりますし先般も大きな地震がありましたので、そういったことを考えますと議員おっしゃるとおり淡路阪神もそうですけど能登半島もそうですけど、やはり我々は間接的にテレビでしかその感覚を知りえないことはありますけども、やはりそこでよく耳にするのは、その被災者に寄り添って話を聞く。また、色んな形で世話をする。それはやはりなかなか公できちっとできるものよりは隣近所そういったところの方々が寄り添うことが私は第一ではないのかなと思っていますので、福島町でいきますと町内会そんな形、特に町内会の中でも班長さんとか色々班分けされている中で普段から色んな付き合いをされている方がおらっしゃいますので、そういった方々がまずきちっと、もし被災に遭われた方が近所にいたら、そういった方々に声掛けをする世話をするそういったことが私は大事でないか。そのうえで公として我々として出来るもの、それが例えば長期間になった時にはきちっとやっぱりケアしていく必要がありますので、そういった専門の方々、先生だったりそういった福祉系の専門の先生とか、うちでいくと保健師さんともいいでしょうからそういった方々のケアというのは大事ではないのかなと思っていますので、やはり平日頃から災害に備えることが私は大事ではないのかなと思っていますし、まずはお互いに助け合うということが共生社会の中では大事ではないかと思っていますので、まずそのところを皆で協力し合うことが大事ではないかと。

ただやはり、先ほども言いましたけども、やはり自らが自分の命を守るという備えを我々としては町民の方々に植え付けることがやはり町民の命を守るための第一優先だと思いますので、そのところにもしっかりと力を入れていきたい。そのように思っているところであります。

## ○議長（溝部幸基）

1番藤山大議員。

## ○1番（藤山大）

経験談の中で私も地震をたまたま大阪にいた時に経験しました。その時にやっぱり現状これってどうなのという部分で、後々のことが考えられないというのは現状でした。

その時にやっぱりたまたま有名な方が話持ちかけて炊き出しされた時に、やっぱり声かけてもらうのがこれが一番被災者に対して本当に大事な部分というか、本当に勇気なり希望を与えるという部分で、やっぱり心のケアというのは本当に大切な部分だと思いますので、その辺は今後もし何か、何かと言うわけじゃないですけどなった場合、その辺は本当に心のケアなりその辺は大事にしていっていただければと思います。

次の部分で月崎線の部分ですね。月崎観音橋の部分で答弁にもあるとおり、要は、答弁ではその部分に対して集中して車輛が重なって通行が困難というわけじゃないですけど結構時間が掛かってしまったという部分もあったので、今後の対応したら要は避難先を分散して緩和するという方向は分かるんですね。そのほかにも要は多額の事業費が想定されるという部分で現段階では早期の対応は難しいというようなことですが、あそこの観音橋についてはやっぱり現状本当に車が行き来できない部分もありますし、本当に自分の命は自分で守ることはこれは大事なことで、その時になったらたまたま集中したかも分からないですけど、今後こういう風な対応をしたとしても道路は本当に狭いものです。

それで何が起こるか本当に分からない段階であれば、あの辺ってやっぱり月崎2の方でそのような要望があったんですね。橋の拡張もしくは坂口さん宅前からちょっと道路を拡張するのであればボックスカルバートこれは1つの案として拡張して上げていくという部分は今後大事だと思うんですね。要は災害が何時起こるか分からない部分と前段階で未然に渋滞を緩和していくという部分では、私は非常に重要な部分だと思っているんですね。

確かに予算は掛かるのは分かります。でも、人の命は守らないといけない。天秤にかけた場合って、私自身はやっぱり整備はしておいた方が私は大事なことだと思うんですね。要は被災した場合、そのあとに対しては要は激甚指定ある程度されているので、その復興に対してはある程度のは出来るにしても、現段階では今のところここが一番ネックになっている部分。要は道路で皆様ほとんど歩いていくより車で行く人が多いと思いますので、その辺は予算は今後有利な財源なり何かを考えながら早い段階というよりも本当に早期に対応していただければと思いますので、その辺町長にもう一度伺いたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

あそこの所については私小さい頃から通っていた通学路でありますので重々知っております。ただやはり、従来の道路がやはり細い道路でありますので、それを解消するのに町としては月崎幹線という道道に向かう大きい道路を造りました。そこが今は本来であれば避難道路になるのかなという気がします。

ただ、議員おっしゃるとおりニュータウンに向かうにはちょっと変則的な感じになりますので、たぶん一時的には会館の方に向かってまっすぐニュータウン行くことが一番いいんでしょうけども、やはり人間の心理としては近間を行きたがりますので川沿いに行くことになるんだと思いますけども、先ほども言いましたとおりニュータウンの方も逃げる場所としては避難場所にはなっていますけども、どちらかというところ津波が来た時は海岸に意外と近いんですね。道路から考えるとね。そうすると、本来であればもう少し遠くに逃げる方が方策としては私はいいんだと思っていますし、当然、生協さんの方だったり高校の方だったり色んな形で逃げる場所というのはあるんだと思いますので、そこのところをもう少しやはり先ほども言いましたとおり「自分の命は自分で守る」ということで、我々も防災マップを配って色んな形で逃げ場所というか避難する場所というのはお示しをしております。

ただやはり、なかなか福島町の場合、今考えてみますと昭和42年くらいに吉岡で吉岡川が大きな災害遭って以来ほとんど大きな災害に見舞われた経験がないんですね。だからやはり少し町民の方々といいますか自分も含めてですけども、少し福島町は意外と災害の少ない場所なんだなという捉えがあるのも事実でありますので、そこのところを我々としてはやはりしっかり払拭して、災害というのは何時来るか分からないんだと、自分の身に起こることに対してはしっかり備えなきゃいけないということを、まずはしっかりと町民の方々と訓練を通じながら色んな啓発物品を通じながら、しっかり行動できるようにしていきたいという風に思っておりますので、ここについては道路の関係については避難路も含めて、うちの方で避難計画つくらせていただいております。

やはり、先ほども言いましたとおり道路1つ直すにしても相当な事業費掛かりますので、なかなか町単独の予算ではやりきれないものがありますので、我々としては国の防災・減災などの事業を使いながら適宜実施できる場所があれば、そこは町内会と連携を取りながら整備をしていきたいという風に思っておりますので、まずはしっかりと町全体の優先順位を決めながらやらせていただくこととなりますので、そのなかである程度判断をさせていただくこととなりますので、そういったことでまずはご理解いただきたいなと思っています。

○議長（溝部幸基）

1 番藤山大議員。

○1 番（藤山大）

今回、町民懇談会行った時に月崎2の方からこの意見というのは結構ありました。地震なった時にやっぱり逃げる際に本当に道路が狭かったという部分と、たまたまその時間帯にもよりますが暗かったと。それこそ川の所から流れる時になったら一度切り替えてから行かないと行けないというようなこともあったと聞いております。というので、やっぱり月崎2町内会の方からこの辺を何とか予算つきしだい考えてほしいという部分で話があったので今回一般質問とさせていただきます。

要は、町長の執行方針でもありますとおり、緊急性、優先度、これは大事なことであって、予算は本当に結構な額掛かると私も思っています。でも、やっぱり本当に一番大事なのは人の命を守るという部分が大切なので、ここは天秤にかけるわけじゃないですけど、その辺は未然に防げるよう、今後は国なり道なりにその辺も声をかけて要は親密な関係をつくりながら進めていければと思いますので、これで終わらせていただきます。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

それでは、通告に従って一般質問を行います。

「津波避難計画について」町長に伺います。

昨年7月のカムチャッカ、12月の青森東方沖を震源とする地震発生による津波警報、注意報の発令で津波浸水区域に指定されている区域の町民、また、仕事など町外者も日中、夜間と避難しました。

この2度の避難から平常時では得られない津波一次避難時におけるそれぞれの地区ごとの課題が明らかになったように思います。

昨年12月に示された津波避難計画改定に伴う避難場所の整備方針では指定緊急避難所兼指定避難所9箇所、津波一次避難所（重点）4箇所、津波一次避難所（簡易）8箇所、高台の避難適地3箇所と整備方針では建物には防災品等の備蓄、高台には備蓄コンテナと示され、また、今後の津波避難対策緊急事業計画として6項目が示されました。

本年2月の町民との議会の懇談会でも津波警報発令時における一次避難（初動避難行動）に戸惑う発言がありました。

津波警報発令時には気象庁より津波の到達時間とその高さが示されます。短時間（5、10分）での緊急避難路・確保・避難先の海拔の確認も含め、浸水地域の町民の緊急時における迅速な避難行動の意識醸成を図ると同時に徒歩、車に対応した避難路の確保が重要と考えますが、今後の避難路確保に対する町長の考えをお伺いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

熊野議員のご質問にお答えいたします。

東日本大震災などの過去の災害から学ぶことは、災害時にはいち早く逃げる行動をとることであり、日々の生活の中で常に避難訓練等を通じての意識づけが重要ととらえております。

町では現在、津波避難対策計画を策定中ですが、この度の計画策定にあたっては、各町内会に入り啓発を含め地区毎の避難経路を協議し、津波浸水想定区域の町内会の方々と、夏季、冬季での避難方法として徒歩を基本としながらも、車による避難も推奨する内容としております。

昨年の7月に発生したカムチャッカ半島付近の地震及び12月に発生した青森県東方沖の地震の避難状況を見ますと、一時避難場所や避難所などへ車で避難された方が大多数を占めております。

徒歩や車で避難する場合には、普段から最短避難ルートを確認するなどの意識づけが重要であり、町民の皆様へ自分の避難場所及び避難経路を認識していただくための啓発に努めてまいります。

「自分の身は自分で守る」を念頭に、町内会と連携を図りながら防災訓練などを通じ、地域の方々の防災意識の向上を進めてまいります。

また、避難路の確保については、現計画においては、既存の道路等の活用を基本としておりますが、国

の防災・減災の制度などを活用しながら地域の方々の声を聴き、新たな道路整備も含め、「町民の生命財産を守る」を第一優先に、防災対策に努めてまいります。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

津波避難計画について、これまで町の方では今回の改定で2回3回と何度か繰り返し改定しながら避難計画を進めてきたんだろうという風にして認識しています。

それで、先ほど藤山議員からのいわゆる経験上の話さされていまして。これは、地震におけるいわゆる災害だったと思います。それで、当町の予測されるという津波・地震、津波に関するところでは特に津波のことが一番大きなテーマになっている課題であろうと思います。

それで、この当町の津波被害のこれまでのことから考えた時に、1983年（昭和58年）正午12時に発生した日本海中部沖の時の津波の影響。これは経験上から言いますと、私は松前の札前の高台でもってまともに経験しています。ですから、その夕方までの松前の沿岸地域の津波の状況、まさに松前漁港は館浜の漁港もそうでしたけども、洗濯機の回っている一番強で回した状態の津波を見えています。

その次に、1993年（平成5年）これは奥尻ですね。北海道南西地域の地震これは夜の10時半過ぎだったと思います。これは夜の発生です。これは地震の揺れも酷かったんですが、その後福島の状態を私はちょうど福島川のすぐ側で生活していますので、川の状況を結構やはり1メートル近くの状況で河口を遡ったのを確認しています。地震の揺れが相当酷かったんですけども、それもおそらく夜だったのでどの程度の津波の大きさだったのかは定かには確認されていないですが、という風なことで津波の被害というのが結局福島の場合は一番考えられることだろうという風な思いで、今回は津波の問題でさらに初期の避難のところで問題に特化して町長とお話したいなと聞き聞きたいなと思ったんです。

カムチャッカの夜の時に実際に私は10分から15分ぐらい、テレビでの到達時間を見ながらニュータウンに車で走りました。上から、昼だったんで全面的にあの下の状況を上から確認できます。おそらく町のモニタリングしたところでも車7、80台上がっていたという風にして思うのですが、私の目から上から見ていてずっと確認したうえでは一般的に言う都会の車の渋滞という感覚は私は受けなかった。確かに何台か来るんだけど、多少の譲り合いでもって中に入っていけるような状態だったんですね。ですから、避難の時に気がせっていて、あそこの所で車が3台4台なった時にはそれは渋滞感覚を持たれたのかもしれない。でも、昼間で上から見ていた分にはあの上上がった70台、20分ぐらいの間で上がってきた70台であればそんなに渋滞の感覚というのは私は持たなかったんです。それが一番心配で上から見たくて私もあそこに避難したんです。それは、日常の月崎第一町内会での避難の津波避難のことについて避難訓練も2年3年と続けていて、そして、高齢者を対象にした時に確かに福島中学校への徒歩での避難ということを考えればそれが最優先だろうと思うのですが、ただ、高齢者が多くなった時に車で逃げるといってもこれはあるでしょうという時に、これは実際にそここのところを見てみないと分からないなという思いもあったので、とりあえずはニュータウンから見ました。それで、私の感覚はそうです。

ですから、一定程度のその避難する人方の訓練なり意識を持てば、あの程度の渋滞であれば、あの地域の問題は行政も入って町内会と話をするとか色んな事をするによって当面のいわゆる緊急性の当面のことについては私は解決できるのかなという風な思いは持っています。

ですから、町内会の懇談会の時にも実際の現在町長もお分かりだと思いますが、観音橋のあの一番上のニュータウンに上がる橋、あれは平成24、5年の時に一回改修していますよね。もっともっと狭い大変な橋だったんです。あの状態に用地収用から何からのさまざまな要件を勘案しながら、当時やれることのギリギリいっぱいのところであの橋をああいう風な改修していただいたと。

ですから、あれでいいとは思いませんけども、もっと楽にスムーズに避難できるような状況にしていただきたいなと思いますけども、私の感覚はそういう風に受けました。しかし、初動の避難が最も優先。日本海中部の時もこれはまだ津波の発生だとか何とかというのがマスコミのところでも気象庁からでも正確なデータは持って避難の指示だとかそれがなされない状態の時、これ調べてみますと、津波の発生の発表というのは14分から20分それぐらいの時にテレビでは放映されています。

しかし、実際は5分で奥尻には日本海中部は到達していましたよという後から分かっています。それから、北海道の南西沖地震の時にはこれは平成5年なんですけども、夜中の夜の10時17分という風にして記

録されています。この時の奥尻の津波の高さというのは3.5から高いところで8.5、青苗地区ではこの津波の発生でもって火災が発生して、それがまた被害を甚大なものにしたという状態で死者が202人、行方不明28人、被害総額が1,243億円程度という風にして記録として残っています。

ですから、そのようなことを考えると、これは津波に特化して考えた時には、その発生時の一発目の避難、ただ、町長がでんでんこでもって自分の命を守るにも必死になって逃げましょよということ。その意識醸成が一番大事なことであって、ただ、行政側から出来ることとすれば、それを逃げる時の一発目の避難路そのことを一定程度きちっとやっぱり備えあれば何とかで、整備できるものは順次整備しておくということが大事な視点なんだろうなという思いで避難計画の避難路に特化してこの質問をさせていただきました。そのうえで、改めて町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

福島町はどちらかというと海岸線が広範囲に亘って極端な話し岩部から白神岬まで海岸があります。そこに家が大体山に背を向けて建っているところがありますので、やはり福島町で一番注意しなければならないのは津波ではないのかなという風に私も考えております。

議員が色々おっしゃいましたけども、実際私も昭和35年のチリ地震・津波これがたぶん私がまだ4、5歳の頃の話なんですけども、本当にあの時は沖合に相当波が引いて、極端な話し磯が見えて魚がポチャポチャ水のない中で魚が跳ねていたのを私経験しています。

そして、私もおばあちゃんに連れられて山のうちの親戚の奥山さんというところなんですけど、ちょっと高い所に逃げた記憶がございます。本当に場所によってはその津波の速さスピードというのもまた違いますし、南西沖とか特にチリ沖もさっき言ったようにそうなんですけども、やはり我々ここ最近では一番ちょっと怖かったなというのは秋田沖地震あの辺の所が多分日本海からどうしても地震が起きてきますと波が入ってきますので、ただ、福島町は津軽海峡に面しておりますので、若干そのところの優位性と言いますか、これが直線、極端な話し日本海に面した例えば江差だったら松前だとかであれば真向に津波が来ますけども、多少我々はワンクッション例えば日本海でも太平洋でもそうですね。例えば十勝沖地震の時もそうでした。ただ、あとまたチリ沖も十勝沖も距離的に相当震源地が遠い所にありますので、福島に津波が到達するまでには相当な余裕がありますので避難としては問題ないのかなという気がしますので、そういったことを考えますと、過去にも先ほど言いましたとおり色々な津波があった中で、福島町の場合は本当に極端な被害といいますか大きい被害には至っていないのが実情でありますので、我々としてはそういったことに安堵することなく、やはり、この前の能登の地震でもそうですし、3.11の東日本でもそうです。まさか、あそこでああいうものが起きるといえるのは誰も想定し得ないんだと思っています。

特に、あの元日の能登半島なんかは元日の本当に皆さんがお正月を迎えて良かったねと思っている時に地震が来たわけですから、本当に何時どこで何がというのは、言葉で簡単に言えますけども本当にそれが今現実としてあります。特にまた地球温暖化の関係で海水温が上昇している関係で、やはりそういった過去の経験が通じない気象環境になっているのかなという風に思っておりますので、ある程度やはり10年20年周期で大きな災害は来るという想定を我々もおこななきゃならないのではないのかなと思っていますので、そういった意味も込めまして今回避難計画の見直しをしっかりとさせていただきましたので、そういったなかで各町内会としっかりと膝を交えて相談もさせていただきましたので、そういった地域の方々やはりその地域の状況を知ってございますので、そういったなかで行政としてやるべきことを、そこをしっかりと捉まえて計画の中でやっていきたいと思っています。

ただ、先程来何度も言いますけども、やはり町単独でやるということはなかなか議員ご承知のとおり事業費が膨大な金額になりますと出来ませんので、当然国の制度を使って補助金を使って色々な町民の負担を軽減しながら事業をするというのが我々の仕事でございますので、そういったなかでまずは優先度、一番必要とするところはどこなのかということを選びながら、そして、一番急がれるところはどこなのかということとしっかりと判断をしながら、その計画の中に実施計画を作っていくって、最終的にはその予算、財源確保をしてしっかりと実現していきたいという風に思っておりますので、まずはその計画の中で色々今、事業も含めてこれから議会の方ともまた相談することになるんだと思いますので、そういったなかで、しっかりとまずは町民の命を第一優先に考えて事業選択をしていきたい。そのように思っているところであり

ます。

○議長（溝部幸基）

7番熊野茂夫議員。

○7番（熊野茂夫）

今、町長の方からいわゆる財源の話し出てきていましたので、これは地域未来交付金ですか、地域防災緊急整備型とか何とかという、また、防災庁という国の考え方で、いわゆる能登の問題も東日本の問題も様々な最近の災害のあれが国の方でもいくらか意識しているんだろうなということなので、これは鳴海町長にはこの整理をしていくうえでは相当にやっぱり資金の問題ある、財源の手当ての問題というのは大きなテーマになるんだろうと思います。

ですから、先ほどの避難路のところであっても、ニュータウンへの避難路の問題であっても、そのことの手当てが目途がパツといけば、それは準備しておくことが出来ればそれに越したことはない。

さらに、浦和地区だったりそれから松浦、吉野、ああいう海岸ベリのずっとあの辺の所についても高台の避難の所というのはどの程度の形で整備するのかは、地域の人方としっかり相談してということなんです。緊急時におけるいわゆる消防避難の場所の確保の仕方というのが避難路も含めて一番大事になってくると思いますので、ただ、これについては道路工事等々も含めて結構なやっぱり財源の確保が必要になるかと思えます。ですから、間に合わせじゃなくて、時間的に早ければ早い方がいいんだろうと思えますけども、じっくりそこところは練って、順次、意識しながらその整備を進めてほしいなという風に思っています。よろしく願いいたします。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

先ほど議会上がってくる前に、ちょっとある事務所から電話がありまして、今議員おっしゃった未来交付金について内示がありましたという報告もいただきましたので、そういったものはしっかり我々としては使っていきたいという風に思っております。

そして、今おっしゃったとおり、浦和、松浦、吉野含めて、昔はやっぱり、うちのおふくろの時もそうでしたけど、昔は皆さん畑を耕していたんですね。それで大体その畑に行くのには、きちっとした道路といますか人がちゃんと歩けるような道路が付いていたんですね。大体そこを上っていけば大体津波は避けられるのかなという場所にたどり着くんですけども、最近はやはりそういった畑を耕す方もなかなか、うちのおふくろでさえ全くやめてしまって今は竹わらになっているんだと思えますけど、そういったところが各町内会にいても少なくなっていると思えます。

ただ、やはりそういった避難する場所というのは色々な形であるんだと思っておりますのでそういったものを上手く活用しながら、また、先ほど言いましたとおり、きちっと今日の新聞なんかも出てましたけども、町の方も車で避難も奨励するように変更しておりますので、そういったものを考えますと、やはりきちっと車が通行できるような避難路というのでも1つ2つ従来の道路のほかに必要になるのではないのかなと思っております。

ただ、そこには多額な予算が先程申しましたとおり掛かりますので、ここについてはじっくりと国などの応援をいただきながら整備するものはしていきたいという風に思っております。

まずは今ある中で何ができるかということを優先しながら、しっかり町民の命を守っていくような最善の方策をやっていきたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

次に、6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

一般質問朗読させていただきます。

「旧吉岡温泉の解体における防災広場の整備について」。

旧吉岡温泉の解体については、この度の総合計画の変更議案において計画を変更し新規事業として令和9年度に解体工事そして跡地には防災広場を整備するとのことである。

この旧吉岡温泉の跡地利用については、令和7年1月開催の岩部地区等活性化を議題とした経済福祉常

任委員会の中でキャンプ場の整備ということで検討議題として取り上げられている。

温泉に併設されたキャンプ場やオートキャンプ場（フリーサイト）については、経験上、新篠津村にあるようなエリア1例をあげても札幌圏からのたくさんの集客や、町の魅力を発信できる反面、騒音、ゴミを始めとする利用マナーが良くない点もあると認識している。

他市町村の防災広場を調べると大概はスポーツコート、遊具、キャンプ場、遊歩道、バーベキュー広場など普段時において楽しめるようなアクティビティがさまざま整備されている。

吉岡地区の津波避難時においては、メモリアルパークのような高台に逃げるのがまずは最優先で、道道沿いには、嵩上げ整備したなごめーる、吉岡小学校、グラウンドと二次避難所として活用できる施設もあり、解体後の跡地利用に際しては、温泉との連動で集客を主とする整備ではなく、シンプルで将来的なランニングコストが極力かからない整備が良いのではないかと考えています。

様々なものが異常に高騰し解体費用も1億円以上見込まれる中で、津波避難緊急事業計画にあわせた国庫補助も見込んでいると思うが、こういった防災広場の整備を考えているのか方向性を伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

木村議員のご質問にお答えいたします。

旧吉岡温泉の跡地利用については、令和6年3月策定の福島町岩部地区等活性化基本構想の中で、外部からの集客を目的としたオートキャンプサイトの整備を計画しておりましたが、今、課題となっている吉岡地区の防災に対応する施設整備が優先と考え、災害時の一時避難場所として活用できる防災広場に変更しております。

また、旧吉岡温泉の解体には多額の費用が必要となることが想定され、防災広場とすることで、国の有利な財源を確保することも可能となります。

防災広場には、駐車スペースをはじめ、テントをかけて救護室などに利用できる防災東屋、災害時の炊き出しにも使用できる「かまどベンチ」などを備えた広場とし、完成後の維持管理費を抑えるため、コンパクトな施設整備を検討しております。

なお、災害発生時においては、吉岡温泉と防災広場が連携することにより、屋内、屋外での避難者への対応が可能となるなど、防災拠点としての役割を果たすことができる施設整備を目指しております。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

防災広場と一言で申し上げましても、ほかの市町村ではさまざまな形で整備されております。ましてや、当町の場合はキャンプ場という計画もありましたので、まずはこういった形で広場となるのか質問させていただきます。

もちろん、キャンプ場あったら楽しいだろうなという思いもありますけれども、やはり10年後・20年後、吉岡地区がどういう風に立ち回っていくのかというのを考えますと、なかなか中途半端な気持ちでキャンプ場をやりますというのも難しいだろうなという風に思っておりました。

それで方向性について概ね答弁で理解した中で再質問1点させていただきます。先ほど町長の答弁の中で防災拠点という言葉ございました。整備したのちの防災広場と温泉エリアの防災拠点の周知徹底についてお伺いさせていただきたいと思っております。

これから防災広場整備します。吉岡温泉と連動した形で緊急避難場所それから指定避難場所になります。そうしますと今後どういうことが想定されるかというのと、例えば津波注意報ですとか津波警報などが出た時に避難所の開設、これがなごめーるではなくて吉岡温泉のエリアになるわけです。そうしないとこの計画の意味がなくなりますので、ですから吉岡地区にとっては今までなごめーるに避難所として認識してあったものが大きく計画変更になるわけですから、ここをどういう風に周知徹底して行って、その防災広場というものが拠点として利用されていくのか。その辺の周知徹底の方法についてお伺いしたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

1点ちょっとお答えする前にと言えばお叱りうけるかもしれませんが、我々としては先程来色んなことを考えながら適正な財政運営をどうしていくかということのを第一優先に考えてございます。

そういったなかで、今この吉岡温泉新たな温泉を建てさせていただきました。そうすると、旧温泉を壊さなければならないと。そうすると、壊す予算だけで多分今物価高騰していますので総合計画の中では5千万ぐらいしか見ていませんけど、多分1億を超える金額が掛かります。

我々としては先ずその財源をどこから生むかということのを少し頭を捻らせていただきまして、単純に国なり北海道に「すみません、温泉を壊していきたいんですが、財源何かありますか」と言っても全く手当はしてくれません。

ただ、新たな計画を作って、そこにそのために温泉を壊すんですよということであれば、多少財源が生まれてきますので、まずそこを我々としては少し知恵を絞らして今回の計画を出しているということでございます。

そういったなかで、やはり吉岡地区に必要なものとしては防災広場的なものも当然必要ですね。と、この前の状況を考えますと、当然なごめーるに避難する方、また、温泉に避難する方も実際いらっしゃいますので、そういったなかで私は整理をするということではなくて、やはり、なごめーるに避難された方でもやはり長期間になると温泉を利用したり色んな形があるんだと思いますし、また、なごめーるだけでは集客できない車で先ほど避難した方とか色んな形で避難される場合、当然温泉というまた駐車場の利用価値も出てきますので、そういったなかで防災広場をすることによって、その3つの施設が連携することで私は災害時に町民の方々に安心感を与えるのではないのかなと思ってございますので、そういった連携ができるような形をしていければなと思ってございます。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

旧温泉を解体したいという何て言うんでしょうかね景観みたいなイメージもあると思うんですけども、その今の町長の話聞いていますと、ちょっと話ずれるかもしれませんがちょっとなごめーるの話少し出てきましたが、今新しい計画の中でなごめーるが結局防災拠点と言いますか指定避難場所から外れるわけですよね。そういう際にどういう風な避難所としての役割が出て来るんですか。

先日の委員会の中では、新しい重点計画の中で集約するわけですよね。そこには「なごめーる」という言葉が入ってこないわけですよ。その辺の認識というのはどういう風に捉えたらいいでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

あその施設につきましては、防災の避難場所、避難施設ということで「なごめーる」も当然含まれております。それで、隣の吉岡小学校もあります。そして、温泉あります。また、今回防災広場を整備することによって1つの場所のものが3つ4つということで避難される方のニーズにも合うように、また、それぞれ避難の生活を考えていかなきゃないという場面も出てくると思います。

それで、1つの温泉と防災広場だけということではなく、それぞれの今ある施設も活用しながら全体で避難生活ができるように考えていきますので、その2つの施設に集約ということではないので、その方向で私達も今考えてございます。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

また話ちょっとずれていくかもしれませんが、例えば年末に青森沖地震ありました。その時避難所開設したのはなごめーるですよね。ホームページになごめーる避難所で開設しましたって出てますから。けども、そういう場合にあっちもこっちも避難所ですよとはなかなかいえないわけですよね。その辺の拠点としての位置づけというのは吉岡の防災の拠点というのはどこになるのでしょうか。現実的に。

今までどおりなごめーるなのか、それとも防災計画の図表にあるように温泉の方に逃げてくださいねとあるわけですけども、その辺どうなんでしょうか。

○議長（溝部幸基）

小鹿一彦副町長。

○副町長（小鹿一彦）

現時点ではなごめーるが吉岡の避難所の拠点となっております。その先に今総務課長申したように、町長申してる防災広場というのができればあの辺一体として使いますし、吉岡小学校もまだありますので現時点ではなごめーるは吉岡の避難所の主要拠点ということを位置付けしております。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

わかりました。今後は防災広場なりそういった設備を整備していくにあたって、色々とかまどベンチですとか東屋とか整備されていくと思うんですけども、やはり一つの拠点となるうえでは、やっぱり訓練なんかも必要になってくると思うんですね。それで、そういった例えばかまどベンチ1つ取っても薪とかも用意しなきゃいけませんし、そういう小物類とかそういった現実的な訓練用品というのは今後どういう風に整備されていくのか伺います。

○議長（溝部幸基）

小鹿浩二総務課長。

○総務課長（小鹿浩二）

まだ施設できていないものですから、それができた段階で例えばそういう備蓄品なり屋外での備蓄品、屋内での備蓄品それぞれございますので、かまどベンチにもしそこで使う燃料となるものが必要であれば屋外にそういう備蓄庫なりを置いて、多少のものが整備できればなということでは思っておりますが、まだちょっと概要ができておりませんので、その辺については今後の検討課題としてございます。

○議長（溝部幸基）

6番木村隆議員。

○6番（木村隆）

指定緊急避難場所の方に「ゆとらぎ館」がなるということ少しそちらの方に重点になるのかなと私思ってたんですけども、今日の答弁を聞きますと連動した形で避難していくということですので、その辺せつかく整備するわけですから、安心して避難してくれるような防災広場を求めて今日はちょっと終わりたいなど、ちょっと行き違いになりましたけども、この辺で失礼させていただきたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

答弁はいいですか。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

ありがとうございます。

今ある程度計画段階でございますので、もう少し現実味帯びてきた時にはきっちり地域とも相談しながら防災拠点の役割を担うような整備をしていきたいという風に思っておりますので、地域の方々ともしっかりと協議をしながら我々としてはやっていきたいという風に思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（溝部幸基）

次に、5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

「第2青函トンネル構想の実現で未来につなぐ町づくりについて」。

町政執行方針の中で、第2青函トンネル構想について「北海道全体の振興に欠くことのできない要素である」と明確に位置づけられたこと、そして昨年12月には国会議員による『第2青函トンネル建設プロジェクト推進議員連盟』が設立され、さらに渡島総合開発期成会の要望事項としても格上げされたことを踏まえ、構想が大きく前進していると受け止めています。

町としても、青森県今別町などとの連携を図りながら、北海道や青森県、そして国会議員への要望活動を積極的に展開していくとの方針が示されました。

そこで、以下について伺います。

①町としての準備体制について。

第2青函トンネル構想が政治的にも動き始めている中で、町としてどのような準備体制を整えているのか伺います。

- ・この構想に関する情報収集や関係機関との調整を担う町の担当部署や窓口はどこになるのか。
- ・国、道、青森県、近隣自治体との連携に向けて、町としてどのような体制づくりを進めているのか。
- ・今後、町として独自に影響調査や分析（人口、産業、交通、防災など）を行う考えはあるのか。

②北海道・青森県との連携の具体像について。

執行方針では「今別町などと連携しながら要望活動を展開する」とありますが、その具体像を伺います。

- ・今別町とは、現時点でどのレベルの連携が行われているのか。
- ・北海道庁との協議や情報共有を、町としてどのように確保していくのか。

③町民への説明と情報提供について。

大型インフラ構想は町民の生活にも大きな影響を与える可能性があります。町民への説明責任について伺います。

- ・町としてのメリット・デメリットの整理を、いつどのような形で示すのか。
- ・町民向けの説明会や情報提供の場を設ける考えはあるのか。
- ・若者、産業界、高齢者など、各層への影響をどう捉え、どのように説明していくのか。

④町の将来ビジョンとの連携について。

第2青函トンネルは単なる交通インフラではなく、町の将来像に直結するテーマです。

そこでお伺いします。

- ・この構想を、町の人口減少対策や移住・定住戦略にどう結びつけていくのか。
- ・交通改善が、医療アクセスや救急搬送などの医療・福祉分野に与える影響をどう見ているのか。
- ・建設期・開通後の雇用創出効果について、町としてどのように捉えているのか。
- ・トンネル建設に伴う防災インフラの強化を、町として国に要望していく考えはあるのか。

⑤町としての主体的な姿勢について。

最後に伺います。

- ・今後、町として独自の提案や要望書の提出など、主体的に動く考えはあるのか。
- ・「北海道全体の振興に不可欠」という認識を踏まえ、福島町としてどのような未来像を描き、どのような役割を果たしていくのか、町長の見解を伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

平沼議員のご質問にお答えいたします。

当町は、永らく北海道側の青函トンネル工事基地としての歴史があり、今も全国のトンネル工事現場では、当町出身のトンネルマンが活躍しており、現在は、北海道新幹線の開業に向けた道内のトンネル現場で新幹線が青函トンネルを最高速度で走ることを願って頑張っております。

第2青函トンネルは町民の悲願であり、夢でもあります。

こうした状況を踏まえて、私が平成27年10月に町長に就任したのち、平成31年2月に「第2青函トンネル構想を実現する会」を設立しております。

まず、一点目の町としての準備体制についてですが、本会の事務局は役場企画課に置き、構想に関する情報収集や関係機関との調整を行うとともに、北海道選出の国会議員や北海道などを含む関係機関に対し、要請活動を行っております。

また、近隣自治体との連携に向けた体制としては、渡島西部4町はもとより渡島総合開発期成会などと連携を図りながら進めております。

なお、現段階で町独自に影響調査や分析を行う考えはありません。

二点目の北海道・青森県との連携の具体像についてですが、令和5年7月に「第2青函トンネル構想実現に向けた青森県今別町推進会議」が設立されたことから、今別町の阿部町長と連絡を密にし、設立準備段階から当町との情報交換等を行っております。また、設立総会や今別町推進会議が主催する講演会への

出席のほか、議員連盟設立に向けた青森県及び北海道選出国會議員による勉強会へも今別町の阿部町長とともにリモート出席するなどしております。なお、本年4月には青森市内で意見交換を実施する予定となっております。

三点目の町民への説明と情報提供及び四点目の町の将来ビジョンとの連携並びに五点目の町としての主体的な姿勢についてですが、第2青函トンネルは国家プロジェクトとして位置づけられたうえで整備が進んでいくものと考えております。

まずは、今ようやく長年の夢が実現に向けてスタート台に立てたのではと感じているところであり、町民の皆様のご理解をはじめ議員各位並びに実現する会の皆様方のお力をいただき、国や北海道及び国會議員並びに関係機関に対し、積極的な要請活動を展開してまいりたいと考えておりますので、ご理解とご支援をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

ご答弁ありがとうございます。

再質問させていただきます。まず1点目ですけれども、実現する会と町の公式体制についてお伺いいたします。第2青函トンネルに向けて実現する会が精力的に活動していることは承知しております。

ただ、その一方で、町としての公式な体制が見えないことに何か強い私は違和感を覚えております。

実現する会は町と民間とそれぞれ有志の方で組織をしている会と認識しております。窓口が企画課ということでございますけれども、その実現する会をバックに町長なり議長が今回も東京に行って国會議員の方々と意見交換をしてきている。そういう状況の中であって、私は町としての立場が何かもう少しはっきり明確にするべきじゃないのかなと。つまり、曖昧に私は感じるんですね。そうであるならば、この情報共有や住民の説明責任にもやはりきちっとした形で福島町として説明責任を果たすためにも、やはり町としてはもう少しきちっとしたものがあって然るべきじゃないのかなと思うんです。

これは大袈裟な話で単体に青函トンネル担当課みたいなものをつくるのでもなくて、もう少し明確に専任の部署を明確にした方が私はいいと思うんですけれども、町としての考えをまず、その点についての考えをまず1点目お聞かせ願えればなと思っております。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

福島町は永らく1つ目のトンネルの北海道側の工事基地ということで、私も役所入った頃にもう既にそういう位置づけがされておりましたし、その時も極端にいくと、今言ったような専門部署というのは設置しないなかで、確かあの当時はたぶん振興課だったと思いますけれども、そういったなかでやっていたのではないのかなという風に思っておりますし、当然この工事自体はたぶん予算づけされますと国家的プロジェクトという形で、たぶん今の計画で行っても大体前回の試算でいくと約8千億ぐらい掛かるだろうと言われておりますし、年数も15年から20年は掛かるだろうというなかで、町の役割としてどの程度のあれがあるのかということになりますと、ある程度工事が本当に例えば進むようになってきた時になれば、色んなことが町も関わってくるんだという風に思っております。当然、工事する場所の関係もあれば、例えば入って来る企業の事務所の関係、また、作業する方々の住宅とか色んな形が町の役割としてはあるんだと思いますけれども、ただ、本体の工事そのものに関して町がどうかということでは私はそこまではないんだという風に思っておりますので、我々は先ず町のやるべき姿としては1日も早く青函トンネル工事「第2青函トンネル工事」が始まることのそういう姿を創りあげることが我々の仕事ではないのかなという風に思っておりますし、また、先ほど言いました実現する会と役場の役割というお話もございましたけど、私は一体でいいのではないのかなと。

図らずも実現する会の会長も私やらせていただいて、我々は常に要望する時は私は町長という立場でも行きますし、そういった形で町として積極的に関与をさせていただいているところでもありますので、そういったなかで1日も早くそういったスタート台に立てるようなことを我々としては要請活動にまず力を入れていくことが第一ではないのかなと。そういったなかで、例えば国会予算がつくとかそういった段階になりますと色んな物事が今度動き始めますので、そういった調整を我々今度町の側としてしっかりやって

いく必要が、地元としてしっかり工事を受け入れる体制をつくっていかなくやないのではないのかなという風に私など思っておりますので、そういった形の中で現状としては先ずはしっかり要請活動に力を入れていくことに力を注ぎたい。そのように思っているところであります。

○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

○5番（平沼昌平）

ありがとうございます。

実現する会の立ち位置から工事に向けての考えというのは今町長おっしゃっていただきましたけれども、実現する会自体はかなり福島町から声を出すというよりも青森県の県議会議長が先ず第2青函トンネルという言葉を出したのが事の始まりでありまして、それに向けて我が福島町も声を出して、第2青函トンネルに関してはこの福島町かなり頑張ってきているなど、それをバックアップしているのがこの実現する会かなとこのように思っております。確かに町長おっしゃるように、その立ち位置は先ほども私言いましたが微妙な立ち位置ですけど活動自体はやっているように思います。

ただ、今町長おっしゃるように、これが2点目の質問になるんですけども、国家プロジェクトで建設に向けて今国がやった時に考えていけばいいみたいな感じに私は今聞こえたんですけどもね、何て言いますか、我々はこの第2青函トンネルの前の青函トンネル工事で私も若い頃に青函トンネルの活気ある町におりましたからあれなんですけれども、第2青函トンネルに向けてもまた同じことが起こるのかなと。これは良いことばかりじゃなくて、青函トンネルが造る時は我々は明確な町のビジョンというものが今考えると無かったように感じるわけなんです。というのは、この青函トンネル工事基地の時は良かったんですけども、それに向けて今現在のような人口減少で過疎化が深刻化している現状。

それから、急激に人口が増えたことによって町のインフラ、例えば水道事業なり何なりが人口の割には課題になっている。これは色々鳴海町長も工夫して、水道課の課長も工夫しながら簡易水道なり何なりというような施策を取っておりますけれども、結局、国家プロジェクトとは言え、例えば福島町がその現場になるという場合にはどうしても地域の主体性というのが弱い時は、どうしてもこの国家プロジェクトに携わった地域は国に振り回される率が高いように全国的な事例を見ても私は感じられます。

反対に、国家プロジェクトに対して主体的に動いた自治体というのはやはりそれなりに工事終了後も残るものは残して行っているやに感じるわけなんですけども、あくまでも国家プロジェクトだからある程度工事に入るまでは、その第2青函トンネルというものに対して周知していくというだけじゃなくて、同時にやはりその町の将来的なビジョンも考えていくことも必要じゃないのかなとこのように考えます。

まだ、その話が明確になっていない時にまだ少し早いんじゃないかという考えも私自身もしますけども、もう、この町長も答弁の中にスタートラインに立ったと言っておるわけですから、これはどこの町もやはり自分の自治体のために、この第2青函トンネルをどう活用するかというのは主たる目的だと思うんですね。第2青函トンネルを造るこれは国家プロジェクト、国家プロジェクトであるならば日本国が考えればいい。でも、その現場を持つ自治体は自分の自治体を何とかしていかなくやなんないという考えに、まずは立ち返って見るべきだと私は思うんです。

それが早い遅いはその時その時の責任者のというか、行政の首長のトップの考え方だと思いますけども、私はそう思います。

ですから、国家プロジェクトとは言え、そういう主体性を持った考えを持つべきではないのかなというのを2点目の質問にさせていただきますけども、お考え伺います。

○議長（溝部幸基）

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

やはり我々は第1青函という言い方がいいかどうかは別にして、私も役所の中で職員時代にそういったもの、要するに青函トンネル後の町づくりを職員として考えたことがあります。

やはり、こういったものはどちらかというと一過性なものになります。当然、先ほど言いましたとおり15年20年過ぎると工事が終わります。過去のデータから見ても実際人口の推移だけ見ても、本来我々のような町村であれば、過去に人口が減っていく時代に青函トンネルが始まった頃に1,200人ぐらい人口増えているんですね。そして、その何年か後に工事が終わった時にまた反対にいきなり1,500人

ぐらい人口が減少しているわけです。これはなかなか我々が数字で計りきれないものがあるんだと思っていますね。

それで、増えた時は当然インフラ整備をしていかなければならないということで、これまで小学校の整備、そして、これまで福島に無かった幼稚園の整備をしたり、やはり工事をやる方々というのは大企業の方々もいらっしやいますし色々な方が入ってくる都会から来る人方が当たり前と思うものが福島の町に来て無いと。そうすると、当然その時にインフラ整備をすることになります。

ただ、そのインフラ整備したあとに工事が終わって人口減少が始まると、このインフラが反対に重荷になっていくということでもあります。

ただ、やはり我々はこれからその1つ目のトンネル掘った時から学ぶことがあるんだと思っています。やはり15年例えば過ぎたら工事は終わるんだということを念頭に置いて私は将来ビジョンを作っていかなければならないのではないのかなと。その工事15年の間に何をして何を成すべきかということをしつかり、たぶんその時に多くの方々が福島町に入ってくる。工事の関係だったり色々な関係、そういった時に当然税収も増えてきますし色々な経済交流も増えてきますので、そういったなかである程度余裕のある時にヘルプということ想定しながら町づくりをしていく必要があるんだと思っています。

そして、前の時にはやはり私の同級生もそうでしたけども、私役場入った時は4万円ぐらいの給料だったんですが、青函トンネル工事行くと15万20万という金が貰えるということで、ほぼほぼ我々の同級生は工事関係の方に従事しました。

ただやはり、なかなかじゃあその方々がいつまでも福島で工事ができるかということ、当然工事終わると同時にこれが全国に散らばっていくという、要するに過疎化に拍車をかけるような状況になりましたし色々な形で変化というのは生まれてくるんだと思っています。

ただ、一つ良い事は、やはり人が入ってくることによって経済が潤う。そうすると、町にも少し余裕ができるわけですね。その時に多分、福島町は先駆けて養殖コンブの施設を今整備させていただいて、その施設が浜の中心になっているのではないのかなという風に私などは思っていますし、当然その時も漁業者の方が多くの漁業者が工事に従事していききました。

当然そうすると漁師をやっていく人が浜から減っていきます。そういった一つ良い面もあります、一つマイナス面もありますので、なかなか難しい面もありますけども我々は今度第2青函が始まる時にはしつかりと、始まった時にもう終わりを考えていなきや駄目だという風に私は今思っているところであります。そういったところを考えながら、将来ビジョンを作っていかなければ、また前の反省を繰り返すことになるんだという風に思っていますので、まずはそういった準備そのための準備も当然必要ですし、また、それにはこれから多分工事がいつ始まるかはあれですけども、今、札幌新幹線の延伸にですら38年ですか、そういった形延びますので簡単なものではないとは思いますが、ただ、我々としてはやはりきちんと第2青函トンネルという夢を町民の思いとして総意として国に働きかけていく。それが私は町の振興につながるんだという風に自負してございますので、そういった思いのなかでまずは実現に向けた取り組みを鋭意、青森県の今別町長と共にやっていきたいという風に思っていますし、また、そのためには北海道動かす、国を動かすという大きな作業もございますので、そういったことに全力を傾けていきたいという風に思っています。

#### ○議長（溝部幸基）

5番平沼昌平議員。

#### ○5番（平沼昌平）

ありがとうございます。

大体、時間的に今やるか後でやるかの違いで、大体町長の考えとも一致しているのかなと私自身思って聞いておりました。そうであるならば、質問が最初に戻りますけども、やはりきちんとした枠組みというのが私は持つという方がいいのかなと思うんです。先ほども言いましたようにまだ大袈裟なものでなくても、やはり後でやるか今やるか、後で造るかという感じに聞こえてましたけれども、とにかく町の将来的なビジョンを考えるためには、やっぱり第2青函トンネルというのは何をもって町民の悲願で、何をもって夢なのか。これはトンネル工事をした方々も我々もこの地元で工事を見ていた我々も、何をもって町民の悲願とするのか夢と思うのか。直接口には出さなくても皆思っているはずですよ。

とにかく早く走らせる、長くもたせる、これが我々の本当の根本的な原点でないのかなと。そのために

トンネルマンというのは一生懸命やってきてくれたわけですし、町にもそれなりの財産を残してくれたと  
思っております。また、渡島管内札幌延伸までのトンネル工事の中で町出身のトンネルマンが第一線でや  
っているわけですから、それはそれでいいと思います。だからこそ私はこの目的意識をしっかりと持つべ  
きものだと思うんです。その目的意識をしっかりと位置付けて町内・町外に対しても日本国に対しても、も  
ちろん北海道に対しても日本国に対しても、あるいは大袈裟に喋ると全世界に対しても第2青函トンネル  
というものの位置づけをもっとはっきり、この町がやっているんだという位置づけをやっぱりやるべきだ  
と思うんです。

それと、やっぱり先ほども言いましたように、青函トンネルの同じ轍を踏まないということが大事であ  
って、確かに先の今現在の青函トンネルで吉岡地区・福島地区の面積はトンネルの残土で広くなりました。  
それで産業も養殖コンブというものに走りました。当時の深山町長の先進的な知恵で養殖事業に天然コン  
ブから養殖事業に移るといのは、やる漁業者の方々も大変だったかもしれませんが、それを率先し  
て進めた先見性の目のある町長のリーダーシップで今現在あると思います。

けれども、この養殖コンブも今だんだん跡継ぎとかという問題で、だんだん先が見え始めておりますけ  
ども、それはまた別問題でして、やはりリスクも伴うと。リスクは知ることは早い方が私は対処の仕方も  
早くできると思っています。ですから、質問はまた繰り返しになりますけども、町にやはりある程度  
の時期を見ながら、きっちりした枠組みのものを町内外に福島町あるんだよというものを、ここを中心  
に第2青函トンネルという話し合いがなされているんだよというものを、今スタート台に立ったというこ  
とですから、同時にそこら辺も検討していただければなと思います。

結局、主体性がなくて、ただ通過するだけであれば私は何か様々な面で他町に経済効果なり何かが吸い  
取られるような気がするんです。今の青函トンネルの工事の状況を見ていてもですね。本来は三岳なり白  
符に出る予定だったんです。そうですね、町長ね。それがあつという間に知内にしちゃったんです。だ  
からアレ？という感じですよ。だからそれは仕方がない国家プロジェクトだから仕方がないと言えばそれ  
までです。でも、そこまでに至るのに福島町はどれだけ苦労したかということです。その苦労を今同じ思  
いをしてやって、結果がどう出るんだろうということを我々はもう経験しているわけですから、そういう  
ことにならないようにやはり主体性のある第2青函トンネル工事に向けての構想に向けての主体性を持っ  
て国と話し合っているような体制を是非、鳴海町長に期待して一般質問を終わります。

#### ○議長（溝部幸基）

鳴海青春町長。

#### ○町長（鳴海青春）

ありがとうございます。

本当にトンネル工事をやっていた頃は私も記憶ありますけども、福島は活気があるなという声を多く聞  
いたことがあります。

私、役所に入った時に深山町長がトンネル町長という言われ方をされて、常に札幌・東京へ行って要請  
活動をしていたのを若い頃から見させていただきますので、我々もそういった形の第2のトンネル町長となるよ  
うに、しっかり要請活動をしていきたいと思っていますし、先ほど言いましたとおり本当に最初の頃は  
福島町に青函トンネルの入口ができるんだという思いのなかで要請活動もしっかりしていったつもりだ  
と私も記憶してございます。

そして、それが知内に出るんだと聞いた時に皆でがっかりしたことを記憶に覚えておりますので、ただ、  
今回は幸いかな、今の構想でいきますと福島町の白符地区に何とか出口が出来るのではないのかなという、  
当時から比べると新幹線も当時はかなり勾配を緩くしなければきついというお話でしたが、今回は技術的  
には少し多少勾配がきついても最高マックスで走れるという情報も入ってございますので、そういったこ  
とを考えますと今の構想の絵姿で行きますと、しっかり福島町に出口が出ているという私も何度か絵を見  
させていただいておりますので、当然そうなりますと前とは違った意味でのまちづくりというのがまた絵  
姿が出来てくるんだという風に思っておりますので、そういったのも含めて、まずは夢を実現させる動  
きだすことがまず必要だと思いますので、その動くための予算なりスタートを国がやるよというGOサイ  
ンを出すまで、しっかり我々は大きな声を出していくことが、これまで長い青函トンネル工事の北海道側  
基地としての歴史を歩んできた町としての努めだという風に私は思っておりますので、是非私もその先  
頭に立って、しっかり国の方に要請活動をして行って、1日、1年でも2年でも早くそういったものを町

民の皆さまにお示しできるような活動を展開してまいりたいと思っておりますので、どうか議員の皆さまもしっかりそういったご支援をお願いをしたいと思っておりますし、それにはまた町民の本当に大きな声が私は必要だという風に思っておりますので、そういったものも我々が巻き起こせるような運動展開をしていきたいという風に思っておりますので、よろしくどうぞお願いしたいと思っております。

○議長（溝部幸基）

よろしいですか。

一般質問を終わります。

---

◎延 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、本日はこれで延会することに決定いたしました。

---

◎休 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

さらに、お諮りいたします。

予算審査特別委員会の議案審査等のため、3月18日まで休会にいたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、3月18日まで休会とすることに決定いたしました。

---

◎延 会 宣 告

---

○議長（溝部幸基）

本日は、これで延会いたします。

どうもご苦労さまでした。

---

（延会 19時32分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 熊 野 茂 夫

署 名 議 員 藤 山 大

## 令和7年度

# 福島町議会定例会3月会議

令和8年3月12日（木曜日）第2号

### ◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第54号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例  
議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
発委第13号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例  
議案第64号 第6次福島町総合計画の変更について  
議案第65号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について  
議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「横綱の里ふくしま」）  
議案第73号 福島町財政調整基金の積立金の処分について  
議案第66号 令和8年度福島町一般会計予算  
議案第67号 令和8年度福島町国民健康保険特別会計予算  
議案第68号 令和8年度福島町介護保険特別会計予算  
議案第69号 令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第70号 令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算  
議案第71号 令和8年度福島町水道事業会計予算  
議案第72号 令和8年度福島町浄化槽事業会計予算  
(予算審査特別委員会報告)
- 日程第3 同意第3号 監査委員の選任について
- 日程第4 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 令和8年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

### ◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第54号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例  
議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例  
発委第13号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例  
議案第64号 第6次福島町総合計画の変更について  
議案第65号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について  
議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「横綱の里ふくしま」）  
議案第73号 福島町財政調整基金の積立金の処分について  
議案第66号 令和8年度福島町一般会計予算  
議案第67号 令和8年度福島町国民健康保険特別会計予算  
議案第68号 令和8年度福島町介護保険特別会計予算  
議案第69号 令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第70号 令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算  
議案第71号 令和8年度福島町水道事業会計予算  
議案第72号 令和8年度福島町浄化槽事業会計予算  
(予算審査特別委員会報告)
- 日程第3 同意第3号 監査委員の選任について

日程第4 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 令和8年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

---

◎出席議員（8名）

議長	10番	溝部 幸基			
	1番	藤山 大	2番	杉村 志朗	
	3番	佐藤 孝男	4番	小鹿 昭義	
	5番	平沼 昌平	6番	木村 隆	
	7番	熊野 茂夫	8番	（欠員）	

---

◎欠席議員（1名）

副議長 9番 平野 隆雄

---

◎出席説明員

町長	鳴海 清春	副町長	小鹿 一彦
総務課長	小鹿 浩二	企画課長	村田 洋臣
産業課長	福原 貴之	<small>町民課長兼文化部長兼観光課長</small>	深山 肇
町民課参事兼会計管理者	古 一 直 喜	福祉課長	佐藤 和利
建設課長	紙 谷 一	福祉センター次長	(石川 秀二)
教育長	小野寺 則之	事務局長兼給食センター長	石川 秀二
監査委員	本庄屋 誠	監査委員	高田 重美
監査委員補助職員	(鍋谷 浩行)		

---

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

議会事務局長	鍋谷 浩行	議会事務局議事係長	山下 貴義
議会事務局議事係	角谷 里紗		

---

---

◎開 会 ・ 開 議 宣 告

---

○議長（溝部幸基）

出席ご苦労さまです。

3月10日に引き続き、会議を開きます。

本日の議事日程・諸般の報告は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。  
直ちに本日の会議を開きます。

---

◎会議録署名議員の指名

---

○議長（溝部幸基）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

2番杉村志朗議員、3番佐藤孝男議員を指名いたします。

---

- ◎議案第54号 福島町ふるさと暮らし応援条例の一部を改正する条例
  - ◎議案第56号 特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
  - ◎発委第13号 福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例
  - ◎議案第64号 第6次福島町総合計画の変更について
  - ◎議案第65号 福島町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
  - ◎議案第81号 公の施設の指定管理者の指定について（道の駅「横綱の里ふくしま」）
  - ◎議案第73号 福島町財政調整基金の積立金の処分について
  - ◎議案第66号 令和8年度福島町一般会計予算
  - ◎議案第67号 令和8年度福島町国民健康保険特別会計予算
  - ◎議案第68号 令和8年度福島町介護保険特別会計予算
  - ◎議案第69号 令和8年度福島町後期高齢者医療特別会計予算
  - ◎議案第70号 令和8年度福島町国民健康保険診療所特別会計予算
  - ◎議案第71号 令和8年度福島町水道事業会計予算
  - ◎議案第72号 令和8年度福島町浄化槽事業会計予算
- 

○議長（溝部幸基）

日程第2 議案第54号 ふるさと暮らし応援条例の一部改正。

議案第56号 特別職職員給与条例の一部改正。

発委第13号 議会議員歳費・費用弁償等条例の一部改正。

議案第64号 第6次総合計画の変更。

議案第65号 過疎地域持続的発展市町村計画の変更。

議案第81号 道の駅「横綱の里ふくしま」の指定管理者の指定。

議案第73号 財政調整基金積立金の処分。

議案第66号 令和8年度一般会計予算。

議案第67号 令和8年度国民健康保険特別会計予算。

議案第68号 令和8年度介護保険特別会計予算。

議案第69号 令和8年度後期高齢者医療特別会計予算。

議案第70号 令和8年度国民健康保険診療所特別会計予算。

議案第71号 令和8年度水道事業会計予算。

議案第72号 令和8年度浄化槽事業会計予算。

以上、14件の案件を一括議題といたします。

14件の案件につきましては、先般の本会議において、予算審査特別委員会に付託されたものであり

ます。

休会中に審査を終了しておりますので、結果の報告を求めます。

5番平沼昌平予算審査特別委員長。

○**5番（平沼昌平）**

予算審査特別委員会の審査結果の報告をいたします。

ただいま議題となっております14件の案件につきましては、3月10日開催の定例会3月会議において、休会中に審査すべき事件として本委員会に付託されたものでございます。

3月11日から12日までの2日間、慎重に審査の結果、条例の一部改正3件、計画の変更2件、指定管理者の指定1件、積立金の処分1件、令和8年度各会計予算7件の計14件の案件について、本委員会としては、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものといたしました。

審査の経過・採決の結果等につきましては、諸般の報告（第2号）に記載のとおりですので、ご覧願います。

甚だ簡単ですが、予算審査特別委員会の報告を終わります。

○**議長（溝部幸基）**

予算審査特別委員長の報告が終わりましたので、報告に対する質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○**議長（溝部幸基）**

討論を終わります。

採決を行います。

「原案のとおり可決すべきもの」との、予算審査特別委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○**議長（溝部幸基）**

起立全員であり、14件の案件は可決いたしました。

---

◎**同意第3号 監査委員の選任について**

---

○**議長（溝部幸基）**

日程第3 同意第3号 監査委員の選任を議題といたします。

高田監査委員の退席を求めます。

暫時休憩いたします。

（休憩 11時34分）

（再開 11時34分）

---

○**議長（溝部幸基）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○**町長（鳴海清春）**

議案の139ページをお願いいたします。

同意第3号 監査委員の選任について。

福島町監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

令和8年3月10日提出、福島町長。

氏名、高田重美。年齢、70歳。

高田氏について、若干補足説明をさせていただきます。

同意第3号関係資料にありますように、高田氏におかれましては、令和3年3月まで福島郵便局長を長らくお勤めになってございます。

公職歴として平成15年4月から令和3年3月まで福島町防災会議委員を務めてございます。

高田氏は学校は違いますが、私と同年代であり、人柄につきましては温厚かつ誠実でございます。長年の郵便局長の経験が監査業務に活かされるものと考えており、また、監査委員に求められる公正かつ公平な判断ができる方でございます。

監査委員の選任にあたって同意くださるよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくどうぞお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

同意第3号に賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第3号は決定いたしました。

高田監査委員の復席を求めます。

暫時休憩いたします。

---

（休憩 11時36分）

（再開 11時36分）

---

○議長（溝部幸基）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

---

◎同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

---

○議長（溝部幸基）

日程第4 同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鳴海清春町長。

○町長（鳴海清春）

議案の141ページをお願いいたします。

同意第4号 固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求めるものでございます。

令和8年3月10日提出、福島町長。

氏名、飯田富雄。年齢、69歳。

飯田富雄氏について、若干補足説明させていただきます。

同意第4号関係資料にありますように、飯田氏におかれましては、昭和49年3月に木古内高等学校を卒業され、私と一緒に同年4月に福島町役場に奉職してございます。以来、町民課社会係をはじめ税務課徴収係および賦課係を経験し、平成22年4月に教育委員会学校給食センター長学校教育課参事、税務課長及び会計管理者などを歴任し、平成28年3月に定年退職とさせていただきます。

飯田氏も私と同期であり、税務課の会計も長く固定資産評価に大切な公平・公正な判断を持ち合わせており、また、人柄については温厚で誠実かつ実直な方でございます。

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意くださるよう、お願い申し上げます。

以上、簡単ですが、提案にあたっての説明とさせていただきます。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（溝部幸基）

提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

討論を終わります。

採決を行います。

同意第4号に賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

○議長（溝部幸基）

起立全員であり、同意第4号は決定いたしました。

---

### ◎令和8年度定例会開会中の正・副議長及び常任委員の出張承認について

---

○議長（溝部幸基）

日程第5 令和8年度定例会開会中の正・副議長、議員、常任委員の出張承認を議題といたします。

令和8年度定例会開会中、議会において出席・派遣を要する諸行事、慶弔、会議、研修、陳情等について、正・副議長、議員、常任委員を出張させたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りしたとおり承認することに決定いたしました。

出席・派遣する議員等については、その都度、議長において指名することにいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定いたしました。

---

### ◎休 会 の 議 決

---

○議長（溝部幸基）

お諮りいたします。

本3月会議に付議された案件の審議をすべて終了いたしましたので、会議条例第10条の規定により、令和7年度定例会を休会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（溝部幸基）

ご異議なしと認めます。

令和7年度定例会は、本日で休会することに決定いたしました。

---

## ◎休 会 宣 告

---

### ○議長（溝部幸基）

これで本日の会議を閉じます。

長期間の審議、どうもご苦労さまでした。

---

(休会 11時40分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北海道松前郡福島町議会

議 長 溝 部 幸 基

署 名 議 員 杉 村 志 朗

署 名 議 員 佐 藤 孝 男